

# 坂戸市地域防災計画 改定案

令和4年3月



## 目 次

第1編 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 目的	1
第2節 内容	1
第3節 計画の運用	5
第4節 計画の効果的推進	6
第2章 坂戸市の概要と災害想定	7
第1節 坂戸市の概要	7
第2節 災害想定	13
第3章 防災組織	18
第1節 市防災会議	19
第2節 各機関の業務の大綱	20
第3節 災害対策本部及び現地災害対策本部	29
第4節 消防機関	30
第5節 水防機関	32
第6節 市民による防災組織	33
第2編 災害予防対策編	1
第1章 災害被害の軽減	1
第1節 基本方針	1
第2節 防災拠点及び輸送ルートの確保	3
第2章 災害に強い地域社会づくり	7
第1節 防災力の向上	7
第2節 ボランティア活動の強化	12
第3章 災害に強いまちづくり	14
第1節 安全・安心な生活基盤の整備	14
第2節 地盤災害の予防	21
第3節 地震火災	24
第4節 調査研究	27
第4章 市民の安全の確保	28
第1節 情報収集・連絡・伝達体制の確保	28
第2節 救助・避難・誘導体制の整備	32
第3節 要配慮者の安全確保	36
第4節 帰宅困難者対策	42
第5章 応急対策の備え	45
第1節 物資・資機材・用地等の確保	45
第2節 医療・環境衛生対策	50
第3節 被災住宅対策	55
第4節 文教・保育対策	57

<b>第3編 震災応急対策編</b>	1
<b>第1章 活動体制</b>	1
<b>第1節 基本方針</b>	1
<b>第2節 応急活動体制</b>	1
<b>第3節 救急救助体制</b>	9
<b>第4節 応援要請・要員確保</b>	13
<b>第5節 応援の受入れ</b>	16
<b>第6節 自衛隊の派遣</b>	20
<b>第7節 救助法の適用</b>	23
<b>第2章 情報収集・伝達・広報</b>	26
<b>第1節 災害情報の収集・伝達</b>	26
<b>第2節 広報広聴活動</b>	30
<b>第3章 市民の安全の確保</b>	33
<b>第1節 避難・収容対策</b>	33
<b>第2節 要配慮者の支援</b>	41
<b>第3節 消防・危険物対策</b>	44
<b>第4節 道路交通対策</b>	47
<b>第5節 帰宅困難者対策</b>	49
<b>第4章 被災生活の支援</b>	53
<b>第1節 物資供給対策</b>	53
<b>第2節 緊急輸送対策</b>	59
<b>第3節 環境衛生対策</b>	62
<b>第4節 遺体の取扱い</b>	67
<b>第5節 建物等被害対策</b>	69
<b>第6節 ライフライン施設対策</b>	73
<b>第7節 応急仮設住宅対策</b>	77
<b>第8節 文教・保育対策</b>	79
<b>第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画</b>	83
<b>第6章 最悪事態への対応</b>	87
<b>第1節 最悪事態を設定する目的</b>	87
<b>第2節 最悪事態への対応</b>	87
<b>第3節 最悪事態の共有と取組の実施</b>	88
 <b>第4編 風水害応急対策編</b>	1
<b>第1章 活動体制</b>	1
<b>第1節 応急活動体制</b>	1
<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	5
<b>第2章 警戒段階の活動</b>	16
<b>第1節 水防活動</b>	16
<b>第2節 警戒段階の活動体制</b>	18
<b>第3節 避難・収容対策</b>	20

第4節 土砂災害対策.....	30
第3章 発災段階の活動.....	34
第1節 発災段階の活動体制.....	34
第2節 救急救助体制.....	38
第3節 応援要請・要員確保.....	38
第4節 応援の受入れ.....	38
第5節 自衛隊の派遣.....	38
第6節 救助法の適用.....	38
第7節 被災生活の支援.....	38
 第5編 その他の災害対策編.....	1
第1章 自然災害対策.....	1
第1節 龍巻・突風等災害対策.....	1
第2節 火山噴火降灰災害対策.....	8
第3節 雪害対策.....	15
第4節 農作物等災害対策.....	22
第2章 事故災害対策.....	24
第1節 火災対策.....	24
第2節 放射線関係事故災害対策.....	30
第3節 危険物等災害対策.....	40
第4節 道路災害対策.....	45
第5節 鉄道事故災害対策.....	49
第6節 航空機事故災害対策.....	52
 第6編 複合災害対策編.....	1
第1章 複合災害対策の考え方.....	1
第1節 基本方針.....	1
第2節 対策の方向性.....	1
第3節 複合する可能性のある災害の種類.....	2
第4節 対応の困難性の分析.....	2
第2章 予防対策.....	3
第3章 応急対策.....	5
 第7編 広域応援編.....	1
第1節 基本方針.....	1
第2節 事前対策.....	3
第3節 応急対策.....	4
第4節 復旧・復興対策.....	6

第8編 災害復旧・復興対策編.....	1
第1章 基本方針.....	1
第2章 迅速な災害復旧.....	1
第1節 災害復旧事業計画の作成.....	1
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	2
第3節 災害復旧事業の実施.....	3
第3章 計画的な災害復興.....	4
第1節 災害復興対策本部の設置.....	4
第2節 災害復興計画の策定.....	4
第3節 災害復興事業の実施.....	5
第4章 民生安定のための緊急措置.....	6
第1節 市民の生活確保.....	6
第2節 被災者台帳の整備.....	6
第3節 罷災証明書の発行.....	7
第4節 義援金・義援物資の受入配分.....	9
第5節 経済的援護.....	10

# 第1編 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 目的

坂戸市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、坂戸市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画であり、防災関係機関が行うべき事務及び業務の大綱を定めて、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、万全を期することを目的とする。

### 第2節 内容

#### 第1 基本方針

平成23年の東日本大震災以降も、国内では震度5以上規模の地震災害が複数回起こっており、さらには南海トラフ地震への警戒も高まっている。風水害については、平成30年の西日本豪雨や、坂戸市においても大きな被害のあった令和元年東日本台風などが発生した。気候変動の影響で数十年に一度といわれる規模の自然現象が頻発している。

災害への直接的な備えに加え、帰宅困難者対策、物流ネットワークの確保、電力の確保など、災害時の教訓を生かした具体的な体制整備・強化が求められている。

本計画の今回の改定に当たっては、過去の災害を受けて見直された災対法や埼玉県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）の改定を踏まえ、災害の発生を防ぐことは不可能であったとしても、人命が失われないことを基本に、経済的被害をできるだけ少なくし、市民生活が早期に回復できるよう、総合的な対策を進めるものとする。そのために、次の4点を基本方針とする。

- ① 被害を最小限にとどめるために、日頃から減災を重視した取組を進める。
- ② 防災・減災に関する総合的な行政運営の指針として本計画を活用する。
- ③ 市民が自ら地域防災を進めるための指針・資料として本計画を活用する。
- ④ 災害発生時には、市民、企業・事業所、行政及び防災関係機関が連携した取組を進める。

## 第2 計画の構成

本計画は、坂戸市（以下「市」という。）に係る災害に対処する活動の指針として、「総則」、「災害予防対策編」、「震災応急対策編」、「風水害応急対策編」、「その他の災害対策編」、「複合災害対策編」、「広域応援編」、「災害復旧・復興対策編」、「資料編」及び「様式編」で構成する。

### 1 総則

総則は、防災対策の基本として、計画の考え方、対象とする災害、計画に関わる防災組織について示す。

### 2 災害予防対策編

災害予防対策編は、地震、風水害、集中豪雨及び局地的豪雨等の災害に共通する被害軽減のための予防対策を示す。

### 3 震災応急対策編

震災応急対策編は、県被害想定調査の結果を踏まえて、地震発生後の応急対策、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置及び最悪事態への対応を示す。

### 4 風水害応急対策編

風水害応急対策編は、市における既往風水害の経験を踏まえた応急対策とともに、高麗川、越辺川等の河川の氾濫による洪水の発生への対策及び土砂災害に対する対策を示す。

### 5 その他の災害対策編

その他の災害対策編は、地震・風水害以外の竜巻・突風、火山噴火等の自然災害対策及び人為災害である火災、放射性物質事故、危険物事故等の対策を示す。

### 6 複合災害対策編

複合災害対策編は、地震と風水害等が複合して発生した場合の対策を示す。

### 7 広域応援編

広域応援編は、首都圏広域災害時等に県内外他市町村の応援が必要となる場合、あるいは県内外他市町村からの応援要請があった場合の、国と県と協働した上の全体の流れを示す。

### 8 災害復旧・復興対策編

災害復旧・復興対策編は、復旧、復興に係る対策及び市民生活の安定を図る対策を示す。

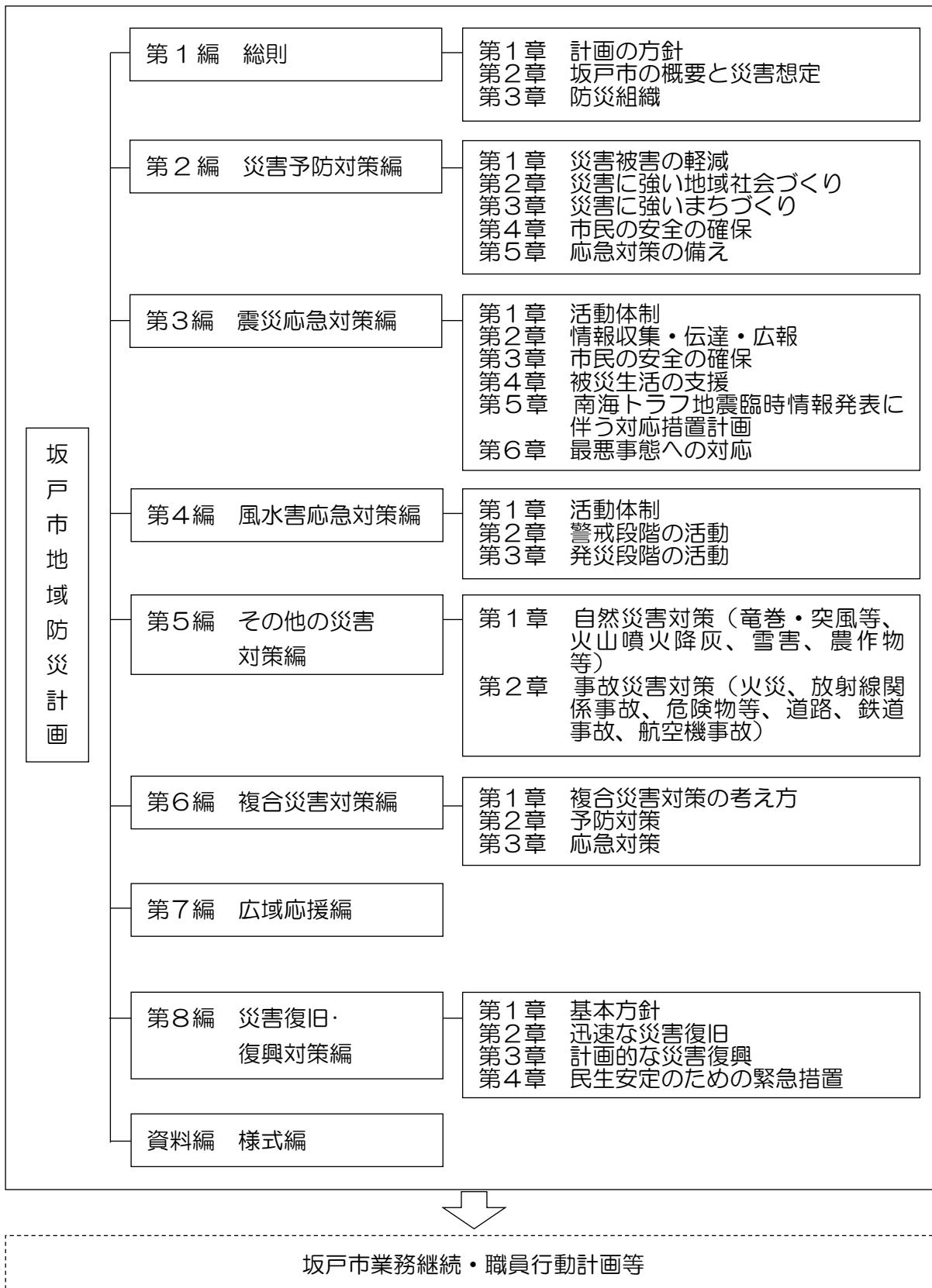
### 第3 計画の用語

---

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

市	坂戸市
本計画	坂戸市地域防災計画
県	埼玉県
県防災計画	埼玉県地域防災計画
災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した 団体・企業等
県地震被害想定調査	平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

※組織名（部・課名）は令和4年4月以降の組織名とする。



【図 坂戸市地域防災計画の構成】

## 第3節 計画の運用

### 第1 計画の策定及び修正

市は、市防災会議を設置し、本計画を策定する。市防災会議は、本計画に毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めるときは速やかに修正を行うものとする。

市は、災害予防対策に係る計画内容について、各課において計画を推進するとともに、実施計画については坂戸市総合振興計画・基本計画に合わせて見直しを行う。

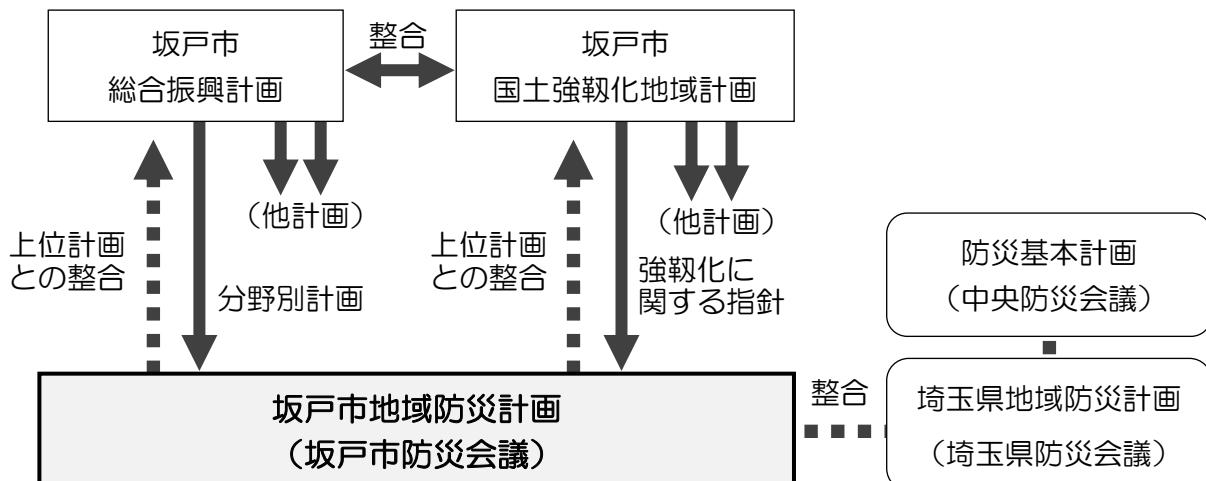
また、本計画の総合的な施策展開を図るために、防災安全課が進行管理に当たる。

今回の改定は、近年の地震災害及び風水害以降、国において行われた防災基本計画の見直しや災対法の改正及び令和2年度の県防災計画の改定を踏まえ、本計画の充実・強化を図るために、計画の構成、内容について修正を行う。

### 第2 他の計画との関係

本計画は、災対法に定められた市に関わる災害対策に関する基本的、総合的な計画であり、県防災計画との整合を図る。

また、本計画は坂戸市総合振興計画の防災に係る分野別計画として位置付けるものである。加えて、坂戸市国土強靭化地域計画による強靭化に関する指針とも整合させるものである。



【図 他の計画との関係】

## 第4節 計画の効果的推進

### 1 自助、共助による減災への取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進める。

### 2 男女共同参画の視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を進める。

### 3 人的ネットワークの強化

市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

### 4 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進める。

- ・計画に基づく各種マニュアルの作成、定期的な点検や訓練等を通じた職員への周知徹底、検証
- ・点検や訓練から得られた関係機関等間の調整に必要な事項や教訓等の反映

また、計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに、制度等の整備・改善について検討、実施する。

### 5 計画の習熟と周知徹底

計画の推進を図るために、市、関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するように努める。

## 第2章 坂戸市の概要と災害想定

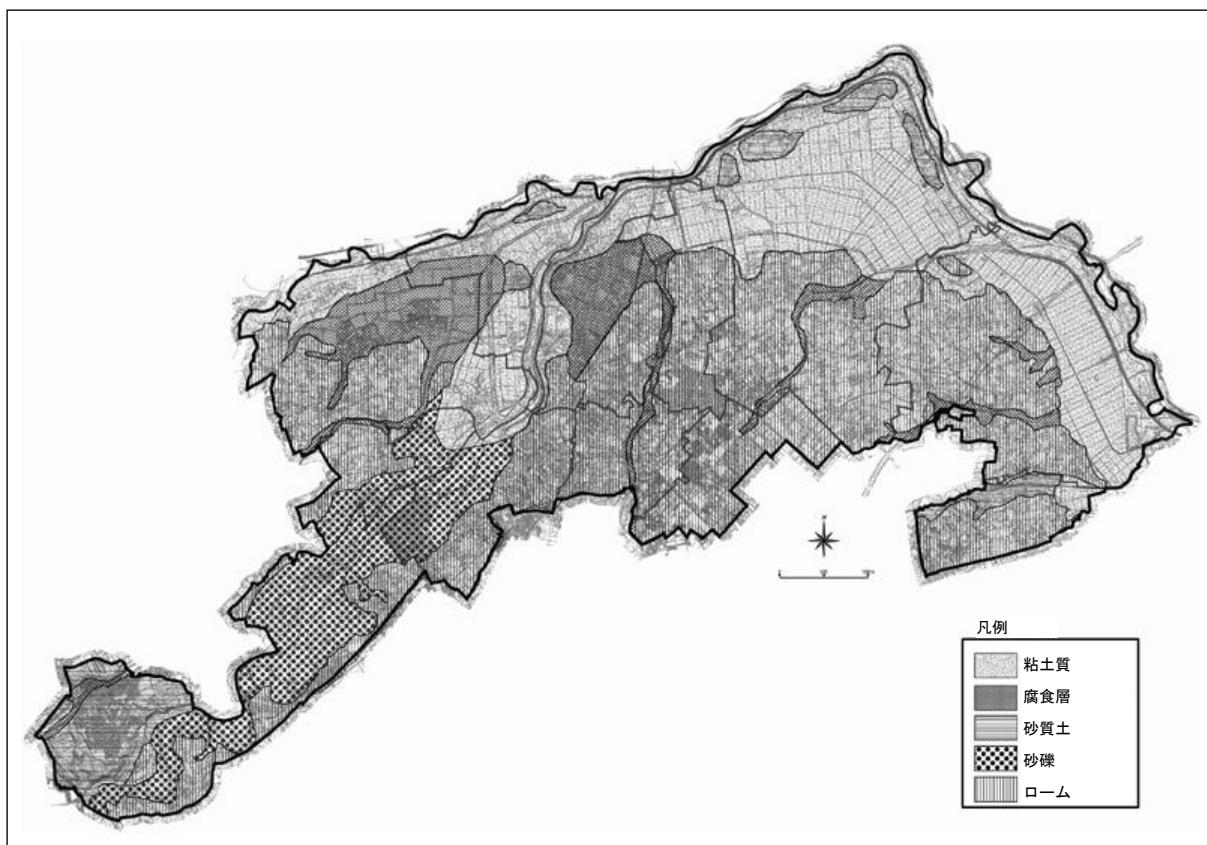
### 第1節 坂戸市の概要

#### 第1 位置・地勢

市は、埼玉県のほぼ中央、東経139度24分、北緯35度57分（市役所庁舎）に位置し、東西12.7km、南北9.3km面積41.02km<sup>2</sup>の広さである。

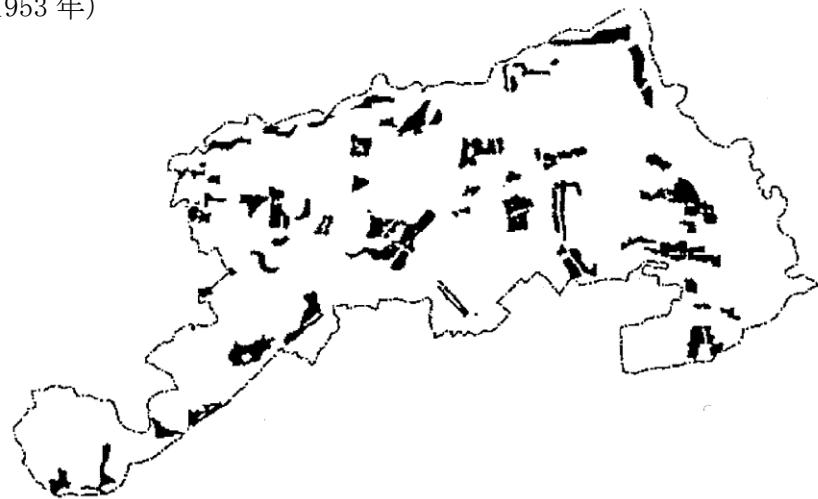
地勢は、概ね平坦であるが、西端は毛呂山丘陵の一部をなす城山があり、この丘陵を背に高麗川が南西から東へ貫流し、北部及び東部市境をなす越辺川に合流している。河川沿いは、低地を形成しているが、高麗川を挟み、南東部は坂戸台地、北西部は毛呂山台地となっている。地質は地形を反映し、丘陵となる城山は飯能礫層、坂戸・毛呂山台地はローム層、低地は概ね三つに分かれ、高麗川・越辺川上流は砂礫、高麗川と越辺川合流後の下流域は粘性土と砂質土、台地内河川は腐植土主体の軟弱地層が覆っている。

市は、東京都心から45km圏という地理的条件に恵まれ、昭和40年代後半から独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）や民間開発による宅地化が急速に進行し、東武東上線及び東武越生線の各駅を中心に市街地が形成されてきた。また、市東部及び西部には工業団地があることも特徴となっている。



【図 坂戸市の地質】

昭和 28 年（1953 年）



昭和 50 年（1975 年）



平成 24 年（2012 年）

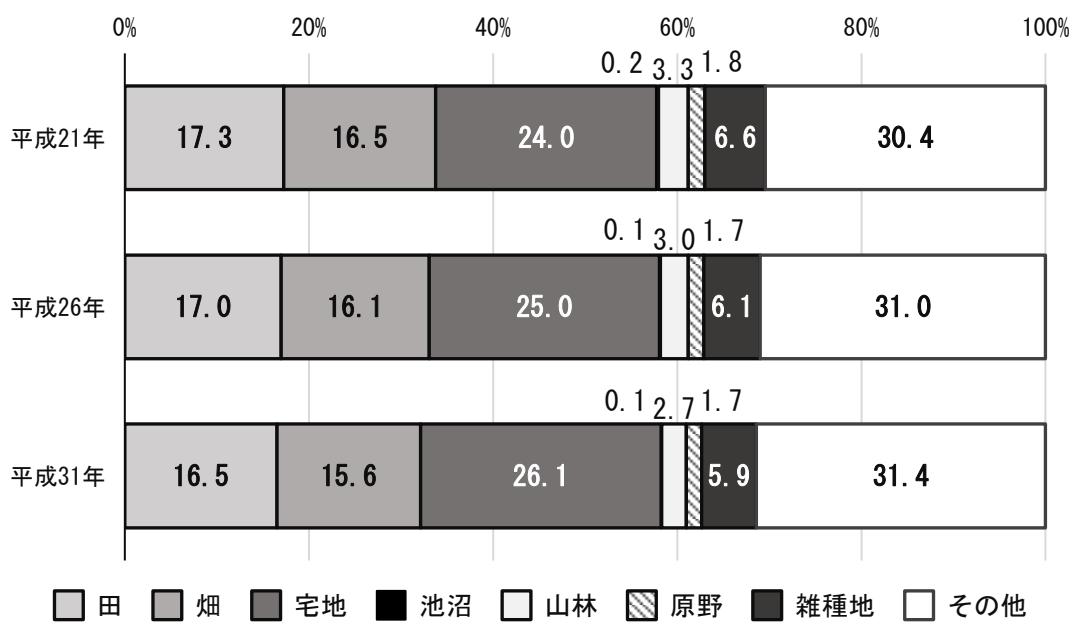


【図 宅地化変遷（1/50,000 地形図等より作成）】

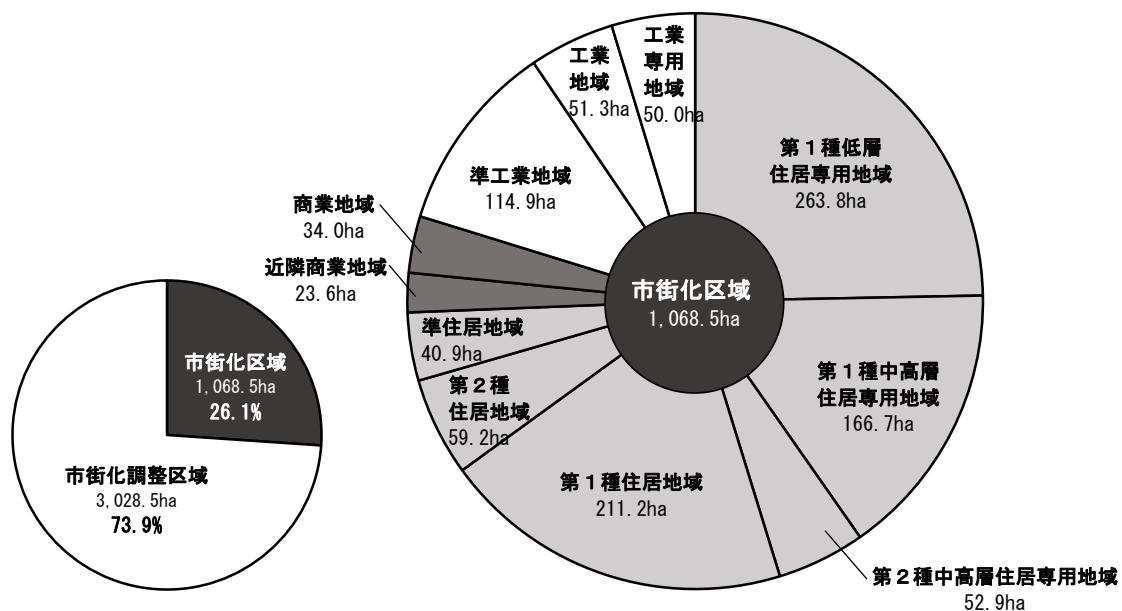
## 第2 土地利用

市の土地利用を地目別土地利用面積で見ると、平成31年1月1日時点では、田が16.5%、畑が15.6%、宅地が26.1%、池沼が0.1%、山林が2.7%、原野が1.7%、雑種地が5.9%、その他が31.4%となっており、田、畑が占める割合が高い。平成15年以降、田、畑及び山林が微減、宅地が微増している。その他は、平成20年以降雑種地からの土地利用転換が多い。

また、土地利用規制では、市街化調整区域が特に多く73.9%、市街化区域が26.1%であり、市街化区域は住居系用途地域が74.4%を占めており、住宅都市としての性格が表れている。



【図 地目別土地利用面積割合（統計坂戸令和元年版：各年1月1日時点）】

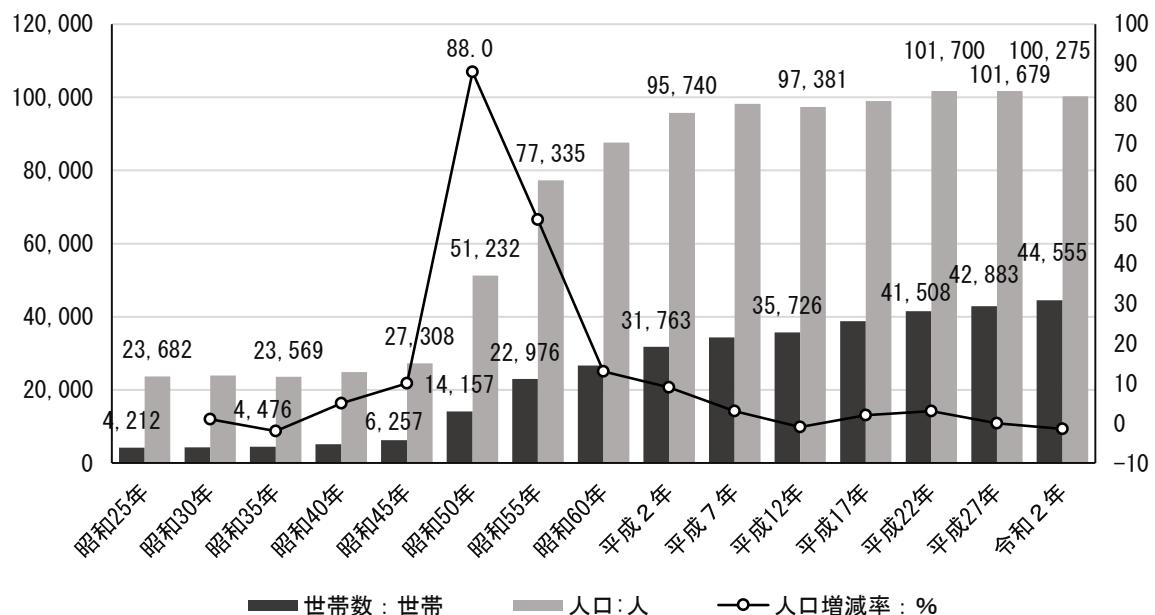


【図 土地利用規制面積（統計坂戸令和元年版）】

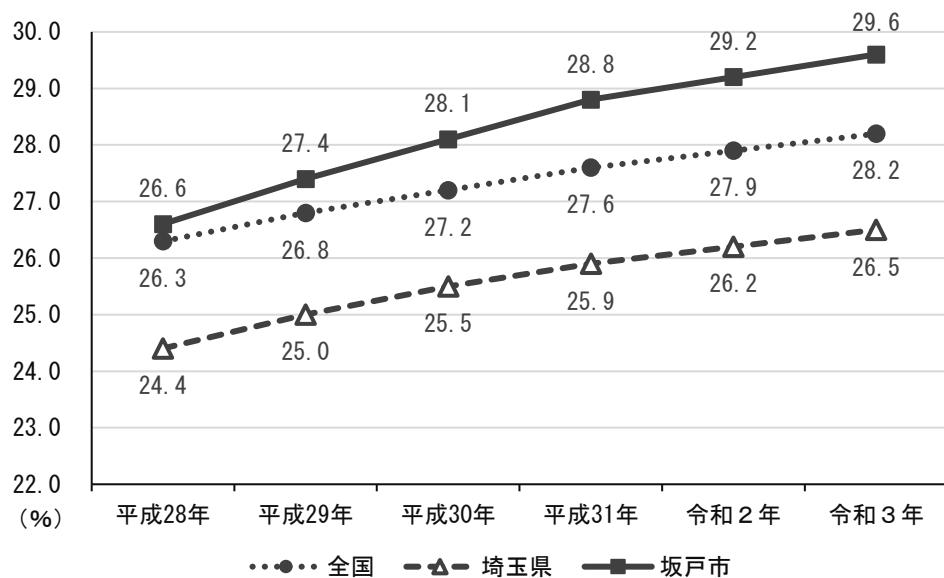
### 第3 人口

市の人口は、令和2年10月1日時点で、100,275人、44,555世帯（令和2年国勢調査）である。人口推移を見ると、UR都市機構や民間の開発による宅地化が急速に進行した昭和45年から50年にかけて88.0%の増加率を示しており、その後も増加が続いたが、平成7年以降は微増と微減を重ね、概ね100,000人前後となっている。

近年は高齢化が進行し、令和3年の高齢化率は29.6%であり、年々全国及び県よりも高くなっている。



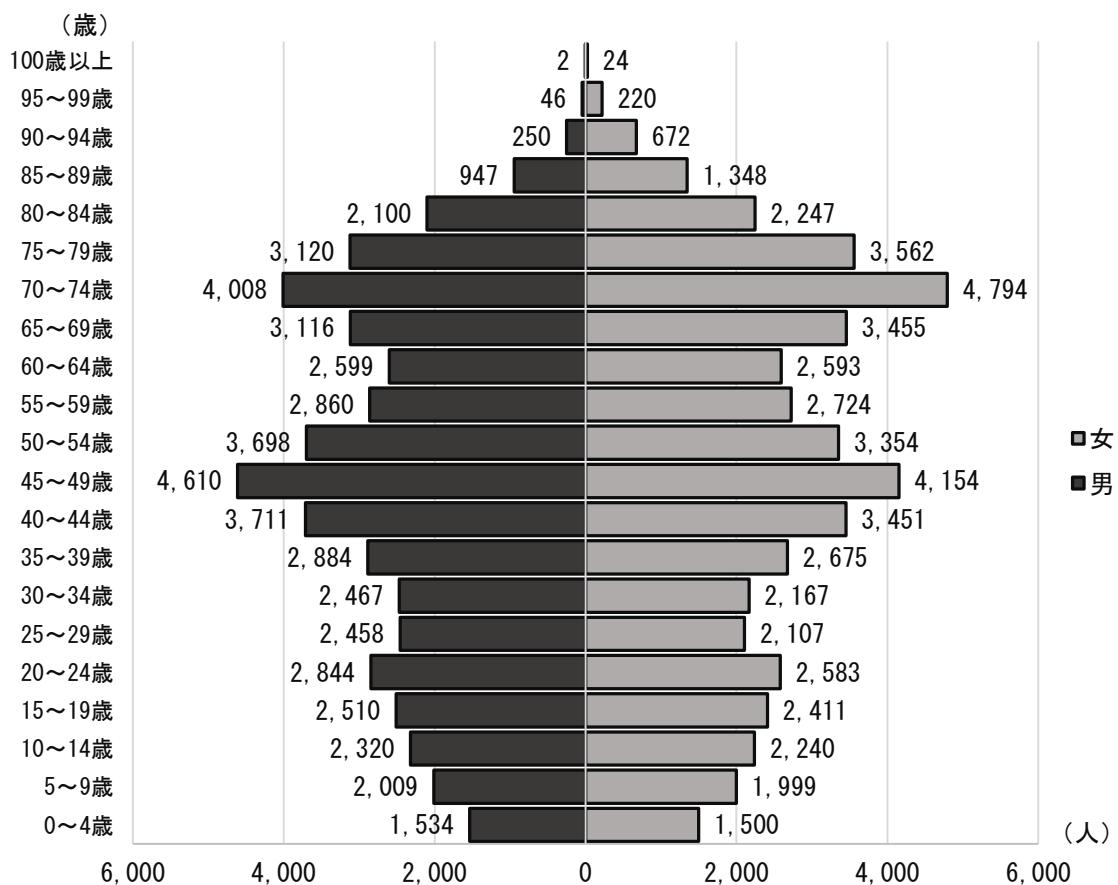
【図 人口・世帯の推移（国勢調査：各年10月1日時点）】



【図 高齢化率の推移（住民基本台帳：各年1月1日時点）】

令和3年4月1日時点の年齢別人口では、70～74歳の団塊の世代とその前後の年齢層と、団塊ジュニアに当たる45～49歳前後の年齢層が多い。

令和3年の乳幼児、障害者手帳所持者、要支援・要介護認定者、外国人等の要配慮者は15,200人であり、市人口の約15%を占めている。



【図 坂戸市の男女別年齢別人口（住民基本台帳：令和3年4月1日時点）】

【表 要配慮者の状況】

項目	人 数	
乳幼児（0～5歳児）	3,787	
障害者手帳所持者	身体障害者手帳所持者	2,765
	精神障害者保健福祉手帳所持者	770
	療育手帳所持者	724
要支援・要介護認定者	要支援認定者	1,129
	要介護認定者	3,089
外国人	2,936	
計	15,200	

乳幼児、外国人 住民基本台帳：令和3年4月1日時点

障害者手帳所持者 身体障害者手帳交付状況：令和3年3月31日時点

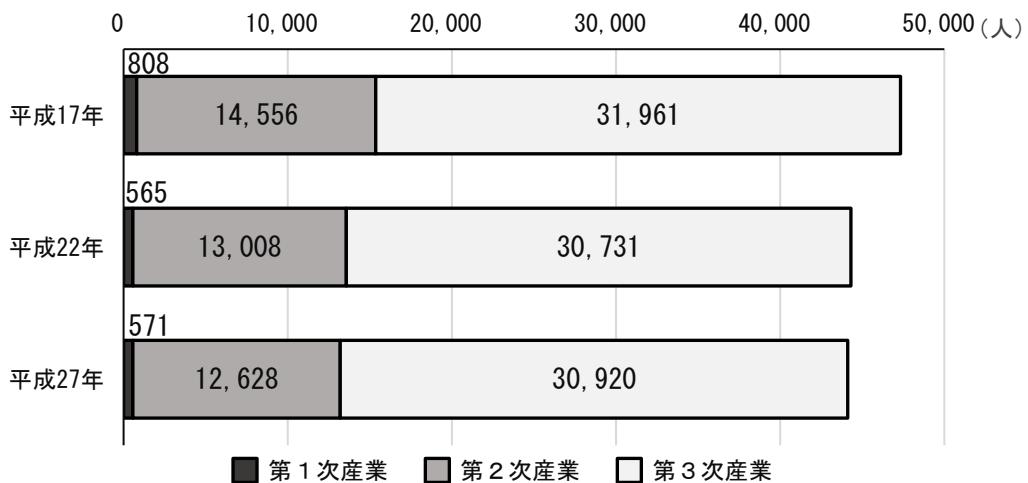
療育手帳交付状況：令和3年3月31日時点

要支援・要介護認定者 介護保険事業状況報告：令和3年3月31日時点

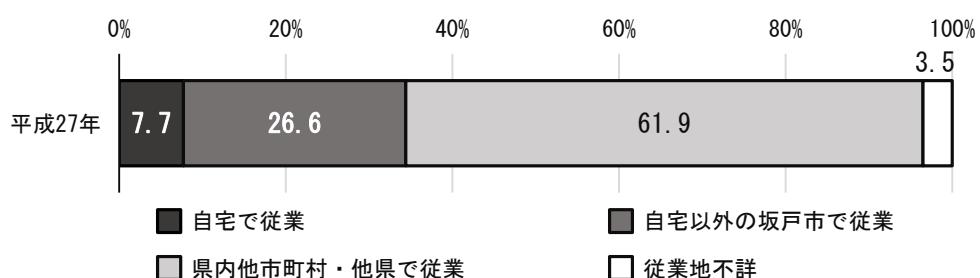
## 第4 産業

産業別就業者数は、平成27年現在44,119人であり、第3次産業が特に多く30,920人で70.1%を占め、第2次産業が12,628人(28.6%)、第1次産業が571人(1.3%)である。平成17年以降就業者数が減少しており、特に第2次産業の減少が著しい。

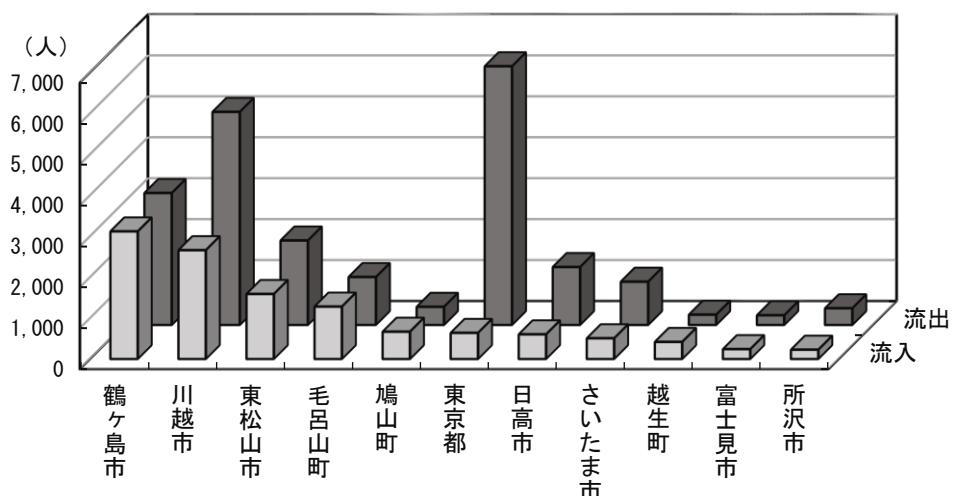
常住地による就業者割合では自宅を含めた市内が34.3%を占め、市外への流出は東京都及び川越市が多く、流入は川越市のほか、近隣の鶴ヶ島市、毛呂山町、東松山市が多くなっている。



【図 産業別就業者数（国勢調査：各年10月1日）】



【図 常住地による就業者割合（国勢調査：平成27年10月1日）】



【図 常住地及び就業地別就業者数（国勢調査：平成27年10月1日）】

## 第2節 災害想定

---

### 第1 既往災害の状況

市の河川は、一級河川として越辺川、高麗川、葛川及び飯盛川（一部雨水幹線）があり、準用河川は谷治川がある。これらの河川は、概ね市内を西から東へと流下している。近年の流域における開発及び土地利用の変化は、土地の持つ保水・浸透機能を低下させ都市型水害の発生や危険箇所が拡大する傾向にある。

昭和 20 年以降、市における既往水害で大きな被害があったものとして、昭和 22 年のカスリーン台風、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 41 年の台風第 26 号、平成 11 年 8 月 13 日に発生した、熱帯低気圧の影響による集中豪雨（以下、「8.13 集中豪雨」という。）及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）等がある。

越辺川については、昭和 22 年のカスリーン台風による堤防の決壊や、昭和 57 年の入西地区（北浅羽）での溢水等があった。そのため、築堤に併せて「特定緊急事業」の指定による改修が行われた。

特に令和元年東日本台風では、越辺川右岸（川越市平塚新田地先）の堤防が約 70m にわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生した。人的被害として救出人数は 250 人を超える、市内 20 か所以上の避難所で 3,600 人の避難者が発生した。建物被害でも、床上浸水 193 戸、床下浸水 160 戸、大規模半壊 1 戸、一部損壊 13 戸と、これまでにない規模の被害となった。

また、この災害を契機に「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」が市を含む関係市町、県及び国で連携のもと発足し、多重防御治水と減災対策の推進の取組を進めている。

高麗川については、築堤整備が進められている。河川からの逆流による水害対策として、越辺川と飯盛川の合流部における樋門が平成 14 年 1 月に完成し、平成 16 年度には排水機場が設置された。

その他の河川流域、特に大谷川では、台風時や集中豪雨時の内水氾濫や排水問題等都市型水害が多発する傾向にある。そのため、その対策として越辺川と大谷川の合流部における水門が平成 17 年度に設置され、平成 19 年度に排水機場が設置された。

また、葛川の対策として、高麗川への放水路が平成 21 年度に完成し、平成 22 年 3 月には越辺川との合流部に水門が設置された。

地震災害は、関東大震災において 2 名の罹災者に対する税の免除の記録がある。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、家屋の一部損壊 292 棟、埠等の損壊 15 か所の被害が発生した。

また、平成 26 年 2 月 14 日に発生した大雪災害では、住宅の一部損壊、カーポートの損壊、農業施設被害、自家用車、トラック等の車両の立ち往生による交通まひ、駅における帰宅困難者等が発生した。

この他の気象災害は、雷、雹（ひょう）による災害や、風による災害が挙げられる。平

成27年には台風第18号の影響により突風が起り、市内住家の屋根瓦が破損するなどの被害を受けている。

土砂災害は、本市では、多和目、西坂戸三丁目地内の土砂災害危険箇所及びその周辺が、平成26年3月に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

【表 水害被害状況】

水害事例	被災年	家屋被害（世帯）			人的被害（人）	
		床上浸水	床下浸水	流出・全半壊	死者	負傷者
カスリーン台風	昭和22年	300	7	14	5	1
伊勢湾台風	昭和34年	-	-	73	0	9
台風第26号	昭和41年	12	92	263	1	21
8.13集中豪雨	平成11年	134	174	0	0	0
令和元年東日本台風	令和元年	193	160	1	0	5

## 第2 被害想定と対応策

### 1 地震被害想定

県被害想定調査では、下表に示す5タイプの地震について被害想定を行っている。比較的切迫性が高い地震は「東京湾北部地震」であるが、本市では震度5弱と5強となる。

一方、同調査は、活断層型地震の想定も行っており、「関東平野北西縁断層帯地震※（破壊開始点北）」が市の被害が最も多くなっており、この地震による想定される震度は、市域の大半が震度6弱と6強であり、一部震度7となる。

※地震調査研究推進本部地震調査委員による追加調査により、本断層帯と元荒川断層帯を合わせた断層帯は、深谷断層帯・綾瀬川断層帯に二分され、調査及び評価がなされている。本計画中では県被害想定調査による予測結果を使用するため、前身である関東平野北西縁断層帯地震として記載をしている。

【表 県被害想定調査の対象とした地震（県防災計画）】

地震の種別		想定等の概要
海溝型	東京湾北部地震 [M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震 [M7.3]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
	元禄型関東地震 [M8.2] 【相模湾～房総沖】	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震 [M8.1]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%
	立川断層帯地震 [M7.4]	



【図 想定地震の断層位置図（県防災計画）】

本計画の前提となる、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）による被害予測は、下表のとおりである。

【表 市における主要な被害予測結果（県地震被害想定調査）】

想定地震		関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点北)
震度		大半が震度6弱、6強 一部震度7
液状化可能性（面積率）		やや高い12% 高い11%
全壊棟数（揺れ+液状化）		1,029棟
半壊棟数（揺れ+液状化）		3,325棟
焼失棟数	冬18時・風速8m/s	77棟 焼失率0.22%
死者数	夏12時・風速8m/s	37人
	冬5時・風速8m/s	68人
	冬18時・風速8m/s	49人
負傷者数	夏12時・風速8m/s	506人
	冬5時・風速8m/s	701人
	冬18時・風速8m/s	511人
避難者数 ( )は避難所 避難者数	1日後：冬18時・風速8m/s	4,006人(2,403人)
	1週間後：冬18時・風速8m/s	6,923人(3,461人)
	1か月後：冬18時・風速8m/s	10,713人(3,214人)
帰宅困難者数：平日12時		9,393人※1
ライフ ラインの 最大被害	停電被害：冬18時・風速8m/s	3,993世帯 9,783人 停電率9.62%
	不通回線被害：冬18時・風速8m/s	173回線 不通率0.45%
	都市ガス被害：供給停止件数	19,688件 停止率91.2%
	上水道配水管・断水予測：1日後	17,304世帯 42,397人 断水率41.7%※2
	下水道管渠被害：機能支障人口	17,113人 被害率26.3%

※1 帰宅困難者数は2013年内閣府資料

※2 断水予測においては、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）の方が被害予測は大きく、断水世帯17,405世帯、断水人口42,646人、断水率41.9%となっている。

全壊棟数・半壊棟数：地震動による揺れと液状化による被害棟数

全壊：損壊が甚だしく補修により再使用することが困難なもの

半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもの

死者数・負傷者数：建物倒壊、急傾斜地、ブロック塀等、自動販売機の転倒、屋外落下物、屋内収容物移動・転倒、屋内落下物、屋内ガラス被害、揺れによる建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者）、火災による被害の合計数

断水人口：配水管の揺れ、液状化による被害から設定

避難者数：全壊、半壊、焼失、断水状況による避難人数

帰宅困難者数：鉄道不通等による自宅に帰れない者

#### ◇資料

【資料\*\*\* 気象庁震度階級関連解説表】

## 2 水害被害想定

市では、浸水域と浸水深を想定し、水害ハザードマップを作成している。また、市内に2か所の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を有するため、土砂災害の危険性についても土砂災害ハザードマップを作成している。

水害被害は、本市に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風による浸水及び冠水等の被害状況を想定として対策を検討する。あわせて、水害ハザードマップに示す河川の氾濫に対する対策も考慮する。

### ◇資料

【資料\*\*\* 水害ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ】

## 3 被害想定への対応

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関、住民等が様々な対策によって被害の軽減を図ることが重要である。

このため、本計画においては、市の被害が最も多くなると想定されている関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）の発生を想定した被害予測に対する減災目標を設定し、可能な限り早期の達成を目指すものとする。

## 第3章 防災組織

災害対策を総合的かつ円滑に実施するために、災害対策上重要な組織として次の組織を整備し、防災体制を整える。

### 【行政の防災組織】

組織名	概要
坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、防災計画の策定を行う。
災害対策本部	●市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災対法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急・復旧対策を実施する。
現地災害対策本部	
消防機関	1 坂戸・鶴ヶ島消防組合 ●消防本部、消防署で構成し、災害予防・応急対策を実施する。 2 坂戸市消防団 ●団本部、分団、部で構成し、災害予防・応急対策を実施する。
水防機関	越辺川・高麗川水害予防組合 ●越辺川及び高麗川の洪水のおそれがあると認めたときから、洪水の危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理する。

### 【市民の防災組織（災害対策上重要な組織として市民に整備を要請する）】

組織名	概要
区・自治会本部	市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、各地域に自主防災組織等の市民団体が主体となって設置し、災害応急・復旧・復興対策を実施する。
自主防災組織	各地区において、市民が自主的に防災活動を行う。

## 第1節 市防災会議

---

### 第1 組織

---

指定地方行政機関、県の機関、警察の機関、市の機関、教育機関、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び坂戸市自主防災組織連絡協議会で構成する。

【表 市防災会議の構成】

区分	定数	概要
会長	1人	市長
1号委員	4人以内	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
2号委員	6人以内	県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
3号委員	1人	県警察の警察官のうちから市長が任命する者
4号委員	13人以内	市長がその部内又は市の加入する一部事務組合の職員のうちから指名する者
5号委員	1人	市の教育委員会の教育長
6号委員	1人	市の消防団長
7号委員	7人以内	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
8号委員	1人	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

◇資料

【資料\*\*\* 坂戸市防災会議委員】

【資料\*\*\* 坂戸市防災会議条例】

### 第2 所掌事務

---

所掌事務については、次のとおりとする。

- ・本計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・前記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

## 第2節 各機関の業務の大綱

市及び関係機関の災害時における業務の大綱は、次のとおりとする。

### 第1 市

機関名	事務又は業務の大綱
坂戸市	<p>1 防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>2 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>(2) 防災に関する訓練の実施に関すること。</li> <li>(3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。</li> <li>(4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。</li> <li>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</li> </ul> <p>3 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。</li> <li>(2) 警報の伝達及び避難情報の発令に関すること。</li> <li>(3) 水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。</li> <li>(5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。</li> <li>(6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。</li> <li>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</li> <li>(8) 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>(9) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。</li> </ul> <p>4 災害復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。</li> </ul>

## 第2 県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
川越比企地域振興センター	<p>1 県災害対策本部川越現地災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>2 災害情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。</p> <p>5 市町村の支援要請に関すること。</p>
飯能県土整備事務所	<p>1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。</p> <p>2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。</p> <p>3 土砂災害防止に関すること。</p> <p>4 河川、道路、橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。</p> <p>5 県道等主要道路の啓開に関すること。</p> <p>6 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣要請に関すること。</p> <p>7 直轄管理施設との情報共有に関すること。</p>
川越農林振興センター	<p>1 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>2 種もみ、その他営農資機材の確保に関すること。</p> <p>3 被災者の食糧の確保・輸送に関すること。</p> <p>4 農作物に対する病害虫の防除及び指導に関すること。</p> <p>5 農業災害融資・農業に關係する共済に関すること。</p> <p>6 農地、林地、農林水産業施設等の保全や災害対策に関わること。</p>
坂戸保健所	<p>1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。</p> <p>2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること。</p> <p>3 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。</p> <p>4 そ族昆虫駆除に関すること。</p> <p>5 伝染病発生に伴う調査及び防疫活動に関すること。</p> <p>6 災害救助食品の衛生に関すること。</p> <p>7 病院、診療所に関すること。</p> <p>8 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。</p> <p>9 要配慮者の安全に関すること。</p> <p>10 救助法に関すること。</p> <p>11 地域災害保健医療対策会議の設置に関すること。</p> <p>12 埋・火葬の調整に関わること。</p> <p>13 動物愛護、特定動物対策に関わること。</p>
西部福祉事務所	<p>1 災害ボランティアに関すること。</p> <p>2 災害時等の要配慮者対策に関すること。</p> <p>3 各種福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>5 その他救援に関すること。</p>

機関名	事務又は業務の大綱
西入間警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災意識の高揚に関すること。</li> <li>2 装備資機材の整備及び備蓄に関すること。</li> <li>3 気象状況やその他の災害に関する情報の収集及び伝達に関するこ</li> <li>4 避難の指示又は緊急安全確保の指示、並びに避難者の誘導等に関するこ</li> <li>5 交通規制及び緊急輸送車両の確認及び誘導に関するこ</li> <li>6 救助活動に関するこ</li> <li>7 災害状況の調査に関するこ</li> <li>8 遺体の検視（見分）に関するこ</li> <li>9 被災地における犯罪の予防及び取締りに関するこ</li> <li>10 災害広報に関するこ</li> </ol>
西部教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関するこ</li> <li>2 応急教育の実施に関するこ</li> <li>3 学用品の確保、調達に関するこ</li> <li>4 授業料の減免措置に関するこ</li> <li>5 文化財の保護に関するこ</li> <li>6 県立学校施設の応急復旧に関するこ</li> <li>7 その他教育に関するこ</li> </ol>

### 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

機関名	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ</li> <li>2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関するこ</li> <li>3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関するこ</li> <li>4 警察通信の確保及び統制に関するこ</li> </ol>
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害査定立会に関するこ</li> <li>2 金融機関等に対する金融上の措置に関するこ</li> <li>3 地方公共団体に対する融資に関するこ</li> <li>4 国有財産の管理処分に関するこ</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関するこ</li> <li>2 関係職員の派遣に関するこ</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関するこ</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
農林水産省 関東農政局	<p>1 災害予防対策          ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。</li> <li>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。</li> <li>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</li> <li>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。</li> <li>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。</li> <li>(6) 応急用食料・物資の支援に関すること。</li> <li>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。</li> <li>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。</li> <li>(9) 関係職員の派遣に関すること。</li> </ul> <p>3 復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。</li> <li>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</li> </ul>
国土交通省 関東地方整備局	<p>管轄する道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策の推進に関すること。</li> <li>(2) 危機管理体制の整備に関すること。</li> <li>(3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。</li> <li>(4) 防災教育等の実施に関すること。</li> <li>(5) 防災訓練に関すること。</li> <li>(6) 再発防止対策の実施に関すること。</li> </ul> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。</li> <li>(2) 活動体制の確保に関すること。</li> <li>(3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。</li> <li>(4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。</li> <li>(5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。</li> <li>(6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。</li> <li>(7) 緊急輸送に関すること。</li> <li>(8) 二次災害の防止対策に関すること。</li> <li>(9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。</li> <li>(10) 地方公共団体等への支援に関すること。</li> <li>(11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「情報連絡員（リエゾン）」の派遣に関すること。</li> <li>(12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）」の派遣に関すること。</li> <li>(13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。</li> </ul> <p>3 災害復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害復旧の実施に関すること。</li> <li>(2) 都市の復興に関すること。</li> <li>(3) 被災事業者等への支援措置に関すること。</li> </ul>

機関名	事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 河川施設の整備及び災害に対する安全性の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害危険区域の把握又は指導に関すること。</p> <p>(3) 防災上必要な教育・訓練に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害対応業務災害情報の収集、連絡及び通信の確保等に関すること。</p> <p>(2) 災害に関する予報・警報の発表及び法律に関すること。</p> <p>(3) 水防活動の指導に関すること。</p> <p>(4) 災害時における応急工事等の実施に関すること。</p> <p>(5) 市への支援に関すること。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 災害復旧の推進に関すること。</p> <p>(2) 再度災害の防止に関すること。</p>
関東森林管理局	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
関東東北産業 保安監督部	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
関東運輸局 埼玉運輸支局	<p>1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。</p> <p>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。</p>
東京航空局 東京空港事務所	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。</p> <p>2 遭難航空機の搜索及び救助に関すること。</p> <p>3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
川越労働基準監督署	<p>1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。</p> <p>2 災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。</p> <p>3 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対する未払賃金立替払いに関すること。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測・予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>

機関名	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<p>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（M I C – T E A M）の派遣に関すること。</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</p>
関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。</p> <p>3 地殻変動の監視に関すること。</p>
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	<p>1 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること。</p> <p>2 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。</p> <p>3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。</p> <p>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</p>
北関東防衛局	<p>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</p>

#### 第4 陸上自衛隊（第32普通科連隊）

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</p> <p>(3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。</p>

## 第5 一部事務組合、指定公共機関及び指定地方公共機関

### 1 一部事務組合

機関名	事務又は業務の大綱
坂戸・鶴ヶ島消防組合	1 地形や地域の状況から危険地域を把握し、地域構造の改善や安全確保に関すること。 2 防火・防災思想の普及に関すること。 3 気象状況やその他の災害に関わる情報の収集・伝達に関すること。 4 災害時における救助及び救急活動に関すること。 5 危険物の管理や取締りに関すること。
広域静苑組合	災害時における火葬及び靈柩業務に関すること。
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	災害時における上水道に関すること。
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	災害時における下水道に関すること。
坂戸地区衛生組合	災害時におけるし尿処理に関すること。

### 2 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

機関名	事務又は業務の大綱
東日本電信電話 株式会社埼玉事業部 株式会社NTTドコモ	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI 株式会社	災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関するこ
日本郵便株式会社	1 救助法の適用時における郵便、貯金、保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 2 所有又は管理する施設及び用地の避難所若しくは物資集積場所としての提供に関するこ 3 所有又は管理する備品の提供に関するこ 4 郵便局又は坂戸市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関するこ 5 避難所への臨時の郵便差出箱の設置に関するこ
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、財産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関するこ

機関名	事務又は業務の大綱
日本放送協会 (NHKさいたま放送局)	1 防災知識の普及に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運株式会社 埼玉支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社川越支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東武鉄道株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
埼玉県トラック協会 株式会社新和運輸	災害時における物資の輸送に関すること。
坂戸ガス株式会社 角栄ガス株式会社	1 災害時におけるガス供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社テレビ埼玉	1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
株式会社エフエム ナックファイブ	1 防災知識の普及啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
一般社団法人埼玉県医師会 一般社団法人埼玉県歯科医師会 公益社団法人埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人 埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
一般社団法人 埼玉県L P ガス協会 坂戸支部	1 災害時におけるガス供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

## 第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体等

機関名	事務又は業務の大綱
中里用水土地改良区 株木用水土地改良区 入西北部土地改良区	農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
越辺川・高麗川 水害予防組合	1 水防施設資材の整備に関すること。 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3 水防活動に関すること。
一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人 坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品の調達、供給に関すること。 3 各機関と薬剤師との連絡活動に関すること。
公益社団法人 埼玉県柔道整復師会	災害時における柔道整復師法の規定に基づく業務の実施に関すること。
農業協同組合 (JAいるま野)	1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
生活協同組合 (生活協同組合コープ みらい、パルシステム 埼玉、生活クラブ生活 協同組合)	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関するこ
社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
坂戸市商工会等、 商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用資材、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。
社会教育関係団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。
その他協定締結団体等	災害時における被災者・帰宅困難者支援、広報・報道、物資供給、災害復旧等に関すること。

## 第3節 災害対策本部及び現地災害対策本部

---

### 第1 組織

---

災害対策本部は、災対法、坂戸市災害対策本部条例及び本計画の定めるところにより、市役所庁舎に設置し、災害時における応急及び復旧対策を行う。

災害対策本部は、災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、本部員（各部長ほか、市長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織する。

現地災害対策本部は、地域防災拠点に設置し、市職員が運営を行う。

### 第2 任務

---

災害対策本部は、市域の状況を把握するとともに、県や関係機関と調整を行い、各地域に被害状況に応じた対策を講じる。

現地災害対策本部は、情報伝達、市民の救助や避難、物資の配給等、地域の防災活動の拠点とともに、災害対策本部と区・自治会本部との接点の役割を果たす。

◇資料

【資料\*\*\* 坂戸市災害対策本部条例】

## 第4節 消防機関

---

### 第1 組織

---

#### 1 坂戸・鶴ヶ島消防組合

坂戸・鶴ヶ島消防組合は、消防本部、坂戸消防署、鶴ヶ島消防署で構成され、市内には、消防本部、坂戸消防署、東分署及び西分署がある。

坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防本部及び消防署（分署）の所在地等は、次のとおりである。

【表 消防本部、消防署等一覧】

所属名称	住 所	電 話
消防本部	鎌倉町 16-16	281-3119
坂戸消防署	〃	281-3494
坂戸消防署東分署	東坂戸 2-48	284-0119
坂戸消防署西分署	西坂戸 3-1-5	285-1119

◇資料

【資料\*\*\* 消防機関の現況】

#### 2 坂戸市消防団

坂戸市消防団は、団本部及び5分団 17 部から構成され、消防車両としてポンプ車、多機能車等を配備している。消防団の管轄地区等については、次のとおりである。

【表 坂戸市消防団管轄地区一覧】

分団名	部	管轄地区	車庫・詰所
団本部	本部	市内全城	鎌倉町 16-16
	女性部		
	(多機能部隊)		
	(機能別団員)		
三芳野分団	本部	(下記の地区)	-
	第1部	紺屋、中小坂、東坂戸一・二丁目	紺屋 435-4
	第2部	横沼	横沼 346-4
	第3部	小沼、青木	小沼 838-2
勝呂分団	本部	(下記の地区)	-
	第1部	石井	石井 1877-4
	第2部	島田、赤尾	島田 1317-1
	第3部	塚越、戸宮、栄、千代田五丁目	塚越 1255-2
坂戸分団	本部	(下記の地区)	-
	第1部	日の出町、本町、千代田一～四丁目、八幡一・二丁目、南町、緑町、関間一～四丁目、山田町	日の出町 6-19
	第2部	元町、仲町、泉町、泉町二・三丁目、粟生田、伊豆の山町、溝端町、薬師町、清水町	薬師町 3646-5
	第3部	浅羽、浅羽野一～三丁目、花影町、三光町、中富町	浅羽野二丁目 2-3
	第4部	片柳、上吉田、末広町、芦山町、柳町、鎌倉町、大字坂戸	片柳 1830-1
入西分団	本部	(下記の地区)	-
	第1部	新堀、中里、塚崎、北大塚、北峰、堀込、につさい花みず木三・四丁目、西インター一・二丁目	新堀 265-3
	第2部	小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、につさい花みず木五～七丁目	小山 26-1
	第3部	今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、につさい花みず木一・二・八丁目	戸口 471-1
大家分団	本部	(下記の地区)	-
	第1部	森戸、四日市場	森戸 612-19
	第2部	多和目、西坂戸、けやき台	多和目 440-1
	第3部	萱方、厚川、欠ノ上、成願寺、鶴舞一～四丁目	厚川 135-1

## 第2 所掌事務

坂戸・鶴ヶ島消防組合の所掌事務は、次のとおりとする。

- ・火災予防
- ・火災防御及び災害防除
- ・救急・救助活動

坂戸市消防団の所掌事務は、次のとおりである。

- ・火災の予防及び警戒
- ・消火の活動
- ・その他災害防除業務

### ◇資料

#### 【資料\*\*\* 消防機関の現況】

## 第5節 水防機関

---

### 第1 組織

---

指定水防管理団体である越辺川・高麗川水害予防組合は、坂戸市、毛呂山町、越生町及び各市町の水防団で構成する。

### 第2 任務

---

坂戸・鶴ヶ島消防組合及び西入間広域消防組合と連携して、洪水のおそれがあると認められたときから洪水の危険が解消されるまでの間、水防本部を設置し、水防上必要な監視及び通信の確保連絡並びに水防工法等の活動を行う。

## 第6節 市民による防災組織

### 第1 組織

区・自治会、自主防災組織を市民による防災組織とする。

### 第2 任務

区・自治会、自主防災組織は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、区・自治会本部を設置する。

区・自治会本部は、情報伝達、地区住民の安否確認や避難、物資の配給等、区・自治会、自主防災組織の防災活動の拠点とともに、現地災害対策本部と各家庭との接点の役割を果たす。

### 第3 自主防災組織

災害時に、被害の防止又は軽減を図るために、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

#### 1 組織

区・自治会等を単位とする各地区の市民で構成する。

#### 2 役割

市民一人ひとりが可能な防災活動に従事する。

#### 3 自主防災組織の活動内容

##### (1) 平常時

- ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ・備蓄品の整備及び点検

##### (2) 発災時

- ・初期消火の実施
- ・情報の収集・伝達
- ・救出・救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施
- ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・要配慮者の安全確保等
- ・避難所運営の協力

#### 4 自主防災組織の育成

自主防災組織が結成されている地域は、活動を強化し、育成を図る。

また、自主防災組織が結成されていない地域については、組織化を推進し、次の点に留意し、自主防災組織の編成を行う。

- ・既存のコミュニティである区・自治会等を活用して結成する。
- ・昼夜間及び休日・平日においても支障のない組織を編成する。
- ・自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成する。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

#### 5 自主防災組織連絡協議会

坂戸市自主防災組織連絡協議会は、市における自主防災組織の活動の交流と活性化を図るために設置する。

##### (1) 組織

本部役員会、専門部会及び各支部で構成し、防災安全課を事務局とする。

##### (2) 活動

###### ア 支部活動

###### ① 支部会議

- ・自主防災訓練等の活動状況、防災資機材等整備状況等の意見交換
- ・避難所運営・地域の課題等の協議

###### ② 訓練

- ・D I G 訓練※、避難所運営訓練

###### イ 専門部会

###### ① 訓練部会

- ・D I G 訓練、避難所運営訓練等の企画・実施

###### ② 研修部会

- ・視察研修、講演会、上級救命講習会等の企画、実施

###### ③ 広報部会

- ・会報の企画、原稿依頼・作成

※D I G 訓練 : Disaster Imagination Game の略で、災害図上訓練のこと。大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

## 第4 防火組織

---

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に关心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救助等の知識を身につけておくことが必要である。

そこで、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、坂戸・鶴ヶ島消防組合と連携し、防火組織として地域に密着した少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

## 第5 事業所等の防災体制の充実

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

### 1 一般企業

- ・防災力の強化として、防災組織の整備、関係機関、地域の自主防災組織との連携を行う。
- ・各企業の防災組織は、市、消防機関との連携を図り、その全力をもって被害の拡大を防止する。
- ・企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（B C P<sup>※</sup>）を策定するよう努めるものとする。
- ・危険な状況下で従業員等が不要不急の外出を控えるため、テレワークの実施や計画的休業等の臨機応変な対応に努めるものとする。

※B C P：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

### 2 危険物施設

危険物施設の管理者は、予防規程の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

### 3 集客施設

学校、病院、公共機関等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、消防計画の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

### 4 高層建築物

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の規定に基づく高層建築物（高さ31mを超える建物）の管理者は、消防計画の制定や防災組織の活動等を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

## 第6 協定締結団体等

協定締結団体等は、災害発生時には、協定に基づき市と連携し応急対策活動を行う。災害時の活動を迅速かつ円滑に行うためには、応急対策活動班に対応した担当課が平常時から連携しておくことが重要である。

次表のとおり各協定の担当を定め、担当と協定締結先は、平常時から定期的に協定内容の確認や連絡先の交換などを行う。

**【表 災害時応援協定担当一覧】**

令和3年11月末時点

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
<b>1 災害防御・救助に関する協定</b>			
消防組織法第24条第2項に基づく応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	総務部(統括班)	資料2-1-1
消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	総務部(統括班)	資料***
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	総務部(統括班)	資料2-1-2
災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人犬の総合教育社会化推進機構	総務部(統括班)	資料2-1-3
災害時における応急対策に関する協定	埼玉土建一般労働組合坂戸支部	総務部(統括班)	資料2-1-4
災害救助艇の使用等に関する協定	坂戸・鶴ヶ島消防組合	総務部(統括班)	資料2-1-5
<b>2 自治体間相互応援協定</b>			
大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村	総務部(統括班)	資料2-2-1
災害時における相互応援に関する協定	川越市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町	総務部(統括班)	資料2-2-2
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	総務部(統括班)	資料2-2-3
新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	総務部(統括班)	資料2-2-4
長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	長野県中野市	総務部(統括班)	資料2-2-5
<b>3 総合支援協定</b>			
災害時における総合的な支援に関する協定	坂戸・鶴ヶ島防火安全協会	総務部(統括班)	資料2-3-1
<b>4 応急救護に関する協定</b>			
災害時の医療救護に関する協定	(一社)坂戸鶴ヶ島医師会	こども健康部 (保健衛生班)	資料2-4-1
災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会(旧埼玉県接骨師会)川越支部	こども健康部 (保健衛生班)	資料2-4-2
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	こども健康部 (保健衛生班)	資料2-4-3
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	こども健康部 (保健衛生班)	資料2-4-4
<b>5 情報収集・提供に関する協定</b>			
アマチュア無線による災害時応援協定	坂戸アマチュア無線クラブ	総務部(統括班)	資料2-5-1
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社	総務部(統括班)	資料2-5-2

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社(旧郵便事業株式会社坂戸支店)	総務部(統括班)	資料2-5-3
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	総務部(統括班)	資料2-5-4
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	総務部(統括班)	資料2-5-5
防災啓発情報等に関する覚書	NTTタウンページ株式会社	総務部(統括班)	資料2-5-6
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関東エアーグループ	総務部(統括班)	資料2-5-7
<b>6 被災者・帰宅困難者支援に関する協定</b>			
災害時における支援協力に関する協定	坂戸市ゴルフ練習場防災連絡協議会	総務部(統括班)	資料2-6-1
災害時における協力体制に関する協定	女子栄養大学、城西大学、明海大学	総務部(統括班)	資料2-6-2 資料2-6-3
災害時における総合的支援に関する協定	株式会社セレモア埼玉本社、株式会社メモリード	総務部・環境産業部(統括班・環境衛生班)	資料2-6-4
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(社福)十善会、(社福)プラモウト・サークルクラブ、(社福)シャローム埼玉、(社福)栄光会、(社福)久壽会、(医)新都市医療研究会[関越]会、(医)刀仁会、(医)靖和会	福祉部(福祉班)	資料2-6-5 資料2-6-6
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園、埼玉県立坂戸高等学校	総務部(統括班)	資料2-6-7 資料2-6-8
災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	環境産業部(環境衛生班)	資料2-6-9
<b>7 広報・報道に関する協定</b>			
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	総合政策部(広報班)	資料2-7-1
防災行政無線の再送信連携に関する覚書	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	総合政策部(広報班)	資料***
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	総合政策部(広報班)	資料2-7-2
安全・安心のまちづくり貢献型電柱廣告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社	総務部(統括班)	資料2-7-3
<b>8 物資供給(食料品・飲料水・生活必需品・資機材・燃料等)に関する協定</b>			
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	いるま野農業協同組合	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-1
災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定	株式会社カインズ、株式会社マミーマート	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-2
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-3
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラライースジャパン株式会社	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-4
大規模災害時における救援物資提供に関する協定	大塚ウエルネスベンディング株式会社関東支店(旧大塚製薬株式会社大宮支店)	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-5
災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-6
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	コーワイ株式会社	維持管理課(土木班)	資料2-8-7
災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会坂戸支部	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-8
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-9
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	ウェルシア薬局株式会社	福祉部・環境産業部(物資班)	資料2-8-11

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサシ王子コンテナー株式会社	福祉部・環境産業部 (物資班)	資料2-8-12
<b>9 輸送に関する協定</b>			
災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	総合政策部(輸送班)	資料2-9-1
災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部	総合政策部(輸送班)	資料2-9-2
<b>10 廃棄物処理・生活衛生に関する協定</b>			
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-1
災害時における生活環境の支援及び屎尿処理に関する協定	笛沼商事株式会社、株式会社坂戸公衛社、有限会社正和清掃社	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-2
ごみ処理に関する相互支援協定	埼玉西部環境保全組合	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-3
災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定	坂戸市総合建設業協同組合	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-4
災害時における感染症予防に関する協定	埼玉環境衛生株式会社	こども健康部 (保健衛生班)	資料2-10-5
災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	日野興業株式会社埼玉支店	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-6
災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定	株式会社川口自動車工業	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-7
災害時における井戸水の供給協力に関する協定	株式会社丸天興業	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-8
災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定	有限会社菅原産業、誠光産業有限公司、有限会社城西紙業、笛沼商事株式会社、有限会社正和清掃社、有限会社坂戸公衛社	環境産業部 (環境衛生班)	資料2-10-9
<b>11 家屋被害認定調査に関する協定</b>			
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	総務部(家屋調査班)	資料2-11-1
<b>12 生活支援に関する協定</b>			
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	都市整備部(住宅班)	資料2-12-1
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	市民健康部(支援班)	資料2-12-2
災害時における被災者等支援の実施に関する協定	埼玉県行政書士会	総務部(統括班)	資料2-12-3
<b>13 災害復旧に関する協定</b>			
災害時における応急復旧工事に関する変更協定	坂戸市総合建設業協同組合	都市整備部(土木班)	資料2-13-1
災害時における応急復旧工事に関する協定	ほんね会	都市整備部(土木班)	資料2-13-2
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	都市整備部(土木班)	資料2-13-3

## 第2編 災害予防対策編

### 第1章 災害被害の軽減

#### 第1節 基本方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震では、日頃の地域コミュニティが大きな力を発揮した。

コミュニティ活動は、福祉、教育文化、スポーツ等の分野で取り組まれていることが多く、それらの取組の中に「災害があった場合、どう行動し助け合えばよいか」という防災の視点を入れることにより、多面的な防災活動を展開することができる。

また、近年は気候変動の影響により、規模の大きな風水害も全国的に多発しており、防災体制の強化や実効性の高さが更に求められる。

令和元年に実施した市民意識調査では、「地震や風水害等の災害対策や体制の充実」が重要度の高い施策として上位となっており、市民の関心の高さがうかがえる。

そのため、日頃からの市民、企業・事業所及び行政の連携が災害時にも重要であることから、災害予防のためには次の4点を基本方針として策定する。

##### ① 災害に強いまちづくり

日頃の行政施策や地域の活動に防災の視点を取り入れ、平常時から災害に強いまちづくりを進める。

##### ② 協力し合う地域づくり

市民の日常的なつながりを大切にして、災害時に市民同士が協力し合う地域づくりを進める。

##### ③ 協力し合う体制づくり

平常時から市民・企業・事業所・行政の連携を強め、相互に状況を理解し合い、災害時に協力し合う体制づくりを進める。

##### ④ 事前に備える意識づくり

災害への備えとして事前対策を行い、被害の軽減を図るための取組を進める。

## 第1 減災への取組

---

大地震については、市の被害が最大となる関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）を対象として、次の事項を目指し、取り組むものとする。

【表 減災目標と対策】

地震被害の減災目標	目標実現のための対策
① 死者・負傷者の低減を進める（約 50%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の耐震化</li> <li>●家具等の転倒防止対策の推進</li> <li>●感震ブレーカーの普及</li> <li>●防火地域の拡大</li> <li>●消防団員の確保</li> <li>●自主防災組織リーダーの育成</li> </ul>
② 1週間後の避難者数を減少させる（約 50%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の耐震化</li> <li>●家具等の転倒防止対策の推進</li> <li>●ライフラインの耐震化</li> <li>●ライフラインの早期復旧に向けた事前計画</li> <li>●3日分の食料と水の備蓄</li> </ul>
③ ライフラインを 60 日以内に 95%以上復旧する	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者の各施設の耐震化</li> <li>●水道施設、基幹管路の耐震化</li> <li>●下水道施設の耐震化</li> <li>●早期復旧に向けた事前計画</li> </ul>

## 第2 災害予防対策の実施

---

対策の実施に当たっては、対策の必要性、有効性を検討し、優先順位を明らかにして、坂戸市総合振興計画と連携し、具体化を図るものとする。

## 第2節 防災拠点及び輸送ルートの確保

平成17年度地区別防災カルテ策定において、15か所の地域防災拠点会議を実施し、地区ごとに活動拠点、避難場所、避難経路等の検討を行った。

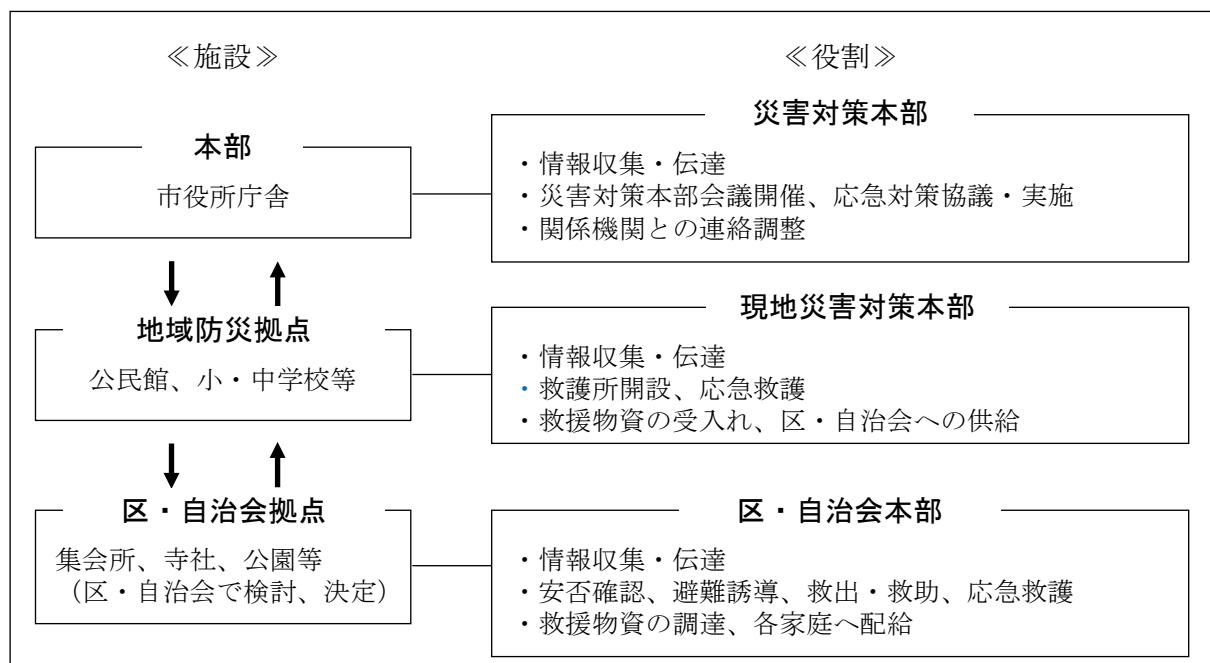
発災時に、介護等が必要な家族を抱えている場合、避難所への移動が困難であり、市民が身近に活動できる拠点や避難場所を確保する必要がある。

そのため、市民と行政が連携しやすく、活動しやすい防災拠点の確立と認知度を高めるとともに、防災拠点及び避難所への安全な輸送ルートの確保を図る。

### 第1 防災拠点の整備

#### 1 防災拠点整備の考え方

災害対策本部（市役所庁舎）、現地災害対策本部（地域の公共施設等）から区・自治会本部（地区の施設）に至る防災体制を確立するとともに、行政と市民の活動拠点となる地域防災拠点及び避難所の整備を図る。



【図 災害時の体制】

防災に関する拠点として、市役所庁舎（災害対策本部）、地域防災拠点（現地災害対策本部）、区・自治会拠点（区・自治会本部）を設置する。市役所庁舎（災害対策本部）及び地域防災拠点（現地災害対策本部）は行政が、区・自治会拠点（区・自治会本部）は区・自治会、自主防災組織が、運営を行う。

災害対策本部は、市域の状況を把握するとともに、災害対策本部会議を開催し、県や関係機関と調整を行い、各地域の被害状況に応じた対策を協議し実施する。

現地災害対策本部は、指定職員が主体となり、区・自治会、自主防災組織からの被害情報の収集及び災害対策本部への伝達、救護所を開設し応急救護の実施、救援物資を受け入れて区・自治会へ供給する等、地域の防災活動の拠点となるとともに、災害対策本部と区・自治会本部との接点の役割を果たす。

区・自治会本部は、区・自治会拠点に設置して区・自治会、自主防災組織が管理運営を行い、区・自治会内の被害情報の収集及び現地災害対策本部への情報伝達、住民の安否確認、避難誘導、救出救護や応急救護、各家庭への物資の配給等、区・自治会内の防災活動を行うとともに、現地災害対策本部と各家庭との接点の役割を果たす。

#### （1）市役所庁舎：災害対策本部

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長、副市長、教育長、各部長等の災害対策本部員を指定する。</li> <li>●災害対策本部会議を開催する会議室を定める。</li> <li>●坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき、応急対策活動に備える。</li> <li>●各応急対策活動班が連携して活動しやすいよう、災害対策本部のレイアウトを定める。</li> <li>●定期的に各非常用通信設備の使用方法の習得や動作確認を行う。</li> <li>●市役所庁舎が被災した場合の災害対策本部代替場所（消防本部）について、平時から連携を確立する。</li> </ul>	総務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常用発電装置の保守点検を定期的に行う。</li> <li>●電子計算機室内の消火設備の保守点検を定期的に行う。</li> <li>●電子計算機室内のサーバーラックの転倒防止を強化する。</li> </ul>	総合政策部

#### （2）地域防災拠点：現地災害対策本部

##### 【行政】

計画内容	担当
●地域防災拠点の役割と内容について市民への周知を図る。	総務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき、現地災害対策本部担当職員を指定する。</li> <li>●区・自治会、自主防災組織へ現地災害対策本部担当職員を周知しておく。</li> </ul>	総務部 市民部
●施設の耐震診断を実施し、耐震化を図る。	各地域防災拠点施設 総合政策部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的にソーラー照明の動作確認を行う。</li> <li>●定期的に移動系デジタル無線機等の動作確認を行う。</li> </ul>	各地域防災拠点施設
●区・自治会長や自主防災組織会長とのメール連絡手段を整備する。	総務部 市民部

**【市民】****計画内容**

- 地域防災拠点の施設や資機材を確認し、地区での協力体制を話し合う。
- 災害時における地域防災拠点のあり方や連絡体制等を話し合う。
- 自主防災組織会長や区・自治会長は、市への緊急事態発生時連絡カードを提出するとともに現地災害対策本部への派遣連絡員を指定しておく。

(3) 区・自治会拠点：区・自治会本部

**【市民】****計画内容**

- 区・自治会、自主防災組織の実態に応じた区・自治会拠点を検討し設置する。
- 災害時における区・自治会拠点の運営体制及び方法を検討し定める。
- 区・自治会拠点の周知を図るため、防災訓練等を実施する。

**◇資料**

【資料\*\*\* 地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所・福祉避難所一覧表】

【資料\*\*\* 緊急事態発生時連絡カード】

## **第2 防災拠点への輸送ルートの確保**

大規模地震が発生した場合、狭い道路を有する市域では、建物倒壊等による道路閉塞の懸念がある。過去の大規模地震において、道路幅員が8m未満の場合では車両の通行可能な道路は、3割程度という調査結果も出ている。

県は、災害時の緊急輸送道路として、首都圏中央連絡自動車道、関越自動車道及び国道407号を第一次特定緊急輸送道路に、主要地方道日高川島線と川越坂戸毛呂山線、県道ときがわ坂戸線と上伊草坂戸線及び一部市道を第二次緊急輸送道路に指定している。

これらの道路網と連携して、広域から地域、地区に至る防災拠点を結ぶ道路ネットワークづくりを進めるとともに周知を図り、緊急車両等の通行や災害時の活用に支障がないよう、日頃から安全性を高める取組を進める。

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県の緊急輸送道路、市の主要施設、地域防災拠点及び区・自治会拠点がネットワーク化するよう市内の緊急防災道路を選定し、指定する。</li> <li>●緊急輸送道路及び緊急防災道路に指定された道路管理者は、管轄する道路の耐震強化を検討し、その計画に基づき耐震性の向上等を図る。その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。</li> <li>●市が管理する緊急防災道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害が発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。</li> </ul>	総務部 都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の道路の確保に向け、市民、企業・事業所等と協力して、路上駐車の防止に取り組む。</li> <li>●緊急輸送道路の整備、改修を進めるとともに、日常的に道路の維持管理に努める。</li> <li>●国や県が管理している道路は、定期的に安全性の確認や構造の強化を図るよう要請する。</li> <li>●平常時から応急復旧資機材の整備を行う。また、関係機関との連絡を密にし、使用できる建設機械等の把握を行う。</li> </ul>	市民部 都市整備部 西入間警察署
<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化及び耐震化を促進し、地震による倒壊建築物やがれき等の障害物の発生を少なくするよう努める。</li> <li>●道路沿道のブロック塀の点検方法や安全対策について、啓発を行う。</li> </ul>	都市整備部

## 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●西入間警察署や関係機関と協力して路上駐車を防止するとともに、道路の安全性確保に向けた啓発活動に取り組む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路の安全性を確保するため、ブロック塀の安全対策を図るとともに、円滑な通行を確保するため障害物を除去する。</li> </ul>

## 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上駐車等や交通上障害となるものを排除する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブロック塀の安全対策を図る。</li> </ul>

## ◇資料

【資料\*\*\* 緊急道路ネットワーク】

## 第2章 災害に強い地域社会づくり

### 第1節 防災力の向上

#### 第1 防災体制の確立

災害時に、被害の防止又は軽減を図るためにには、行政や防災関係機関のみならず市民や企業・事業所が協力して、災害に備えた体制を検討し、相互に協力し合う関係を確立することが重要である。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、市民、企業・事業所、行政、防災関係機関は、日頃から災害に備えた体制の強化を図るとともに、互いに連携を強め、災害時に協力し合う体制づくりを進める。

災害時においても、戸籍、税務、保険等重要な業務については、滞ることのないよう坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき実施する。

また、水害を予防し、災害の拡大を防止し、被害を最小限度に食い止めるために、河川改修や施設及び設備の整備・点検を行うとともに、水防への理解を深める。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●区・自治会への加入促進のPRを行う。	市民部
●区・自治会、自主防災組織との協力体制づくりを進める。	
●自主防災組織の結成支援及び育成を図る。	総務部
●自主防災組織連絡協議会の活動を支援する。	市民部
●災害時に活用できる人材の把握及び連絡体制の整備を行う。	
●定期的に市役所庁舎の非常用発電機設備の点検を行う。十分な期間（最低3日間）、電源確保が可能な体制を整備する。	総合政策部
●地域防災拠点における非常時の電源確保体制を整備する。	総務部
●受援計画の策定に努める。	
●受援担当者の選定、応援職員等の執務スペースの確保、消防・警察等の応援部隊の活動拠点の確保等、受援体制を整備する。	総務部
●雨量、水位及び被害情報等の入手手段の確保を図る。	総務部
●市、消防組合及び水防団の連携、水防体制の強化に努める。	都市整備部
●水防用資機材の整備、維持及び管理を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●土のう置場の維持、管理を行う。	
●企業・事業所における防火・防災組織の育成支援を図るとともに、災害時における協定等の協力体制づくりを進める。	企業・事業所関連課 坂戸・鶴ヶ島消防組合

**【市民】**

計画内容
●区・自治会未加入者は、区・自治会に加入するよう努める。
●区・自治会未設立の区域は、区・自治会を設立するよう努める。
●自主防災組織未結成の区・自治会は、自主防災組織を結成するよう努める。
●坂戸市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の結成及び活動の支援を行う。

**【企業・事業所】**

計画内容
●各企業・事業所における防災組織づくりを進める。
●行政や区・自治会、自主防災組織との連携を強化し、協力内容を検討する。
●区・自治会、自主防災組織との災害時を想定した応援協定締結に努める。

**第2 防災教育・知識の普及**

市は、防災に関する情報として、防災マップ（ハザードマップ）等を作成して市民に配布し、市で発生が想定されている地震や洪水が発生した場合の被害状況と災害への対応についての防災教育・知識の普及を図っている。

令和元年に実施した市民意識調査では、3日間の食料備蓄を行っている市民は約36%、家具の固定を行っている市民は約26%、災害用伝言ダイヤルを使用したことがある市民は約5%という結果であり、より一層の自助の取組への普及啓発が必要である。

また、消防団員等防災専門家の知識を市民に共有すること、応急対策の実施主体となる市職員が防災に関する豊富な知識と適切な判断力を養うことも重要である。

そのため、市民及び市職員の防災意識と自主的な災害対応力を高めるために、対象者及び地域の特性に配慮したきめ細かな防災教育を行うとともに、防災知識の普及を図る。

また、水害の予防に関する市民の理解を深める取組を進める。

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発冊子、広報紙、ホームページ、職員出前講座等の様々な手段により、ハザードマップの公表や防災情報の提供を行う。</li> <li>●啓発冊子や出前講座等を通してマイ・タイムラインの作成を市民へ普及啓発し、風水害時の的確な避難行動を促す。</li> <li>●県の家具固定サポート登録制度の普及を図る。</li> <li>●防災をテーマにした職員研修を行う。</li> <li>●市民へ緊急地震速報の普及・啓発活動を広報紙やホームページ、訓練放送等で行う。</li> <li>●集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）に備え、防災情報・災害情報の入手方法や土のう保管場所等の周知を図る。</li> </ul>	総務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉専門職及び福祉関係者等と連携し、高齢者に対して適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</li> </ul>	総務部 福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸市消防団と区・自治会、自主防災組織の連携を促進し、市民への防災知識の普及を図る。</li> </ul>	市民部 坂戸市消防団
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学生に対して、防災教育を進める。</li> </ul>	小・中学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防火管理者講習会や消防訓練等を通じて、事業所等の従業員に対する防災教育を進める。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種ハザードマップで想定被害や居住地の危険度を把握する。</li> <li>●食料や水（最低3日間、推奨1週間）及び携帯トイレ等の備蓄や家具の固定を進め、災害用伝言ダイヤルの利用方法を確認する。</li> <li>●区・自治会、自主防災組織は、坂戸市消防団員や消防団経験者等防災知識を有する人材の協力を得て、防災知識の普及を図る。</li> <li>●集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）に備え、防災情報・災害情報の入手方法や閲覧方法、気象警報に関するメールの受信方法及び土のう保管場所の確認を行う。</li> </ul>

## 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防火担当者は、従業員に対して防災に関する研修や教育を積極的に実施する。</li> </ul>

### 第3 防災訓練の実施

市は、市民及び関係機関・団体を対象に毎年防災訓練を実施している。また、区・自治会、自主防災組織においても、令和元年以前は半数以上が独自に防災訓練を実施しており、自主防災組織連絡協議会でも、各支部において避難所運営訓練を行う等、市民の防災に関する取組姿勢は積極的であった。

近年は新型コロナウイルス感染症等の影響により実施回数は減少しているが、今後も、市民、行政及び関係機関・団体が協力し、被害想定や計画に基づいた実践的な防災訓練を行う。なお、各種防災訓練は感染症対策を講じた上で行う。

水防に関しては、越辺川・高麗川水害予防組合において、毎年水防団員（消防団員が兼務）を対象とした水防訓練や水防演習を実施する。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民及び関係機関・団体と防災訓練を実施する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
●自主防災組織が実施する訓練を支援する。	総務部
●坂戸市業務継続・職員行動計画に基づく職員訓練を実施する。	全部・全施設
●防火管理規程に基づく防火防災訓練を実施する。	各施設所管課
●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練や避難訓練を定期的に実施する。	小・中学校 幼稚園
●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。	
●幼稚園は、一斉安全確保訓練や避難訓練を定期的に実施する。	
●保育園、福祉施設は、一斉安全確保訓練や避難訓練を定期的に実施する。	保育園 福祉施設
●水防訓練を実施し、水防団員及び現地対応班指定職員※の水防知識及び技術の習得を図る。	市民部 越辺川・高麗川水害予防組合
●区・自治会、自主防災組織と連携し、洪水による避難指示の発令を想定した避難訓練を実施する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市水防団

※現地対応班指定職員：災害現地で活動するためにあらかじめ指定した職員

#### 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、実践的な防災訓練を行う。
●区・自治会、自主防災組織は、河川の氾濫等による避難情報の発令を想定した避難訓練を実施する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●企業・事業所内における防災訓練を定期的に実施する。
●地域の防災訓練に参加・協力する。

**第4 地区防災計画の作成**

災対法では、地区の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されている。市では、15か所の地域防災拠点会議により地区ごとの防災の取組を進めてきたが、これまでの震災の体験から、今後は、市民の自助対策や身近な地区における自助、共助を中心とした防災対策が重要になる。

そのため、区・自治会、自主防災組織における災害予防及び応急・復旧対策等を定めた地区防災計画の作成を促進する。

**【行政】**

計画内容	担当
●地区防災計画づくりのマニュアルを作成する。 ●マニュアルの説明会等を開催し、地区防災計画の作成を普及する。 ●地区防災計画作成に係る支援制度を検討する。	総務部

**【市民】**

計画内容
●地区の実態に応じた地区防災計画を作成する。
●計画策定に当たっては、避難行動要支援者への対応に配慮する。
●計画に基づく安否確認訓練や備蓄品の確保等を進める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●区・自治会、自主防災組織の地区防災計画作成に協力する。
●地区防災計画に基づく防災訓練等に参加し、地区的防災の取組に協力する。

## 第2節 ボランティア活動の強化

近年の大規模災害では、多数の人がボランティア活動に参加し、災害時における新たな取組が生まれた。東日本大震災においてもボランティア活動は定着し、多様な取組が行われている。

県は、平常時から災害ボランティアの登録を行い、必要な研修を実施するとともに、災害時には自発的な支援活動を行う仕組みをつくりており、市においても、平常時からボランティアの育成と受入体制の確立及び適切なコーディネートを図ることが重要である。

大規模な地震災害が発生した場合に、行政や防災関係機関だけで対応することには限界があるため、日常的な市民のボランティア活動を災害時にも生かすとともに、防災に関するボランティアの育成を進める。

### 第1 ボランティアの育成

#### 【行政】

計画内容	担当
●地域ボランティア及び組織の育成を図る。 ●市民の専門知識を活用するための協力体制を整える。	市民部
●災害ボランティア登録制度の周知を行い、登録者の増進を図る。	坂戸市社会福祉協議会

#### 【市民】

計画内容
●日頃から地域等のボランティア活動に参加するよう努める。
●地域における要配慮者に対する声掛けや家庭訪問等、平常時の活動を促進する。

#### 【企業・事業所】

計画内容
●従業員のボランティア活動への参加を支援し、専門知識を活用した協力体制を検討する。

## 第2 ボランティア受入体制の確立

### 【行政】

計画内容	担当
●災害時にボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置と受入体制づくりを進める。	福祉部 坂戸市社会福祉協議会

### 【市民】

計画内容
●ボランティアに関する市民団体の連携や災害時の協力体制を検討する。

### 【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所の専門性を生かしたボランティア活動を進めるために市内のボランティアに関する市民団体との連携を進める。

## 第3章 災害に強いまちづくり

### 第1節 安全・安心な生活基盤の整備

市は、昭和40年代後半から大規模な住宅団地等の開発により、急速に都市化が進行した。

一部の市街地では特に住宅が密集しており、緊急車両の進入に支障がある地区も存在する。また、今後の全国的な人口減少の中で空き家が増加した場合、倒壊や火災の危険性も想定される。

そのため、公共建築物や民間建築物の耐震性の強化を図るとともに、地区特性に応じた基盤整備やオープンスペースの確保を進め、災害に強い都市構造をつくる。

#### 第1 耐震性の向上

##### 【行政】

計画内容	担当
●防災上重要な建築物等の地震対策上の重要度を勘案し、「耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に行う。	各施設所管課
●住宅に対する耐震診断及び改修補強、落下物防止に対する啓発及び情報提供を行う。	
●耐震診断及びブロック塀に関する相談窓口の利用を促進するための広報を行う。	
●ブロック塀の倒壊防止のための点検、改修に関する啓発を行い、危険なブロック塀に対しては適正な管理を指導する。	都市整備部
●地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため、落下対象物の落下防止対策の啓発及び改修等の指導を行う。	
●県及び防災関係機関と連携して、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発に努める。	

##### 【市民】

計画内容
●建築物・ブロック塀等の耐震診断を行い、改修・補強に努める。
●新築の際には、地盤条件や耐震性に十分配慮する。

##### 【企業・事業所】

計画内容
●建築物・ブロック塀等の耐震診断を行い、改修・補強に努める。
●建築の際には、地盤条件や耐震性に十分配慮する。
●自動販売機の転倒防止に努める。

## 第2 水道施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄水施設や配水施設等の耐震化を計画に基づき進める。</li> <li>●管路においては、口径 300 mm以上の配水管を、経過年数、管路の状態や地盤の良否等を考慮し、優先度の高いものから順次耐震性の優れた管種に更新する。</li> </ul>	坂戸、鶴ヶ島水道企業団

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の生活用水を確保するため、日常的にくみ置き等に取り組む。</li> <li>●区・自治会、自主防災組織は、区・自治会内の井戸の把握に努める。</li> <li>●家庭用井戸の所有者は、災害時における近隣住民への井戸水の提供を想定し、維持管理に努める。また、災害時協力井戸の届出を検討する。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水を利用している企業・事業所は、災害時における地下水の提供について、所在地の区・自治会と協議する。</li> </ul>

## 第3 下水道施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●下水道総合地震対策計画に基づき、施設の耐震化を進める。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
●災害時を想定した、生活排水処理対策を促進する。	坂戸地区衛生組合 環境産業部

## 第4 ガス施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●プロパンガス業者の把握に努め、日常管理の徹底等安全指導を行う。</li> <li>●災害時も迅速に連絡が取れるよう、平常時からガス供給業者との連絡体制を確立する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●ガス事業者は、ガス供給施設の耐震性及び安全性の確保を図る。	坂戸ガス株式会社 角栄ガス株式会社

**【市民】**

計画内容
●都市ガスやプロパンガスは、可燃性が高いので、火の扱いには十分注意する。
●災害時に迅速に取り組めるよう、日常的にガス管理（元栓締め、火気厳禁等）の対応を徹底する。
●プロパンガスボンベの据付状況を確認し、災害時における業者の連絡先を確認する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●施設の定期的な点検を行う等安全を確認し、災害時には迅速に対応できるよう平常時から取組を進める。

## ◇資料

【資料\*\*\* 坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）】

【資料\*\*\* 角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）】

**第5 電気施設****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
●電気事業者は、施設の耐震化及び安全施設の整備を図る。	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社 総務部
●災害時の緊急対策に向け、平常時から連絡体制を確立する。	
●災害時においてショート等による火災等の被害が発生しやすいことを市民に周知し、火災発生防止に努める。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

**【市民】**

計画内容
●ショート等による火災の発生を防ぐため、平常時からコンセントの掃除やたこ足配線の防止等の取組を進める。
●感震ブレーカーの取付けに努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●ショート等による火災の発生を防ぐため、平常時からコンセントの掃除やたこ足配線の防止等の取組を進める。
●感震ブレーカーの取付けに努める。

## ◇資料

【資料\*\*\* 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策計画】

## 第6 電信電話施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における行政と通信事業者との連絡体制を確立する。</li> <li>●行政や災害対策救助活動を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成や、ネットワーク網措置等の疎通確保の処置を図る。</li> <li>●行政の申込みに基づき避難所に特設公衆電話を準備する。</li> <li>●災害時における特設公衆電話の設置や災害用伝言ダイヤル等の活用を周知する。</li> </ul>	総務部 東日本電信電話株式会社埼玉事業部

### ◇資料

【資料\*\*\* 東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策】

## 第7 防災都市づくり

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●適正な土地利用を図るために、都市計画法等により適切な規制誘導を行う。</li> </ul>	総務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然と共生した防災対策を進めるため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴等の土地情報を提供する。</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火・準防火地域指定等による不燃化を促進する。</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に活動の中心となる地域防災拠点の機能強化等を進め、警察、消防、医療、福祉等の関係機関、企業・事業所との連携を図り、防災ネットワークを強化する。</li> </ul>	総務部 関係部

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織は、居住地の防災上の問題点や課題を把握し、行政とともに改善策を検討する。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業・事業所が立地する地区の防災上の問題点や課題を把握し、行政とともに改善策を検討する。</li> </ul>

## 第8 オープンスペース等の確保

### 【行政】

計画内容	担当
●住民の身近な一時避難場所となる公園やオープンスペースの整備に努める。	環境産業部
●火災の延焼防止効果が大きい、まとまりのある緑地や農地の保全を図る。	都市整備部

### 【市民】

計画内容
●公園やオープンスペースの一時避難場所としての活用について検討する。
●密集市街地では駐車場や空地等の所有者、住宅と農地が混在する地域では農地の所有者は、災害時にこれらの土地を区・自治会、自主防災組織が活用できるよう協力する。

### 【企業・事業所】

計画内容
●大規模な工場、研究所では、区・自治会、自主防災組織との連携を強め、災害時には企業・事業所内空地や緑地等を開放する。

#### ◇資料

【資料\*\*\* 指定緊急避難場所・一時避難場所一覧表（公園・緑地）】

## 第9 道路等の整備

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民に緊急防災道路について周知を図るとともに、耐震対策等の必要に応じた整備、改修を行う。 ●災害時の道路の確保に向け、市民と協力して、路上駐車の防止に取り組む。特に、市内の緊急輸送道路は、取締りを強化する。 ●狭あい道路の解消に努める。 ●県が管理している道路は、定期的に安全性の確認や耐震対策等の構造の強化を図るよう要請する。 ●斜面地や軟弱地盤地域の危険箇所を把握し、定期的な点検を行うとともに、構造の強化・改善に努める。 ●生活道路や通学路は、安全を確保するため、ブロック塀の点検方法や安全対策について、啓発を行う。	都市整備部 西入間警察署
	都市整備部

**【市民】**

計画内容
●路上駐車を防止するとともに、道路の安全性確保に取り組む。
●道路の安全性を確保するため、ブロック塀の安全対策を図るとともに、円滑な通行を確保するため障害物を除去する。
●通学路や住民がよく利用する道路については、安全性の強化を図る。
●狭い道路については、道路の拡幅及び安全性の確保に協力する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●施設内道路の定期的な点検及び補修を実施する。
●路上駐車等や交通上障害となるものを排除する。
●ブロック塀の安全対策を図る。

**第 10 河川施設の安全性の向上****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
●水害発生を防ぐため、県及び国が管理する河川について、河川施設の安全性の向上、河道改修及び堆積土砂掘削等の実施を要請する。	都市整備部

**第 11 危険物対策****【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物を取り扱っている施設に対し、各種法令・規則の遵守の徹底及び安全指導（耐震性の確保、危険物の貯蔵状況、安全管理）を強化する。</li> <li>●地域に対する企業・事業所の安全対策等の情報提供を促進し、地域と企業・事業所の防災面における協力体制を推進して、市民の不安を取り除くよう努める。</li> <li>●坂戸保健所と連携し、毒劇物取扱事業所等の把握に努めるとともに、安全対策を強化する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

**【市民】**

計画内容
●危険物施設の周辺では、火災の発生等を防止するよう努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●危険物施設の耐震性の確保、危険物の貯蔵状況、安全管理を強化する。
●地域に対して安全対策等の情報提供を促進し、地域と防災面における協力体制を推進し、近隣住民の不安を取り除くよう努める。
●毒劇物取扱事業所は、坂戸保健所に報告するとともに、取扱いには十分注意する。

**第12 交通施設****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
●鉄道、高速道路管理者は、施設の耐震性及び安全確保を図る。	東武鉄道株式会社
●災害発生時に迅速な対応が行えるよう、交通施設管理者と情報交換や避難場所の提供等の連携に向けた協定の締結を促進する。	東日本高速道路株式会社

## 第2節 地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を図るとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を講じる。

### 第1 軟弱地盤対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。また、広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震水害の被害を増大させる可能性がある。

そのため、地盤沈下については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、地域を指定して行政指導及び地下水採取の規制が行われている。市域はその第1種指定地域となっているため、県と協力し地盤沈下の防止に努める。

液状化については、市では河川の周辺を中心に、発生リスクが高い地区が存在しているため、被害の軽減を図るための対策の実施を検討する。

#### 【行政】

計画内容	担当
●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。	総務部
●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。	環境産業部

## 第2 土砂災害警戒避難体制の確保

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っている。

市では2か所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されており、住民への周知をはじめとする安全対策を進めている。

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 土砂災害警戒区域における対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害警戒区域を含む区・自治会、自主防災組織や住民に対し、土砂災害ハザードマップを配布・公表し、土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。</li> <li>② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した避難訓練を開催する。</li> </ul> </li> </ul>	総務部 市民部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
<b>2 土砂災害特別警戒区域における対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域は、知事により、市長の意見を聴いた上で、土砂災害特別警戒区域として指定される。</li> <li>●土砂災害警戒区域内においては、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可</li> <li>② 建築基準法に基づく建築物の構造の規制</li> </ul> <p>※著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者に対しては、知事により移転等の勧告が行われる。</p> </li> </ul>	都市整備部
<b>3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当該区域ごとに、次に掲げる事項を本計画内に定める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</li> <li>② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>③ 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</li> <li>④ 要配慮者利用施設の名称及び所在地（土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合）</li> <li>⑤ 救助に関する事項</li> <li>⑥ そのほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</li> </ul> </li> </ul>	市防災会議

**【市民】**

計画内容
●土砂災害警戒区域を含む区・自治会、自主防災組織は、住民に土砂災害ハザードマップを配布し、土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
●土砂災害警戒区域内の住民は、土砂災害を想定した避難訓練に参加する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設*が、本計画においてその名称及び住所を記載された場合、その施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し避難訓練を実施する。

\*令和3年10月時点では、市内に対象施設は存在しない。

## 第3節 地震火災

大規模な地震発生後に地震火災が発生した場合、大きな被害をもたらすことが知られている。これまでの大規模地震火災の現場では、水道が断水したために消火栓が使えず、河川の水等の自然水利や井戸水、風呂水等の生活用水を利用した消火活動が行われた例や、消防団、区・自治会、自主防災組織が協力し、ガスの元栓を閉め、初期消火を行い、火災による被害を防止した例が報告されており、地震火災の拡大を抑えるには、日常的な消防水利の確保と初期消火への取組が重要である。

また、消防機関では、同時多発する火災に対処するため、限られた消防設備の有効活用が求められる。

そのため、市民、企業・事業所、行政、消防機関等が連携し、日常的に消防水利の確保や火災予防に努めるとともに、誰でも初期消火を行えるよう知識の普及と訓練及び啓発活動を進める。

### 第1 消火対策の充実

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●河川及び小・中学校プール等の水利の維持管理を進める。	都市整備部 教育委員会事務局
●同時多発火災への対処を検討する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●消火栓や防火水槽等の整備を進める。	
●市民の初期消火の取組を支援するため、区・自治会、自主防災組織を対象とした消火訓練や家庭向けのパンフレットの配布等、情報提供を進める。	総務部 市民部 坂戸・鶴ヶ島消防組合

#### 【市民】

計画内容
●井戸水、雨水の貯留及び風呂水のくみ置き等日常的な取組を進める。
●区・自治会、自主防災組織による防火水槽の活用について、坂戸・鶴ヶ島消防組合と協議する。
●消火器の点検や設置場所の確認を行い、消防設備業者の連絡先を把握しておく。
●ガスの元栓やブレーカーの位置を確認する。
●灯油缶や灯油タンク等可燃性の高い物の回りには、燃えやすい物を置かない等配慮を行う。
●ストーブや石油ファンヒーター等の一般火気機器は、耐震自動消火装置付のものを使用し、出火防止に努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"><li>●施設内における漏電等の調査を実施し、火災の発生を防ぐ。</li><li>●燃料や化学薬品等の扱いには注意するとともに、安全対策を講じる。</li><li>●災害時における企業・事業所内の防災体制を確立する。</li><li>●化学薬品の容器や棚の転倒防止対策の徹底を図る。</li></ul>

## 第2 消防体制の確立

市域では、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び坂戸市消防団により消防活動を行っており、さらなる継続的な消防力の充実を図る必要がある。継続的な消防力の充実・強化を図るため、消防施設や車両及び資機材の整備、消防水利等の整備、消防団組織の充実・強化を図る。

なお、令和3年5月より「埼玉西部地域消防指令事務協議会」が坂戸・鶴ヶ島消防組合、埼玉西部消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合において設置された。消防指令事務の共同管理により、業務の効率化及び災害発生時の迅速な対応を図る。(令和6年4月運用開始予定)

### 【消防機関】

計画内容	担当
<p><b>1 消防施設及び設備の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置等を整備していく。</li> <li>● 災害時にライフラインの供給が停止することを想定し、活動に支障をきたすことがないよう、消防力の維持を目的とし設備等を整備する。</li> </ul> <p><b>2 消防車両及び資機材の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、火災、救助、救急等の多種多様化していく災害に対応すべく、消防車両及び資機材等を整備する。</li> <li>● 大規模災害を考慮した緊急消防援助隊に登録する車両の整備を進める。</li> <li>● 地域防災力の要となる消防団の車両及び必要な資機材を整備する。</li> </ul> <p><b>3 消防水利等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の水利の確保をより一層進めるよう努める。</li> </ul> <p><b>4 消防団組織の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団活性化総合計画を策定するよう努め、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層や女性層の消防団への参加促進等消防団の活性化との育成に努める。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

### ◇資料

【資料\*\*\* 消防機関の現況】

【資料\*\*\* 消防機関の施設・資機材の現況】

## 第4節 調査研究

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市や国、県等による地域特性等の基礎的調査研究を推進し、実践的な震災対策を進めるための自然科学や社会科学等の分野についての最新の調査研究を参考とする。

### 第1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度等の地域特性を詳細に把握し、震災対策や水害対策の前提資料として関係機関等で隨時活用できるよう情報提供を行う。

#### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 地震被害想定に関する調査研究</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●震災対策を効果的に実施するために、県が実施した調査の内容を踏まえ、被害の規模や特徴を把握する。</li> </ul>	総務部
<b>2 水害に関する調査研究</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既往水害に関する被災住民の経験等をまとめ、水害対策に役立てる。</li> <li>●国、県が公表する想定を踏まえ、防災マップ（ハザードマップ）等を更新する。</li> <li>●近年の気象変化に伴う集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の状況や、市の地形条件による被害地区の把握に努める。</li> </ul>	総務部 都市整備部

### 第2 震災対策に関する調査研究の活用

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐にわたるため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表していることから、市においてもこれらの成果を有効に活用する。

## 第4章 市民の安全の確保

### 第1節 情報収集・連絡・伝達体制の確保

市民、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報の収集・連絡体制の確保が不可欠である。

市は、情報提供のために、防災行政無線の放送塔を92か所設置しており、災害時には下表に示す情報伝達手段の活用が考えられる。

しかし、災害時に市へ被害状況や安否確認等の問合せが集中した場合、応急対策に支障をきたすこととも考えられ、情報を市民、企業・事業所相互に伝達する仕組みが重要である。そのためには、災害対策本部、現地災害対策本部及び区・自治会本部の連携や各拠点における情報連絡体制を確立しておく必要がある。

家族や近隣住民の安否の確認については、家庭内及び各家庭と区・自治会、自主防災組織の情報連絡体制が重要であり、特に平日の昼間は、家族が勤めに出ており、要配慮者が家庭に残ることが多いため、地区の住民相互の連絡及び連携体制を重視する必要がある。

災害発生時に、市民が安心して行動できるよう、状況に応じ的確かつ正確な情報を提供していくとともに、市域全体から各地区に至る情報収集・連絡体制を確立する。

特に、要配慮者を考慮した体制、電話が不通となった場合でも対応できる体制を確立する。

【表 市民への伝達手段】

区分	伝達手段	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
全域	防災行政無線	○	○	○
	緊急速報メール（エリアメール）	○	○	○
	市防災アプリ・SNS (市公式ツイッター等)	○	○	○
	さかろんメール	○	○	○
	報道機関による報道	○	○	○
発令地区	広報車による巡回	○	○	○
	行政区連絡網	○	○	○
	(自主防災組織連絡網・メール等)	(○)	(○)	(○)
	坂戸市消防団による各戸口頭	—	○	○
	要配慮者施設への電話連絡	○	○	○

## 第1 情報収集・連絡体制の整備

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災行政無線及び全国瞬時警報システム（Jアラート）の保守管理に努める。</li> <li>●市防災アプリや緊急速報メール（エリアメール）の配信訓練を実施する。</li> <li>●移動系デジタル無線機又は災害時用携帯電話により、災害対策本部と現地災害対策本部の連絡体制の確保を図る。</li> <li>●現地災害対策本部と区・自治会本部の情報連絡体制の確立を図るために、連絡員を配置する等地区の状況に応じた多様な手段を検討する。</li> <li>●災害対策本部、西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合等関係機関との災害時の連絡体制を確立する。</li> <li>●情報連絡に関する協定締結団体との協定内容の確認と連携強化に努める。「<u>第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）</u>」を参照。</li> <li>●被災者支援システム※の導入を検討する。</li> <li>●さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）の普及啓発を行う。</li> <li>●広報車の放送設備の点検を定期的に行う。</li> <li>●平常時から地域貢献型自動販売機メッセージボードの運用を行う。</li> <li>●団体・企業等と締結している広報・報道に関する協定等の内容の確認と連携強化に努める。「<u>第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）</u>」を参照。</li> </ul>	総務部 市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理施設においては、指定管理者職員の緊急連絡先・連絡手段等について適切に把握し、緊急時の連絡体制の強化を図る。</li> <li>●小・中学校、幼稚園、保育園、児童センター等の施設においては保護者の緊急連絡先を確認する。</li> </ul>	各施設管理者
	小・中学校 幼稚園 保育園 児童センター

※災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援するシステム

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、区・自治会、自主防災組織と協力し、区・自治会本部と家庭との連絡体制を確立する。特に、在宅者が少ない平日昼間の災害発生を考慮した連絡網を作成する。</li> <li>●区・自治会は、地区掲示板の設置及び設置場所の周知を図る。</li> <li>●市民は、家族の安否を確認するため、あらかじめ家庭内で災害時の連絡手段（災害用伝言ダイヤルの活用等）について話し合う。</li> <li>●市民は、インターネット等による情報の入手手段の確保を図る。</li> </ul>

## 【企業・事業所】

計画内容
●施設内に被害が発生した場合等を想定し、市民や行政に迅速な連絡ができるよう日頃から連携を強化する。
●災害時における市や地域に対する連絡機器や人員の提供を検討する。

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定】
- 【資料\*\*\* アマチュア無線による災害時応援協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時の情報交換に関する協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における情報等の広報に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害に係る情報発信等に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定書】

## 第2 異常現象発見時の通報

災対法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

## 【行政・関係機関・市民】

計画内容	担当
<b>1 発見者の通報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災対法第 54 条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第 2 項）。</li> <li>●通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。</li> </ul>	異常現象発見者
<b>2 市長の通報及びその方法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通報を受けた市長は、本計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。</li> </ul>	市長
<b>3 気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象に関する事項 著しく異常な気象現象（竜巻、強い雹（ひょう）等）</li> <li>② 地震・火山に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>●火山関係：噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象</li> <li>●地震関係：数日間にわたり頻繁に感じるような地震</li> </ul> </li> </ul>	総務部

### 第3 情報連絡システムの整備

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害情報の迅速な把握のため、次のシステム等を活用する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象観測・河川監視システム</li> <li>② 災害オペレーション支援システム</li> <li>③ 坂戸市写真投稿システム</li> <li>④ 防災情報システム（C O U S）</li> <li>⑤ ドローンによる被災状況の撮影</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、対災害SNS情報分析システム等の新たな情報収集システムの整備を検討する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小・中学校に設置されている地震津波警報器や戸別受信機等の動作確認を平常時から行う。</li> </ul>	小・中学校

#### ◇資料

【資料\*\*\* 防災関係機関の連絡先】

【資料\*\*\* 通信施設の現況】

【資料\*\*\* 防災行政無線の現況】

## 第2節 救助・避難・誘導体制の整備

### 第1 避難場所・避難所の指定

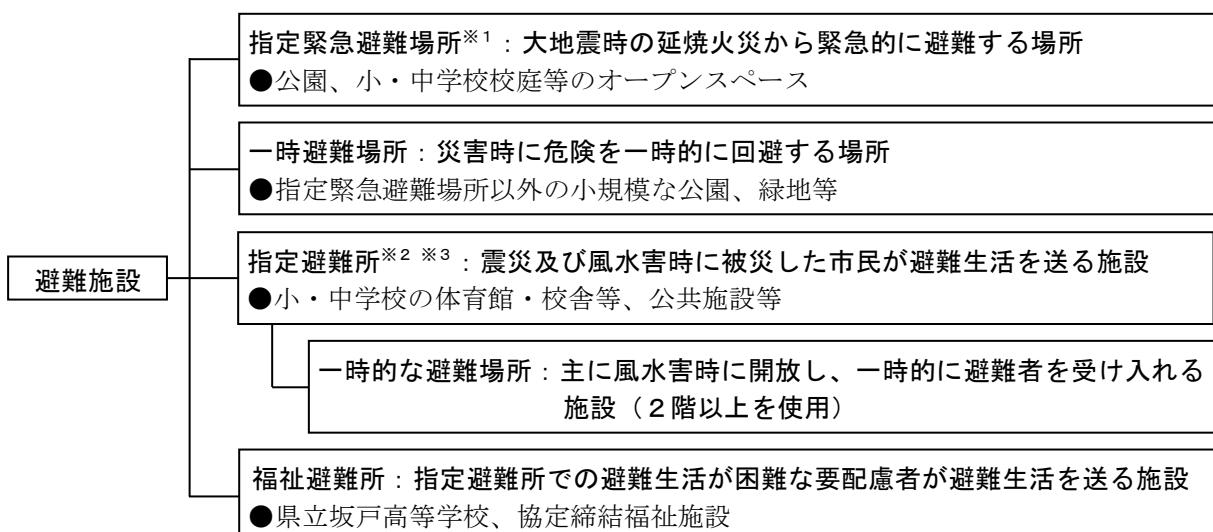
市は、地域防災拠点と併せて小・中学校及び公園を避難場所として指定している。

発災当初の人命救助及び避難誘導活動は、地区住民相互の助け合い（共助）に負うところが大きく、地区の日常的なコミュニティづくりと行政及び消防機関との連携体制を確立する必要がある。

災害時に、迅速な救助活動や適切な避難誘導活動が行えるよう、活動の場を確保するとともに、市民、行政、消防機関等の関係機関が連携して活動できる体制を確立する。

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難場所及び避難所の状況把握と安全を重視した維持管理に努める。</li> <li>●地域の状況に応じて、必要な見直しを図る。</li> <li>●隣接市町との連携により、避難場所、避難所の相互利用を図る。</li> <li>●必要に応じて、ホテル等民間施設の避難所利用について、各施設管理者と協定の締結を検討する。</li> </ul>	総務部 各施設所管課



【図 避難施設の内容】

※1 指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する（災対法第49条の4）。市の場合は、指定避難所を洪水等に対応する避難場所とするが、浸水想定区域内にある施設は使用しない又は上階を使用することとしている。

※2 指定避難所：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災対法第49条の7）

※3 避難者が少ない場合は避難所を地域防災拠点に開設する。

## 第2 救助・避難・誘導体制の充実

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に対し、避難場所や避難所を周知する。</li> <li>●市民に対し、適切な避難（災害種別ごとの対応避難所の選択、避難場所への移動がかえって危険な場合の行動等※）を周知する。</li> <li>●地域防災拠点における救助や避難用資機材の整備を進める。</li> <li>●自主防災組織が購入する防災用資機材への補助金を交付する。</li> <li>●災害防御・救助、広報・報道及び輸送に関する協定締結団体等との協定内容の確認と連携強化に努める。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> </ul>	総務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携した救助訓練や避難訓練を実施する。</li> <li>●防災訓練等において救助用資機材の使用方法を市民に周知する。</li> <li>●小学校等においては、保護者への児童等の引渡し訓練を実施する。</li> </ul>	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 小・中学校 幼稚園 保育園 児童センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者支援全体計画に基づく安否確認方法及び避難支援策の確立のため、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、安否確認協力者、坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署等との連携体制づくりを促進する。</li> </ul>	総務部 福祉部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 西入間警察署

※指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</li> <li>●市民は、救助訓練や避難訓練に参加する。</li> <li>●指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことを平時から理解し、自宅等の状況把握に努める。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救助に必要な資機材や人員の提供を行い、地域との協力体制を確立する。</li> <li>●危険物施設等の被害に備え、市や関係機関との連絡体制を確立する。</li> </ul>

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害救助犬の出動に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急対策に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 地域防災拠点・避難場所・避難所・救護所・福祉避難所一覧表】

**第3 防災上重要な施設の避難**

防災上重要な施設の施設管理者が次の事項に留意して作成する避難計画若しくは避難確保計画又は防災マニュアルの確認を行う。

## 【行政】

計画内容	担当
① 病院においては、患者を避難させるための収容施設の確保、移送の実施方法等	こども健康部
② 要配慮者利用施設においては、地域特性を踏まえた避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、一時避難用の備蓄等の実施方法等	こども健康部 福祉部
③ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合との連携等	坂戸・鶴ヶ島消防組合
④ 幼稚園・保育園・学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために学校等の実態に即した適切な避難対策	小・中学校 幼稚園 保育園 児童センター

**第4 避難路の選定と確保**

避難路の選定と確保については、区・自治会、自主防災組織と協議を行い、地域の状況に応じ、次の基準で避難路を選定し地区防災計画等に位置付け確保する。

## 【行政・市民】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難路沿いには、火災・爆発等の危険のある工場がないよう配慮する。</li> <li>●避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。</li> <li>●避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。</li> </ul>	総務部 区・自治会、自主防災組織

## 第5 避難所の運営計画

避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

### 【行政】

計画内容	担当
●避難所の円滑な運営ができるよう区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の連携協力体制の整備を図る。	
●避難所運営については、市職員及び学校教職員のみでは限界があり、地域住民の協力が不可欠であることから、市民による協力支援体制の構築を進める。	総務部 市民部 こども健康部 福祉部 小・中学校 学校教職員 避難所担当職員 坂戸市社会福祉協議会
●要配慮者、女性、子ども等に十分配慮した避難所運営を行うため、様々なコミュニケーション支援策、プライバシー保護策を講じる。	
●災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所運営マニュアルに基づく防災訓練を実施する。	
●ホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	
●避難所建物及び非構造部材（天井材、外装材、設備器具）の耐震化を計画的に進める。	各施設所管課

### 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、平常時から該当する指定避難所の運営への理解を深める。
●自主防災組織連絡協議会の各支部又は各自主防災組織は、避難所運営訓練を実施する。

## 第3節 要配慮者の安全確保

### 第1 要配慮者の把握と支援体制の充実

市は、緊急時の対応が困難な一人暮らしの高齢者や重度の障害者、高齢者のみの世帯に対し、緊急通報システムを提供している。地域においては、平常時から、要配慮者を把握するシステムを確立するとともに、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織、老人クラブ等を中心とした地域における日頃のつながりを確保しておく必要がある。また、介護保険制度に伴うサービス提供事業者との連携による高齢者の状況を把握することも重要である。

災害時には、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、難病※患者、乳幼児、妊娠婦等の災害対応能力の弱い人及び言葉や文化の違いから外国人等が適切に防災行動をとることが難しいため、これらの要配慮者に対する防災環境の整備や支援に向けた防災対策を積極的に進める。

※難病：発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市及びその他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、また、その他の集客施設に対して、これを促進する。	総合政策部 総務部 市民部 福祉部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 各施設所管課
●市は、ユニバーサルデザインを用いた避難路や避難所の整備、明るく大きめの文字や災害種別一般図記号を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を図る。	
●要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、避難所におけるテレビ・ラジオ・FAXの設置、外国語や絵文字による案内板の表記を進める。	
●要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者の意見の聴取に努め、避難所運営訓練に反映する。	
●要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容が分かる救急情報カード・緊急連絡カード・ヘルプカードを普及する。	福祉部
●災害に関する基礎的知識の普及及び啓発のために、広報紙、パンフレットの配布等を行う。	
●地域住民に対し防災訓練への参加を呼びかけ、実働訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助や救援に関する訓練を実施する。	総務部

<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員の協力連携の下、避難行動要支援者支援制度の適切な運営と進展を図る。</li> <li>●介護サービス事業者、地域包括支援センターとの連携を図る。</li> <li>●地域との連携を図るため、次の事項を実施する。</li> </ul>	<small>総務部 市民部 福祉部</small>
<p><b>1 役割分担の明確化</b></p> <p>市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立しておく。</p>	
<p><b>2 社会福祉施設との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。</li> <li>② 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結している社会福祉法人と協定の内容の確認と連携強化に努める。</li> </ul>	
<p><b>3 見守りネットワーク等の構築・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認等の見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。</li> <li>② 災害時における迅速かつ的確な救助活動を行うため、福祉サービスとして利用する緊急時通報サービス利用者等の情報を活用する。</li> </ul> <p><b>4 医療介護体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県立坂戸高等学校、災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を締結している社会福祉法人が運営する施設を要配慮者の福祉避難所として位置付け、長期的な受入体制を確保するとともに、坂戸鶴ヶ島医師会、介護事業者等の協力による医療介護体制及び職員による搬送体制を整備する。</li> <li>② 在宅の要配慮者からの相談に的確に対応できるよう平常時から相談体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、福祉関係者やソーシャルワーカー等の確保に努める。</li> </ul>	<small>総務部 こども健康部 福祉部</small>

## 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区の要配慮者の状況把握と災害時の支援体制を検討する。</li> <li>●民生委員・児童委員による高齢者の見守り活動等において、災害があった場合を想定した取組を進める。</li> <li>●要配慮者に対し、区・自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等の平常時の相互協力体制づくりの啓発を行う。</li> <li>●要配慮者の救助や救援に関する体験が可能な防災訓練に積極的に参加する。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所における要配慮者支援対策を明確にする。
●要配慮者に対する資機材・避難場所の提供等の支援策を検討する。

## 第2 避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

過去の災害では、高齢者や障害者等の避難行動要支援者及びその避難を支援する方（以下「避難支援等関係者」という。）の被害が大きかったことから、災対法が改正され、要配慮者のうち、避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者とし、市町村はその把握に努めるとともに、安否確認、避難の支援等必要な措置をとるための名簿作成の義務及び個別避難計画作成の努力義務化がなされた。

市では、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全な避難実現のため、坂戸市避難行動要支援者支援全体計画を策定しており、さらに避難行動要支援者支援マニュアル及び避難行動被支援希望者行動マニュアルを作成した。

今後も名簿の作成及び適切な管理運営に努め、避難行動要支援者の同意のもと個別支援計画書（個別避難計画）の作成及びその活用により、地域支援者等による支援体制の強化を進める。

なお、本計画において避難行動要支援者の支援に関して定める事項は、以下のとおりである。

【表 避難行動要支援者の支援に関して定める事項】

項目	内容
1 避難支援等関係者となる者	【関係機関】市、西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団 【地域組織等】地域支援者（区・自治会、自主防災組織、民生委員）、安否確認協力者
2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	① 身体障害者手帳の交付を受けている者（難病患者含む） ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③ 療育手帳の交付を受けている者 ④ 介護保険法による要介護又は要支援認定を受けている者 ⑤ ①～④以外で避難行動被支援希望者登録台帳に登録された者
3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	市における支援マップシステムを使用して、以下の事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。  【避難行動要支援者名簿の記載事項】 ① 氏名 ② 生年月日・年齢 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ その他避難支援等の実施に関する必要な事項
4 名簿の更新に関する事項	関係課は、転出、転入、死亡等による名簿登載者の異動を確認した場合は、名簿を定期的に更新する。また、関係課は、所管する情報システムを活用して年に1回程度全体的な更新を行う。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置	関係課は、避難行動要支援者のプライバシー保護、避難支援の信頼性及び避難行動要支援者と避難支援等関係者の協働を円滑に図るために、適正な情報管理に努める。また、個人情報の外部提供及び適正な管理に関して必要に応じて坂戸市情報公開・個人情報保護審議会の意見を求める等、坂戸市個人情報保護条例の適正な運用に努める。
6 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	災害時には、避難情報を判断基準に基づき適時適切に発令し、円滑な避難を支援する。 情報提供は、安否確認協力者や地域支援者等により直接行うとともに、各種情報伝達手段を有効に活用し行う。また、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達等、多様な情報伝達を行う。
7 避難支援等関係者の安全確保	避難支援については個別支援計画書に基づき関係者が協力して実施することにより安全の確保を図る。また、避難行動要支援者に対しても、避難支援等関係者による支援には限界があり、災害状況によっては必ずしも支援が保証されるものではないことを周知する。

## 【行政】

計画内容	担当
●地域支援者（区・自治会、自主防災組織、民生委員）、安否確認協力者に避難行動要支援者支援全体計画を周知し、避難行動要支援者への支援体制を充実する。	
●地域支援者の協力等により、安否確認協力者の確保を図る。	総務部
●避難行動被支援希望者登録台帳登録者の個別支援計画を作成する。	市民部
●地域支援者及び安否確認協力者が災害時に的確な行動がとれるよう、避難行動要支援者支援マニュアルを配布し周知する。	福祉部
●避難行動被支援希望者登録台帳登録者が災害時に的確な行動がとれるよう、避難行動被支援希望者行動マニュアルを配布し周知する。	
●避難行動要支援者名簿及び避難行動被支援希望者登録台帳の適切な管理と更新を進める。	総務部 福祉部

## 【市民】

計画内容
●地域支援者は、安否確認協力者の把握を進める。
●市民は、地域支援者から安否確認の協力依頼を受けた場合は、可能な限り協力するよう努める。
●地域支援者及び安否確認協力者は、平常時から避難行動要支援者との交流に努め、災害時には迅速に支援できるようにする。
●自主防災組織は、防災訓練で避難行動要支援者の安否確認訓練を行う。

**【企業・事業所】**

計画内容
●地域支援者の一員や企業・事業所の地域貢献として、本制度の理解を深め、災害時には協力できる体制をつくる。

**第3 社会福祉施設入所者の安全確保****【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉施設入所者を支援するために、施設との連絡体制を強化し、水防警報等の情報伝達体制の整備を図る。</li> <li>●社会福祉施設との連携を図り、大規模な地震の発生を想定した「震災対策計画」及び浸水想定区域内の施設では「避難確保計画」並びに「職員行動マニュアル」の作成と避難訓練の実施を指導・援助する。</li> <li>●入所者を他の施設に一時的に避難させること、職員の応援等、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。</li> <li>●施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。</li> </ul>	総務部 福祉部

**【社会福祉事業者】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護老人福祉施設等の施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な地震の発生を想定した「震災対策計画」及び浸水想定区域内の施設では「避難確保計画」を作成し、職員及び入所者への周知徹底を図る。</li> <li>●職員参集のための連絡体制や、入所者の安否情報についての家族への連絡体制等、緊急連絡体制を整備する。</li> <li>●計画・マニュアル等に基づく防災訓練を行うとともに、地域との連携を図り、避難誘導等の体制を整備する。</li> <li>●被災した在宅の要配慮者や、他施設からの一時受入体制を検討し整備する。</li> <li>●入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常用食料（高齢者向けの特別食を含む）（3日分以上）</li> <li>② 飲料水（3日分以上）</li> <li>③ 常備薬（3日分以上）</li> <li>④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）</li> <li>⑤ 照明器具</li> <li>⑥ 熱源</li> <li>⑦ 移送用具</li> </ul> </li> <li>●施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。</li> </ul>

## ◇資料

【資料\*\*\* 要配慮者関連の福祉施設（入所施設）】

## 第4 外国人の安全確保

## 【行政】

計画内容	担当
●避難所や避難道路の標示等災害に関する案内板について、外国語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。	総務部
●外国語表記の防災マップ（ハザードマップ）や市防災アプリの外国語版等、外国人向けの防災情報の普及啓発を図る。	
●外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受け入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。	
●災害時における外国人の安否確認を迅速に行い円滑な支援ができるよう、外国籍の住民登録を活用し、人数や所在の把握に努める。	総務部
●平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、防災訓練への外国人の参加を促進する。	市民部
●外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保に努める。	
●訪日外国人旅行者の災害時の安全確保を図るため、既往資料**等を参考に対策を検討する。	環境産業部
●広報紙やホームページ、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。	総合政策部

※「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き 平成26年10月 観光庁」等

## 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、居住する外国人の状況把握や防災訓練への参加に努める。

## 【企業・事業所】

計画内容
●雇用している外国人に対して防災に関する情報提供や防災訓練を行う。

## 第4節 帰宅困難者対策

2013年に内閣府から公表された関東平野北西縁断層帯地震による市の想定帰宅困難者※数は、平日12時の場合、9,393人と算定されている。

東日本大震災では、市内各駅において帰宅困難者が発生し、公共施設の延長開館、非常食の提供等の対応をした。

帰宅困難者発生に伴う影響としては、市民が帰宅困難になることによる地域の災害対応力の低下、帰宅できない駅滞留者の発生による混乱等が考えられる。

そのため、災害時に帰宅困難となった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を関係機関と研究・協議し、実施する。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討する。

※帰宅困難者：県内や都内等に通勤・通学や私用等で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻つて来られなくなる人

### 第1 一時滞在施設の確保

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在場所の確保を進める。                       &lt;使用予定施設&gt;                       坂戸駅：坂戸駅前集会施設、セレモア坂戸駅前会館、坂戸駅前メモリードホール                       北坂戸駅：坂戸市文化施設オルモ         </li> <li>●帰宅困難者用の食料、飲料水等の備蓄を計画的に進める。</li> <li>●一時滞在施設の運営マニュアルを整備し、一時滞在施設を支援する。</li> </ul>	総務部

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時滞在施設として活用できる場所を検討し、協力する。</li> </ul>

## 第2 帰宅困難者等への啓発

### 【行政】

計画内容	担当
<p><b>1 市民への啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しないこと」を基本とし、次の点を実行するよう啓発する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認</li> <li>② 災害時の行動は、状況を確認して無理のない計画を立案・実施</li> <li>③ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法</li> </ul> </li> <p><b>2 徒歩帰宅の心得7カ条*</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備する等を内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。</li> </ul> </ul>	総合政策部 総務部

\*徒歩帰宅の心得7カ条：《留まる》 1. 連絡手段、事前に家族で話し合い

2. 携帯もラジオも必ず予備電池

《知る》 3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション

4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション

《帰る》 5. 職場には、小さなリュックとスニーカー

6. 帰宅前には、状況確認

7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

### 【市民】

計画内容
●県が推奨する「徒歩帰宅の心得7カ条」を身につける。

#### ◇資料

【資料\*\*\* NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料】

### 第3 企業・事業所等への要請

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所、学校又は大規模集客施設等で帰宅困難（自宅までの距離が20km以上の人人が想定される）となった従業員、顧客、学生、生徒等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、飲料水、食料や情報の入手手段の確保</li> <li>② 災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保</li> <li>③ とどまった従業員等による、地域の応急・復旧活動への可能な範囲での参加</li> </ul> </li> </ul>	事業所関係課

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県が推奨する「歩帰宅の心得7カ条」を身につけるよう、従業員に周知徹底する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員に対して一斉帰宅を抑制する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅困難者対策計画を策定し、飲料水、食料、仮宿泊場所等の確保、情報入手手段の確保等を図る。</li> </ul>

### 第4 広域的な連携

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県は、埼玉県石油業協同組合とガソリンスタンドを歩帰宅者の一時休憩所として利用する協定及びフランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストラン等を帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する協定を締結していることから、これらの取組を有効に活用するとともに、施設提供者への支援を関係機関と検討する。</li> <li>●各駅における混乱防止対策訓練の実施に努める。</li> </ul>	総務部 環境産業部

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の帰宅困難な状況を把握する。</li> </ul>

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の帰宅困難な状況を把握する。</li> </ul>

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書】

## 第5章 応急対策の備え

### 第1節 物資・資機材・用地等の確保

市は、市役所庁舎、避難所、防災施設兼集会所（仲町・南町・花みず木）、北坂戸出張所及び坂戸市防災備蓄倉庫に、食料、飲料水、毛布、日用品、組立式トイレ、発電機、投光器及び救助用資機材等の備蓄を行っており、地域防災拠点には、発電機及び投光器等を備蓄している。

また、関係機関及び企業・事業所との物資調達のための協定の締結を進めている。

災害時の物資の確保は、市民自身による備蓄も必要不可欠であり、県は3日分／人の食料や飲料水（推奨1週間分）の備蓄を掲げている。

そのため、市民及び行政は適切な飲料水及び食料の備蓄を図るとともに、災害時に必要な物資、資機材、用地等の確保を計画的に進める。また、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充する。

#### 第1 備蓄・調達方法

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲料水、食料及び備蓄品は、県計画に準じて、目標を設定する。</li> <li>●備蓄品の配備に当たっては、区・自治会、自主防災組織との調整に努める。</li> <li>●避難所開設時に各避難所におけるニーズを早急に把握できるよう、市避難所運営マニュアルでの書類様式の整備や平時から必要連絡先の確認等を行う。</li> <li>●要配慮者に対応した物資も備蓄する。</li> <li>●緊急物資の整理を行う輸送拠点を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告する。</li> <li>●輸送拠点の夜間照明、非常電源等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。</li> </ul>	総務部 市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急物資供給協定締結企業・団体との協定内容の確認及び連携強化を図る。</li> <li>●市内量販店との救援物資に係る災害時応援協定の締結を進め、災害時の物資供給体制の強化を図る。</li> <li>●災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の供給ができるよう、石油元売り業者との協定締結に努める。</li> <li>●医薬品等については、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会との協定に基づき調達する。</li> </ul>	総務部 環境産業部
	こども健康部

●飲料水については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団所有の坂戸浄水場、鶴ヶ島浄水場及び多和目配水場の緊急遮断弁が震災時に稼働することによって、各配水池へ相当量の飲料水が確保される見込みであり、避難所等への給水活動については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水部等が中心となり迅速に行う。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
●保育園等に園児用の非常食の配備を進め、保育現場の防災体制強化を図る。	福祉部
●各小・中学校に教師用防災用具を備えるとともに、小学校に児童用の非常食の配備を進め、学校教育現場の防災体制強化を図る。	教育委員会事務局
●避難所への夜間照明等の配備を進め、学校教育現場の防災体制強化を図る。	
●幼稚園に園児用の非常食の配備を進め、幼稚園教育現場の防災体制強化を図る。	

**【市民】**

計画内容
●1人3日分（推奨1週間分）の飲料水・食料等は、各家庭で備蓄するよう心掛ける。
●区・自治会、自主防災組織は、各家庭の状況を把握し、現地災害対策本部と連携し迅速な物資の供給を図る。

**【企業・事業所】**

計画内容
●帰宅困難者が発生することを想定して、食料や必要な物資等の備蓄を行う。

**【表 輸送拠点】**

輸送拠点	所在
市民総合運動公園	大字石井 1550

**第2 坂戸市における備蓄量の目標について****1 基本方針**

県では、県地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、災害救助従事者用を県と市町村でそれぞれ3日分以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県で1日分以上備蓄するものとしている。県民備蓄は、最低3日間（推奨1週間分）を目標としている。

市では、同調査において本市で最多の避難者が発生すると想定されている「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」によるピーク時避難人口等を参考に3日後避難者数を想定し、避難者用3日分、災害救助従事者用3日分を目標とする。予備分については、協定締結都市への応援や不測の事態への備えとして確保する。市民の備蓄は、最低3日間（推奨1週間分）を目標とする。

【表 備蓄目標日数】

供給対象者	市	県	市民
避難者	3日分	1.5日分	3日分(推奨1週間分)
災害救助従事者	3日分	(3日分)	—

※災害救助従事者については、市と県でそれぞれの分を用意する。

## 2 避難者数の想定

市の避難者数等は、次のとおりとする。

【表 避難者数等】※3日目までの1日当たりの避難者数

項目	人数	算定根拠
避難者数	5,415人	<p>① 県地震被害想定調査での本市の1日後避難者数(4,006人)及び1週間後避難者数(6,923人)から3日後避難者数を算出する。(1日後避難者数に、1週間後までに増加する人数の1/2を加えて算出)</p> $4,006\text{人} + (6,923\text{人} - 4,006\text{人}) \times 1/2 = 5,465\text{人}$ <p>3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数(101,203人)から総人口比<sup>※1</sup>を算出する。</p> $5,465\text{人} / 101,203\text{人} = 5.4\%$ <p>② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。</p> $100,275\text{人} \times 5.4\% = 5,415\text{人}$
(乳児)	(57人)	1,059人(0歳児501人、1歳児558人 <sup>※2</sup> )の約5.4%
(後期高齢者)	(778人)	14,409人(75歳以上人口 <sup>※2</sup> )の約5.4%
災害救助従事者数	582人	令和3年4月1日時点の市職員数

※1 市では、本計画の前回改定時(平成28年)では、県地震被害想定調査結果と当時の市人口総数を基に総人口比を算出し、乳児避難者数及び後期高齢者避難者数の算定に使用した。同調査は平成24・25年の調査が基となっているため、今回の改定にあたっては、現在の市人口総数にこの総人口比を乗じて避難者数を再算出するものとする。

※2 各種市人口は令和2年10月1日時点(令和2年国勢調査)

## 3 備蓄目標量

市の備蓄目標量は、次のとおりとする。

【表 必要な食料備蓄量の推定】

供給対象者	市	必要な備蓄量
避難者	3日分	5,415人×3食×3日分=48,735食
災害救助従事者	3日分	582人×3食×3日分=5,238食
合計	—	53,973食×1.1(予備分)=59,370食

【表 必要な飲料水備蓄量の推定】

供給対象者	市	必要な備蓄量
避難者	1日分	5,415人×30×1日分=16,245ℓ
災害救助従事者	1日分	582人×30×1日分=1,746ℓ
合計	—	17,991ℓ×1.1(予備分) ≈ 19,790ℓ

※飲料水については、浄水場の緊急遮断弁が震災時に稼働することで、各配水池へ相当量の飲料水が確保される見込みであるが、各避難所に給水所を開設するには、仮設水槽を浄水場まで持ち込み、飲料水を搬出する必要が出てくる。そのため、各避難所においても、ペットボトルの飲料水を備蓄しておく。備蓄量としては、最低限の1日分とするが、足りない分については、各小中学校のプール等の水を活用することとし、各避難所には浄水器（携帯型）を配備していくこととする。

【表 坂戸市の備蓄目標量】

	品目	目標量	算定根拠
生活物資	食料	59,370食	(避難者数+災害救助従事者数) × 3食 × 3日分 × 1.1(予備分)
	飲料水	19,790ℓ	(避難者数+災害救助従事者数) × 3ℓ × 1日分 × 1.1(予備分)
	毛布	5,415枚	避難者数 × 1枚
	肌着セット	2,708組	避難者数 × 1/2 × 1組
	タオル	5,415枚	避難者数 × 1枚
	簡易食器	5,415個	避難者数 × 1個
	組立式トイレ	74個	避難所数 × 2個
	簡易トイレ	296個	避難所数 × 8個
	トイレ薬剤	16,245個	避難者数 × 1回 / 1日 × 3日
	トイレットペーパー	1,020ロール	組立式トイレ 34基 × 10ロール / 1日 × 3日
感染症対策	ガスコンロ	74個	避難所数 × 2個
	やかん	37個	避難所数 × 1個
	マスク	19,790枚	(避難者数+災害救助従事者数) × 3日分 × 1.1(予備分)
資機材	アルコールハンドジェル	237.5ℓ	(避難者数+災害救助従事者数) × 3ml × 4回 × 3日分 × 1.1(予備分)
	ペーパータオル	17,391枚	避難所数 × 2枚 × 5か所 × 17回 × 3日分 × 1.1(予備分)
	発電機	74台	避難所数 × 2台
要配慮者関係	投光器	185台	避難所数 × 5台
	ランタン	74台	避難所数 × 2台
	粉ミルク	34.2kg	57人 × 200g × 3日分 = 34.2kg
	子ども用おむつ	2,052枚	57人 × 12枚 × 3日分 = 2,052枚
	大人用おむつ	14,004枚	778人 × 6枚 × 3日分 = 14,004枚
	生理用品	20,931枚	21,534人(10~49歳の女性) × 5.4% × 6枚 × 3日分 = 20,931枚
	老眼鏡	74個	避難所数 × 2個

※避難所数は、指定避難所、福祉避難所及び一時的な避難場所（指定避難所であるものを除く）を合計した数とする。

◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における総合的な支援に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における救援物資提供に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 大規模災害時における救援物資提供に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時におけるL P ガスの優先供給等に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書】
- 【資料\*\*\* 災害時における物資提供等の協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 水道施設の現況（貯水施設）】
- 【資料\*\*\* 応急給水資機材の現況】

## 第2節 医療・環境衛生対策

### 第1 医療救護体制の充実

市内には、病院5か所、診療所122か所（医療68か所（坂戸保健所、坂戸市立市民健康センター含む。）、歯科54か所）等、全体で127か所の医療施設（令和3年11月現在）がある。災害時には、これらの施設との連携を図るとともに、市内3か所に医療救護拠点を設け、地域防災拠点等に救護所を設置し、負傷者等の救護に当たる。

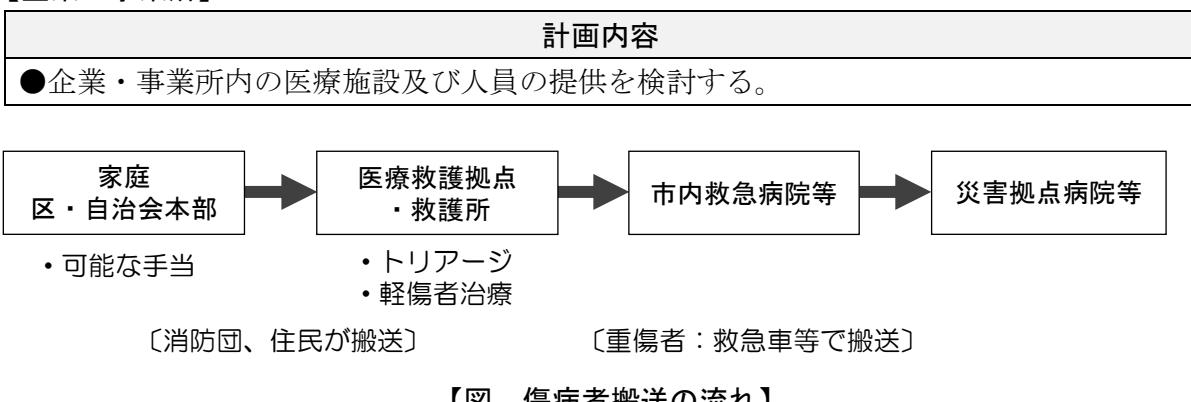
坂戸・鶴ヶ島消防組合には救急車が7台配備されているが、大規模災害時の重傷者の搬送は、坂戸市消防団や自主防災組織の協力が必要となるため、搬送体制を検討し、確立する。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市は、市民健康センター、三芳野公民館、入西地域交流センターに医療救護拠点、地域防災拠点に救護所を設置する。	総務部
●坂戸市消防団は、消防車両による負傷者の搬送体制を整える。	こども健康部
●市は、救護所において軽傷者に対し応急手当を行う体制を整える。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●重傷者の治療を要請する市内救急病院及び災害拠点病院と災害時の協力体制を確立する。	坂戸市消防団
●坂戸鶴ヶ島医師会は、市の要請に応じて医療救護拠点に医師を派遣し、トリアージを行う体制を整える。また、市は、必要に応じて救護所でトリアージを行えるよう、医療救護拠点から救護所への医師の搬送体制を整える。	坂戸鶴ヶ島医師会
●坂戸鶴ヶ島歯科医師会は、医療救護拠点に歯科医師を派遣し、歯科医療救護活動を行う。	坂戸鶴ヶ島歯科医師会
●坂戸鶴ヶ島市薬剤師会は、市の要請に応じて医療救護拠点に薬剤師を派遣し、処方や調剤、服薬指導を行う体制を整える。	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会
●埼玉県柔道整復師会川越支部は、市の要請に応じて医療救護拠点に柔道整復師を派遣し、応急処置を行う体制を整える。	埼玉県柔道整復師会川越支部
●市は、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師の確保について、必要時に速やかに各団体へ派遣要請を出せるよう、連絡体制を整える。	総務部
●市は、看護師の確保について、必要時に速やかに県へ派遣要請を出せるよう、連絡体制を整える。	
●透析患者の把握と災害時の搬送体制を整える。	総務部 福祉部

#### 【市民】

計画内容
●自主防災組織は、負傷者の搬送訓練や応急救護訓練を実施する。

**【企業・事業所】****第2 救急用品・医薬品の確保****【行政】**

計画内容	担当
●災害時に医療救護拠点で医師が使用する医療資機材の充実を図る。	総務部
●災害時に救護所で使用する救急用品の充実を図る。	こども健康部市 民健康センター
●医薬品の調達について、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会との協定内容の確認と連携強化を図る。	

**【市民】**

計画内容
●各家庭、区・自治会、自主防災組織で救急用品の備蓄に努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●企業・事業所内の医療施設における医薬品の提供を検討する。

**第3 医療救護訓練の実施****【行政】**

計画内容	担当
●市、坂戸鶴ヶ島医師会、坂戸鶴ヶ島歯科医師会、埼玉県柔道整復師会川越支部、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会、坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団が連携した、トリアージ、応急手当、重傷者の搬送等の医療救護訓練を実施する。	総務部 こども健康部市 民健康センター 坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸鶴ヶ島歯科医師会 埼玉県柔道整復師会川越支部 坂戸鶴ヶ島市薬剤師会 坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団
●坂戸鶴ヶ島医師会は、医師に対するトリアージの研修を行う。	

**【市民】**

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、負傷者搬送訓練や応急救護訓練を実施する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●負傷者搬送訓練や応急救護訓練を実施する。

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 災害時の医療救護に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 市内の病院・診療所等の現況】
- 【資料\*\*\* 感染症病床の設置状況】

## ◇様式

- 【様式\*\*\* 傷病者対応記録簿】

**第4 遺体の埋火葬****【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、マスク、ゴム手袋、毛布、シーツ等、遺体取扱時に必要となる物資を事前調達する。</li> <li>●遺体の搬送、収容及び埋・火葬に関する協定締結団体との協定内容の確認と連携強化に努める。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> <li>●遺体収容所※の確保を図る。</li> </ul>	環境産業部

※遺体収容所：被害現場付近等の適切な施設（災害協定に基づく民間施設、避難所を開設していない小・中学校体育館、利用していない公共施設、寺院等）

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における総合的支援に関する協定書】

## 第5 防疫対策

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●浄化槽管理台帳の整備、更新を図る。</li> <li>●避難場所や被災の可能性の高いと予想される浄化槽等の耐震化を検討する。</li> <li>●廃棄物処理・生活衛生に関する協定締結団体等との協定内容の確認と連携強化に努める。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等(総則-36)」</u>を参照。</li> </ul>	環境産業部 各施設所管課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●組立式トイレ、簡易トイレ、トイレ薬剤等の備蓄を進める。その際、感染症対策上効果的な製品を導入するよう努める。</li> </ul>	総務部

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織は、住民に対して簡易トイレや衛生用品等の確保を促進する。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員に対応した簡易トイレや衛生用品等の確保を図る。</li> </ul>

#### ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定書】

## 第6 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所における他の被災者とのトラブル等を回避するためには、平常時からの飼い主の取組が重要になることから、飼い主に対し動物の災害対策の普及啓発を図るとともに、避難所等における事前対策を進める。

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるよう、飼い主の所有者明示の措置について普及啓発を図る。</li> <li>●飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグに入ることを慣らしておく等の災害に備えたしつけを、日頃から行うよう普及啓発を図る。</li> <li>●災害時の非常用持出品の準備について普及啓発を図る。</li> <li>●避難所における動物の飼育場所を決めておく。</li> <li>●県、獣医師会、動物関係団体との連携を図り、災害時の動物救援体制を整えるとともに、避難所等における飼育ルールを検討し普及啓発を図る。</li> </ul>	環境産業部 獣医師会 動物関係団体

### 【市民（飼い主）】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●鑑札の明示や基本的なしつけ、避難所の雰囲気におびえたり、興奮したりしないよう、人馴れや音慣れをしておく。</li> <li>●災害時の非常用持出品を用意しておく（キャリーバッグ、ペットシーツ、リード、糞尿処理用具、ペットフード（4～5日分）、ペットフード容器、飲料水（4～5日分）、飲料水用容器、薬（1週間分）等）。</li> <li>●動物の飼育手帳を作成し、飼い主の連絡先、ペットの写真、健康状態、病気・けがの履歴、治療中の内容、服用薬等が分かるようにしておく。</li> <li>●伝染病の感染、拡大を防ぐために、ワクチンの接種を済ませておく。</li> </ul>

## 第3節 被災住宅対策

### 第1 応急措置等の指導、相談

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急措置及び応急復旧に関し、指導・相談を行う。</li> <li>●被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を円滑に行えるよう、県と連携して、実施体制等の整備を図る。</li> <li>●建物や宅地の安全確保対策について、市民への普及及び啓発を行う。</li> <li>●応急危険度判定士の所在の把握を進め、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図る※。</li> <li>●被災建築物及び被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する相談体制の確立に努める。</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明書の効率的な発行等のため、被災者支援（台帳）システムの導入等を検討する。</li> <li>●被災者台帳作成に向けた被害家屋認定調査について、埼玉土地家屋調査士会との家屋被害認定調査に関する協定の内容の確認と連携強化に努める。</li> </ul>	総務部

※被災建築物応急危険度判定士 99 人、被災宅地危険度判定士 49 人（令和2年度末時点）

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から建物、宅地の状況を把握し、安全確保に努める。</li> </ul>

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門職員の応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士講習への参加を促進し、応急危険度判定士の養成に努める。</li> </ul>

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書】

## 第2 応急仮設住宅の事前準備

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県及び市の建設型応急住宅適地の基準に従い、建設可能な用地を選定する。</li> <li>●賃貸型応急住宅の事前準備として、民間賃貸住宅の借り上げについて、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定の内容の確認と連携強化に努める。</li> <li>●次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定するよう努める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設型応急住宅の着工時期</li> <li>② 応急仮設住宅の入居基準</li> <li>③ 応急仮設住宅の管理</li> <li>④ 要配慮者に対する配慮</li> </ul> </li> </ul>	都市整備部 総合政策部

## 第4節 文教・保育対策

小・中学校、幼稚園、保育園、児童センター、学童保育所（以下「学校等」という。）における園児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全を図るため、平常時から防災訓練等を実施するとともに、災害時の教育活動の実施を確保するため、事前計画の作成の推進を図る。

また、市内には、県指定及び市指定合わせて45件の指定文化財が存在し、このうち、有形文化財は、29件が指定されている。文化財は、地震等により損壊し、又は消失することが予想されるので、所有者に対し日頃の保管方法について連携を図るとともに、損傷・滅失した場合には、速やかに対応できる体制をつくる。

### 第1 学校等の防災対策

#### 【行政】

計画内容	担当
●小・中学校を指導及び支援し、各学校における危機管理マニュアルや応急教育計画の作成、防災訓練の実施等、事前対策を進める。	教育委員会事務局
●教材用品の調達及び配給方法についてあらかじめ計画を立てる。	

#### 【学校等】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校長は、毎年、危機管理マニュアルを更新し、次の措置を講じることとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。</li> <li>② 児童、生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。</li> <li>③ 教育委員会、警察、消防及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。</li> <li>④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。</li> </ul> </li> <li>●発災時に、児童・生徒及び教職員が適切な行動がとれるよう危機管理マニュアルに従い防災訓練を実施し、同マニュアルの見直しを行い、より実践的なマニュアルに改定する。</li> </ul>	小・中学校

## 第2 幼稚園・保育園等の防災対策

### 【行政】

計画内容	担当
●幼稚園、保育園、児童センター等は、坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき、園児や利用児童の災害時の安全確保体制を確立する。	各施設所管課
●園児や利用者の保護者に対して、災害時の安全確保について周知を図るとともに、災害時の連絡体制を整える。	施設管理者

## 第3 文化財の保護

### 【行政】

計画内容	担当
●文化財所有者と災害時の文化財保護に対する取組を検討する。	教育委員会事務局

### 【文化財所有者】

計画内容
●文化財の保護に向け、保管する施設の構造強化等に努める。
●災害時の文化財の保護に対する取組を検討し、必要に応じて対策を講じる。

### ◇資料

#### 【資料\*\*\* 指定文化財の現況】

# 第3編 震災応急対策編

## 第1章 活動体制

### 第1節 基本方針

地震の発生による災害が発生した場合、昼夜を問わず迅速に活動体制を整備し、対応する必要がある。そのため、応急対策は、次の項目を基本方針とする。

行政は、市民、企業・事業所及び関係機関と協力し、市民や市内に滞在している人の生命及び財産を守るための応急活動を行う。

市民及び企業・事業所においても、自らの生命、財産及び地域における暮らしを守る活動を展開する。

### 第2節 応急活動体制

#### 第1 基本方針

原則として震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制を敷いて災害対策本部を設置し、被災者の救助、救護及び生活の支援を迅速に行うために、市民、企業・事業所及び関係機関と連携を図り、それぞれの機能を十分に発揮して、応急対策活動を行う。

原則として震度5弱の地震が発生した場合は、非常体制の実施に備えて警戒体制をとり、震度4の地震が発生した場合には、情報収集体制をとる。

体制配備に当たっては、気象警報・注意報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。動員指令は職員参集支援システム等により迅速に行い、発災時の初動対応職員の早期確保を図る。

【表 地震発生時の配備基準】

配備体制	配備基準	災害対策本部の設置
情報収集体制	原則として震度4の地震が発生した場合	
警戒体制	原則として震度5弱の地震が発生した場合 ※市が震度5弱以下であったとしても、隣接市町で震度5強を観測した場合には、庁内災害対策連絡会議にて協議の上、非常体制へ移行する場合あり。	設置しない
非常体制	原則として震度5強以上の地震が発生した場合	設置する

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表に関わらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

※現地災害対策本部は、震度5強以上の地震が発生した場合や、災害対策本部の指示により設置する。

## 第2 情報収集体制

### 【行政】

計画内容	担当
●市内の被害情報の収集を行う。被害があった場合は県へ報告する。 ●消防・警察機関等の情報を把握する。 ●被害状況の確認のためにドローンを活用する。	総務部
●橋りょう・排水機場の所管課職員は、橋りょう・施設の点検を行う。結果は荒川上流河川事務所及び飯能県土整備事務所へ報告する。	都市整備部

## 第3 警戒体制

### 【行政】

計画内容	担当
●消防・警察機関、交通機関等の外部機関からの情報や市民からの情報に応対し、被害状況を把握する。 ●被害状況を県へ報告する。	総務部 各部
●各地域防災拠点に参集し、区域内の被害状況を確認する。 ●自主防災組織、区・自治会長と連絡を取り、状況を確認する。	現地災害対策本部担当
●市内の道路・橋りょう等の被害状況を把握する。 ●被害状況を荒川上流河川事務所及び飯能県土整備事務所へ報告する。 ●道路障害物の除去や道路復旧に当たる。	都市整備部
●近隣市町で震度5強を観測した場合、庁内災害対策連絡会議を開催し、非常体制への移行を協議する。	総務部 庁内災害対策連絡会議

### 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、被害状況及び避難行動被支援希望者登録者の安否確認を行い、地域防災拠点に報告する。

## 第4 非常体制

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所庁舎に災害対策本部を設置するとともに、地域防災拠点に現地災害対策本部を設置し、被災地区の市民に対しては区・自治会本部の設置を要請し、市民及び行政が連携した応急対策活動を行う。</li> <li>●消防機関、西入間警察署、日本郵便株式会社、交通施設及びライフライン管理者と密接な連絡及び連携体制をとり、迅速かつ的確な応急対策活動を行う。</li> <li>●震度6弱以上の地震を観測した場合は、速やかに以下の事項を県へ報告する。(第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① トップマネジメントは機能しているか</li> <li>② 人的体制は充足しているか</li> <li>③ 物的環境(市役所庁舎等)は整っているか</li> </ul>           県は更に国へ報告し、この情報を基に、市に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。         </li> </ul> <p><b>1 就業時間中の初動期の体制と行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員は、災害対策本部の指示及び坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき活動する。</li> <li>●市役所庁舎及び各施設の管理者は、迅速に利用者の安全を確保するとともに、施設及び周辺地域の被害状況を把握し、情報班に報告する。</li> <li>●学校や高齢者施設等、多数の人々が利用する施設の管理者は、児童・生徒や施設利用者の安全確保に努める。</li> <li>●地域防災拠点として指定されている施設は、指定職員と施設職員が現地災害対策本部を設置する。</li> <li>●現地対応班は、区・自治会、自主防災組織と協力して救助活動を行うとともに、初期消火活動を支援する。</li> <li>●土木班は、道路やライフラインの被害状況を調査し、統括班に報告する。</li> <li>●現地対応班(ドローン班)はドローンにより被害状況を調査し、統括班に報告する。</li> </ul> <p><b>2 就業時間外(夜間・休日)の初動期の体制と行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職員は、坂戸市業務継続・職員行動計画に基づき参集し、活動する。</li> </ul>	全職員

**【市民】****計画内容**

- 区・自治会、自主防災組織を主体とした区・自治会本部を設置し、現地災害対策本部（地域防災拠点）と連携した応急対策活動を行う。

**【企業・事業所】****計画内容**

- 各企業・事業所における防災体制を整えるとともに、区・自治会本部や現地災害対策本部と連携した応急対策活動を行う。

◇様式

【様式\*\*\* 報告様式】

【表 就業時間内外別震災時の体制】

配備体制	就業時間内	夜間・休日（就業時間外）
情報収集体制 原則として震度4	総務部及び橋りょう・排水機場の所管課が連携	総務部及び橋りょう・排水機場の所管課が市役所庁舎に参集し連携
警戒体制 原則として震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部、各部筆頭課、都市整備部、現地灾害対策本部担当が連携</li> <li>近隣市町が震度5強を観測している場合は、庁内灾害対策連絡会議を開催し災害対策本部及び現地灾害対策本部の設置を検討・決定</li> </ul> <pre> graph TD     A[市役所庁舎 庁内灾害対策 連絡会議] &lt;--&gt; B[各施設 安全確保]     B &lt;--&gt; C[現地灾害対策 本部担当職員]     C &lt;--&gt; D[地域防災拠点]     D &lt;--&gt; E[区・自治会、自主防災組織]     style A fill:#fff,stroke:#000     style B fill:#fff,stroke:#000     style C fill:#fff,stroke:#000     style D fill:#fff,stroke:#000     style E fill:#fff,stroke:#000     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部、各部筆頭課、都市整備部は市役所庁舎に参集、現地灾害対策本部担当は地域防災拠点に参集</li> <li>近隣市町が震度5強を観測している場合は、庁内灾害対策連絡会議を開催し災害対策本部及び現地灾害対策本部の設置を検討・決定</li> </ul> <pre> graph TD     A[市役所庁舎 庁内灾害対策 連絡会議] &lt;--&gt; B[現地灾害対策 本部担当職員]     B &lt;--&gt; C[地域防災拠点]     C &lt;--&gt; D[区・自治会、自主防災組織]     style A fill:#fff,stroke:#000     style B fill:#fff,stroke:#000     style C fill:#fff,stroke:#000     style D fill:#fff,stroke:#000     </pre>
非常体制 原則として震度5強以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部、現地灾害対策本部及び避難所運営本部を設置</li> </ul> <pre> graph TD     A[災害対策本部] &lt;--&gt; B[各施設安全確認]     A &lt;--&gt; C[指定職員応援職員]     B &lt;--&gt; C     C --&gt; D[閉鎖]     C --&gt; E[災害時利用]     D --&gt; E     B &lt;--&gt; F[現地灾害対策本部 (地域防災拠点)]     B &lt;--&gt; G[避難所運営本部]     F &lt;--&gt; H[現地対応班 支援班]     H &lt;--&gt; I[区・自治会本部]     style A fill:#fff,stroke:#000     style B fill:#fff,stroke:#000     style C fill:#fff,stroke:#000     style D fill:#fff,stroke:#000     style E fill:#fff,stroke:#000     style F fill:#fff,stroke:#000     style G fill:#fff,stroke:#000     style H fill:#fff,stroke:#000     style I fill:#fff,stroke:#000     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員は指定の参集場所に参集</li> <li>災害対策本部、現地灾害対策本部及び避難所運営本部を設置</li> </ul> <pre> graph TD     A[災害対策本部] &lt;--&gt; B[全職員参集]     A &lt;--&gt; C[各施設 状況確認]     B &lt;--&gt; C     C --&gt; D[指定職員参集]     D --&gt; E[現地灾害対策本部 (地域防災拠点)]     E &lt;--&gt; F[避難所運営本部]     E &lt;--&gt; G[現地対応班 支援班]     G &lt;--&gt; H[区・自治会本部]     style A fill:#fff,stroke:#000     style B fill:#fff,stroke:#000     style C fill:#fff,stroke:#000     style D fill:#fff,stroke:#000     style E fill:#fff,stroke:#000     style F fill:#fff,stroke:#000     style G fill:#fff,stroke:#000     style H fill:#fff,stroke:#000     </pre>

(震災-6 は記載なし)

【表 応急対策及び復旧復興対策活動体制】

班名	担当部署	任務		
		発災から24時間(発災期)	2~3日以降(被災生活期)	1週間以降(復旧・復興期)
災害対策本部会議	本部長:市長 副本部長:副市長、教育長 本部員:各部長等	●被害状況に応じた対策の検討・決定 ●関係機関との連携の検討・決定		●震災復興対策本部の設置 ●復興方針・復興計画の策定 ●復興事業の実施
統括班	総合政策部、総務部、消防組合リエゾン	●災害対策本部の事務局・現地災害対策本部・各班との連携	●県等関係機関との連携 ●移動系無線等による情報収集	
企画財政班	総合政策部	●統括班、支援班への協力	●応急対策予算措置	●復旧・復興対策の調整、予算措置 ●経済的援護
職員班	総務部	●職員の安否・動員・配置状況の確認 ●食事の手配 ●退職職員等の要員確保		
情報班	総務部、市民部	●被害情報・安否情報・交通状況等把握伝達		
広報班	総合政策部	●市民への情報提供 ●報道機関への対応等		
ボランティア支援班	坂戸市社会福祉協議会	●施設の被害状況把握 ●災害ボランティアセンター設置	●災害ボランティアセンター運営、コーディネーション	
土木班	都市整備部	●道路・橋りょうの被害の把握 ●障害物の除去	●被害状況の調査 ●緊急輸送道路(県)、緊急防災道路(市)道路障害物の除去、復旧 ●交通規制の実施	
被害調査班	総合政策部、都市整備部	●公共施設の被害状況の把握 ●建物被害状況の調査 ●応急危険度判定本部の設置	●応急危険度判定の実施、県との連絡調整 ●建物被害状況の調査 ●応急修理への支援の検討、応急仮設住宅設置場所の検討	
輸送班	総合政策部	●車両の確保・配車 ●避難・傷病者の搬送 ●物資の輸送	●避難・傷病者の搬送 ●物資の輸送	
保健衛生班	こども健康部	●医療救護拠点・救護所への保健師の派遣 ●医療救護拠点への医師・歯科医師の派遣要請(トリアージ実施)	●保健衛生活動 ●救護活動	
福祉班	こども健康部、福祉部	●要配慮者及び各所管施設の状況把握 ●乳幼児・児童等の保護者への引渡しまでの安全確保 ●地区の要配慮者救護の支援	●福祉避難所の開設 ●要配慮者の生活相談支援 ●災害対策従事者の子どもの保育継続	●福祉避難所の開設 ●各施設再開の準備 ●災害対策従事者の子どもの保育継続 ●義援金の受入配分
文教班	教育委員会事務局	●各文教施設の状況把握 ●利用者・児童生徒の安全確保(引渡し) ●現地災害対策本部、避難所の開設支援 ●被災者の受入	●地域防災拠点、避難所の運営支援	●各施設再開の準備
避難所班	教育委員会事務局	●避難所の状況把握 ●避難者の情報収集	●避難所の状況把握 ●避難者の情報収集	●避難所の状況把握 ●避難者の情報収集 ●各施設再開の準備
物資班	こども健康部、福祉部	●必要物資の把握・調達・管理		
環境衛生班	環境産業部、農業委員会事務局	●遺体の取扱い ●生活ごみ・し尿処理・災害廃棄物対策	●農業被害状況の調査 ●商工業被害状況の調査	●農林業関係従事者への融資 ●中小企業への融資
坂戸、鶴ヶ島水道企業団		●断水した被災地への給水		
坂戸、鶴ヶ島下水道組合		●所管施設復旧		
坂戸地区衛生組合		●し尿処理		
現地対応班	指定職員(各課職員を指名)	●現地災害対策本部・区・自治会本部へ出動し救助活動	●避難誘導、消火活動支援 ●ドローンによる被害状況確認	●状況により所属班に戻り活動
支援班	総合政策部、総務部、市民部、会計課、議会事務局、監査委員事務局	●統括班の指示で、各班の支援 ●議員への対応	市民生活班(市民部) ●各種生活相談・罹災証明願の受付・貸付金等の受付 家屋調査班(総務部) ●家屋被害認定調査の実施 ●被災者台帳の作成 ●罹災証明書の発行 ●二次調査	
現地災害対策本部担当	施設職員、指定職員	●現地災害対策本部・救護所・輸送拠点設置	●災害対策本部、区・自治会、自主防災組織との連携	
避難所担当	施設職員、指定職員	●避難所の開設準備・開設	●避難所の運営	

【図 発災期の活動体制】



## 第3節 救急救助体制

### 第1 基本方針

発災当初は人命救助活動を最優先とし、市民、企業・事業所及び行政が一体となって市民の生命と安全を確保する活動を行うとともに、適切な応急救護が受けられるよう医療救護体制を確立する。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
救出救助体制	●	●	
医療救護	●	●	
後方医療機関への搬送	●	●	●

### 第2 救出救助体制

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●現地対応班、消防機関、西入間警察署は、現地災害対策本部や区・自治会本部の情報を把握し、区・自治会、自主防災組織、要救助者の近隣住民等と協力して救出救助活動を行う。	現地対応班 市民部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
●坂戸市消防団は、消防団車両による医療救護拠点等への傷病者の搬送を行う。	坂戸市消防団 西入間警察署
●N P O 法人犬の総合教育社会化推進機構との協定に基づき災害救助犬の派遣を要請する。	統括班

#### 【市民】

計画内容
●近隣住民、区・自治会、自主防災組織が協力し合い、救出救助を行う。重傷者は、坂戸市消防団等と連携し、医療救護拠点又は救護所（地域防災拠点）等に搬送する。

#### 【企業・事業所】

計画内容
●所有している資機材や人員を提供し、区・自治会、自主防災組織等における救出救助活動や重傷者の搬送を支援する。

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害救助犬の出動に関する協定書】

【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書】

【資料\*\*\* 災害時の医療救護に関する協定書】

### 第3 医療救護

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班は、医療救護拠点及び救護所において、トリアージを行う。</li> <li>●保健衛生班は、トリアージの結果を基に坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班と協力して医療救護活動を行う。</li> <li>●保健衛生班は、坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班の指示に基づき、坂戸鶴ヶ島市薬剤師会から医薬品の調達を行い、適切な医薬品の供給を図る。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島医師会医療救護班 保健衛生班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班による医療救護及び助産ができない場合には、あらかじめ定められた病院、診療所等の診療科目及びその処理能力に応じ、適宜、当該病院、診療所等で医療及び助産の実施を要請する。</li> <li>●市の能力をもってしては十分でないと認められるとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。</li> </ul>	保健衛生班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県は県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉D H E A T」を保健所に派遣する。市は保健所及び埼玉D H E A Tと連絡調整をし、協力のもと被害の最小化を図る。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県災害派遣医療チーム「埼玉D M A T」及び災害医療コーディネーターと連携を図り、医療救護活動を行う。</li> <li>●県災害派遣精神医療チーム「埼玉D P A T」及び災害医療コーディネーターと連携を図り、精神医療及び精神保健活動を行う。</li> <li>●医療機関と協力して、助産や定期的な治療が必要な者に対し必要な医療を確保する。また、健康管理に関する指導を行う。</li> <li>●日本医師会災害医療チーム（J M A T）が派遣された場合は協力のもと医療救護活動を行う。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島医師会医療救護班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者・障害者等への治療は、平常時の治療との連携が図れるよう努める。</li> </ul>	保健衛生班 福祉班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。</li> </ul>	保健衛生班

**【医療機関】**

計画内容
●災害対策本部と連絡を取り、災害時における傷病者の受入体制を整備する。
●ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、医療スタッフの派遣や医療用資器材、医薬品等の供給等、市の医療救護活動支援を行う。

**【市民】**

計画内容
●軽傷者には、家族や近隣住民が協力し応急手当を行うよう努める。
●助産や定期的な治療が必要な者は、保健衛生班や現地災害対策本部に申し出る。

**【企業・事業所】**

計画内容
●企業・事業所内の医療施設、医薬品及び人員の提供を行い、近隣の区・自治会、自主防災組織等が実施している医療救護活動に協力する。

**第4 後方医療機関への搬送****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
●坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班は、トリアージの実施結果を踏まえて後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。	
●坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班は、必要に応じて、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び関係機関に、搬送用車両の手配・配車を要請する。また、重傷者等の場合は、必要に応じてドクターへリや県防災ヘリコプターの手配を要請する。	坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班
●傷病者の後方医療機関への搬送について、傷病者搬送の要請を受けた市、消防本部及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。	輸送班 現地対応班 坂戸・鶴ヶ島消防組合

**【医療機関】**

計画内容
●傷病者を最初に受け入れた医療機関は、必要に応じて市、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び関係機関に、後方医療機関搬送用車両の手配・配車を要請する。
●重傷者の場合は、必要に応じてドクターへリや県防災ヘリコプターの手配を要請する。

【市民】

計画内容

- 区・自治会、自主防災組織は、搬送に必要な資機材、自動車、人員等の提供を行う。

【企業・事業所】

計画内容

- 搬送に必要な資機材、自動車、人員等の提供を行う。

◇資料

【資料\*\*\* 埼玉県防災ヘリコプター応援協定書】

## 第4節 応援要請・要員確保

### 第1 基本方針

被害が広範囲に及び、市だけでは対応が困難な場合は、協定を締結している他市町村や各団体に応援の要請を行う。

また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保するとともにボランティアの協力を得る。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
応援要請	●	●	●
要員確保		●	●

### 第2 応援要請

#### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 他市町村への応援要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市長は、概ね次のような事態で適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行うことができないと判断されるとき。</li> <li>② 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動を行うことができるとき。</li> <li>③ 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であるか、被害報告が相次いでたらされるような切迫した事態のとき。</li> </ul> </li> <li>●県内で大規模な災害が発生し、近隣の市町も同時に被災して応援等が期待できない場合は、相互応援協定を締結している県外の市町村に応援を要請する。</li> </ul>	
<b>2 知事又は指定地方行政機関への応援要請</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（統括部）に、次に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>●ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況</li> <li>② 応援（応急措置の実施）を要請する理由</li> <li>③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</li> <li>④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	統括班

<p>⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）</p> <p>⑥ その他必要な事項</p> <p>●県は市から応援要請を受けたとき、県内で対応が可能な場合は、県職員や県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を、県内だけでは対応が不可能な場合は、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づいた県外自治体による応援職員を市へ派遣する。</p> <p><b>3 防災機関等の応援協力</b></p> <p>●市に関わる地域を管轄している防災関係機関と防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡調整を行い、円滑な組織の運営が実施できるようにする。</p>	
---	--

## ◇様式

【様式\*\*\* 県への応援要請文書】

**第3 要員確保****【行政】**

計画内容	担当
<p>●災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、退職職員の活用や公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期す。</p> <p><b>1 市による要員確保</b></p> <p>●応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に対し、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 罹災者の避難</li> <li>② 医療及び助産における移送</li> <li>③ 罹災者の救出</li> <li>④ 飲料水の供給</li> <li>⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送</li> <li>⑥ 遺体の捜索</li> <li>⑦ 遺体の処理</li> <li>⑧ 緊急輸送路の確保</li> </ul> <p><b>2 救助法が適用された場合の費用等</b></p> <p>●応急救助のための雇上費として要する費用は、基準の範囲内において県に請求する。</p>	職員班
	統括班

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 消防組織法第24条第2項に基づく応援協定書】
  - 【資料\*\*\* 埼玉県防災ヘリコプター応援協定書】
  - 【資料\*\*\* 大規模災害時における相互応援に関する協定書】
  - 【資料\*\*\* 災害時における相互応援に関する協定書】
  - 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書】
  - 【資料\*\*\* 新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定書】
  - 【資料\*\*\* 長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定書】
  - 【資料\*\*\* 災害時における坂戸市と郵便事業株式会社坂戸支店の協力に関する覚書】
  - 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書】
  - 【資料\*\*\* 消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定書】
  - 【資料\*\*\* 埼玉県下消防相互応援協定書】
  - 【資料\*\*\* 関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書】
  - 【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】
- ◇様式
- 【様式\*\*\* 大規模災害時における相互応援に関する協定第5条の規定に基づく応援要請文書】

## 第5節 応援の受入れ

### 第1 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界がある。そのため、専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、県及び国から応援及びあっせんを円滑に受け入れる。

また、ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

さらに、国内の地方公共団体からの所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
国・県からの応援受入れ	●	●	●
他の地方公共団体からの応援受入れ		●	●
ボランティアの応援受入れ		●	●

## 第2 国・県からの応援受入れ

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応できる輸送手段、専門性を有する医療等の活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市及び県は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

### 【行政】

計画内容	担当
<p><b>1 国が行う活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊の災害派遣</li> <li>② 警察の広域緊急援助隊の派遣</li> <li>③ 消防の緊急消防援助隊の派遣</li> <li>④ 国土交通省の緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣</li> <li>⑤ 総務省・災害時テレコム支援チーム（M I C – T E A M）の派遣</li> <li>⑥ 広域医療応援</li> <li>⑦ その他災害応急対策</li> </ul> <p><b>2 県が行う対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自衛隊への災害派遣要請</li> <li>② 警察への広域緊急援助隊の派遣要請</li> <li>③ 消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請</li> <li>④ 国土交通省への緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣要請</li> <li>⑤ 総務省への総務省・災害時テレコム支援チーム（M I C – T E A M）の派遣要請</li> <li>⑥ 応援に関する総合調整（広域医療応援の調整、受入市町村の決定等）</li> <li>⑦ 応援ヘリコプターの運用</li> </ul> <p><b>3 市が行う対策</b></p> <p>(1) 受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報伝達ルートの多重化</li> <li>② 情報交換のための収集・連絡体制の明確化</li> <li>③ 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定</li> <li>④ 受援計画等の策定</li> </ul> <p>(2) 応援受入れの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 受入窓口の設置</li> <li>② 応援の範囲又は区域の設定</li> <li>③ 担当業務の調整</li> <li>④ 活動拠点や執務スペース等の確保</li> </ul>	統括班

### 第3 他の地方公共団体からの応援受入れ

#### 【行政】

計画内容	担当
<p><b>1 受入体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、市及び県が連携し、体制を確立する。</li> </ul> <p>応援活動の種類と機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）</li> <li>・保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班の提供等）</li> <li>・被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）</li> <li>・災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣（事務の補助））</li> </ul> <p><b>2 県が行う対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受入体制の整備</li> <li>② 応援受入れへの対応</li> </ol> <p><b>3 市が行う対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との相互協力により、原則的には市単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。</li> </ul> </li> <li>(2) 受入れへの対応 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受入窓口の設置</li> <li>② 応援の範囲、区域及び制約条件の調整</li> <li>③ 担当業務の調整</li> <li>④ 交通手段及び交通路の確保</li> <li>⑤ 執務スペース等の確保</li> </ol> </li> </ol> <p>●応援受入れが長期にわたる場合、市は、応援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じる。また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。</p>	統括班

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】

## 第4 ボランティアの応援受入れ

### 【社会福祉協議会】

計画内容	担当
●市外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、県と協力し、ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、福祉センターを活動拠点とし、ボランティアセンターを設置する。	
●ボランティアの受入れ、ニーズに対してのコーディネートを行う。	ボランティア支援班
●ボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。	

◇様式

【様式\*\*\* ボランティア受付簿】

## 第6節 自衛隊の派遣

### 第1 基本方針

地震の規模が大きく、被害の拡大が予想される場合には、直ちに自衛隊の災害派遣要請を行う。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
自衛隊の派遣要請	●	●	●
災害派遣活動の範囲	●	●	●
経費の負担区分	●	●	●

### 第2 自衛隊の派遣要請

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自衛隊に派遣要請を行う場合は、県知事を通じて文書をもって行う。ただし、緊急を要し文書をもって要請することができないときは、電信、電話等により県に依頼し、事後速やかに文書を送付する。</li> <li>●緊急避難や人命救助等により、知事に要請する時間がない場合は、陸上自衛隊第32普通科連隊に無線や電話により事態を通報し、後日所定の手続を速やかに行う。</li> <li>●派遣された部隊に対して、次の施設を準備する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本部事務室及び宿舎</li> <li>② 材料置場（野外の適当な広さ）</li> <li>③ 駐車場（車1台の基準3m×8m）</li> <li>④ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）</li> </ul> </li> <li>●派遣された部隊との円滑、迅速な措置が取れるよう、連絡交渉窓口を設置する。</li> <li>●自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</li> <li>●市長及び知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ、諸作業に關係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業箇所及び作業内容</li> <li>② 作業の優先順位</li> <li>③ 作業に要する資材の種類別保管</li> <li>④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所</li> </ul> </li> </ul>	統括班

【表 部隊名及び連絡責任者（自衛隊）】

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第3科	第3科
陸上自衛隊第1師団司令部（練馬）	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部当直長 又は駐屯地当直司令
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	中空司令部当直幕僚
海上自衛隊横須賀地方総監部（横須賀）	防衛部長 防災主任	オペレーション室当直幕僚

### 第3 災害派遣活動の範囲

#### 【行政】

計画内容	担当
<p>●自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、差し迫った必要性があること、公共の秩序維持のため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること、かつ、自衛隊の部隊派遣以外に適切な手段が他にないことが要件である。要請の範囲は概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害状況の把握</li> <li>② 避難者の誘導、輸送</li> <li>③ 避難者の捜索、救助</li> <li>④ 水防活動</li> <li>⑤ 消防活動</li> <li>⑥ 道路又は水路等交通上の障害物の除去</li> <li>⑦ 診察、防疫、病虫害防除等の支援</li> <li>⑧ 通信支援</li> <li>⑨ 人員及び物資の緊急輸送</li> <li>⑩ 炊事及び給水支援</li> <li>⑪ 救援物資の無償貸付又は贈与</li> <li>⑫ 交通規制の支援</li> <li>⑬ 危険物の保安及び除去</li> <li>⑭ 予防派遣</li> <li>⑮ その他</li> </ul>	統括班

## 第4 経費の負担区分

### 【行政】

計画内容	担当
<p>●自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担し、その内容は、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費</li> <li>② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料</li> <li>③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等</li> <li>④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償</li> </ul> <p>●その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。</p>	統括班

### ◇様式

【様式\*\*\* 自衛隊災害派遣要請依頼文書】

【様式\*\*\* 自衛隊災害派遣撤収要請依頼文書】

## 第7節 救助法の適用

### 第1 基本方針

救助法の適用基準を超える被害が発生した場合は、同法の規定に基づき、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助を実施する。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
救助法の適用	●	●	●
応急救助の実施	●	●	●

### 第2 救助法の適用

#### 【行政】

計画内容	担当
<p>●次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項)</p> <p>基準1号 市の区域内人口に応じ、次ページの表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>基準2号 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であって、市の被害世帯数が基準1号の1/2に達したとき。</p> <p>基準3号 県内の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市の区域内で多数の世帯が滅失したとき。 又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>基準4号 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣政令で定める基準に該当するとき。</p> <p>●救助法による救助は、知事が行う。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。</p>	統括班 福祉班

【表 救助法の適用基準】

	市町村人口	住家が滅失した世帯の数*
基準1号	5,000人未満	30
	5,000人以上 15,000人未満	40
	15,000人以上 30,000人未満	50
	30,000人以上 50,000人未満	60
	50,000人以上 100,000人未満	80
	100,000人以上 300,000人未満	100
	300,000人以上	150
基準4号	(災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令) ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	

\*全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯の数を示し、住家が半壊・半焼により著しく損傷した世帯は2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって、住家の滅失した1世帯として換算する。

### 第3 応急救助の実施方法

#### 【行政】

計画内容	担当
●救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。	統括班

【表 本計画と救助法における救助の種類】

本計画の該当部分	救助の種類	
本編第1章第3節	救急救助体制	被災者の救出 医療・助産
本編第3章第1節	避難・収容対策	避難所の設置、福祉避難所の設置
本編第4章第1節	物資供給対策	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
本編第4章第4節	遺体の取扱い	遺体の搜索 遺体の処理 埋葬
本編第4章第7節	応急仮設住宅対策	被災した住宅の応急修理 障害物の除去 応急仮設住宅の供与
本編第4章第8節	文教・保育対策	学用品の給与

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第2章 情報収集・伝達・広報

### 第1節 災害情報の収集・伝達

#### 第1 基本方針

市民、企業・事業所、行政及び関係機関が迅速かつ的確な応急対策活動を行うために、正確な情報の収集、伝達及び提供を進めるとともに、通信機器が被害を受けた場合でも活動できる体制を確立する。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
県及び関連する諸機関との体制	●	●	
震度情報等の収集・伝達体制	●	●	
被害情報の収集・報告	●	●	●
市民との情報連絡	●	●	

#### 第2 県及び関連する諸機関との体制

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県及び関係機関との緊密な連絡体制をとるものとし、有線が途絶し、又は途絶するおそれがある場合には、県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワークを用いる。</li> <li>● 全ての連絡機器が使用不可能な場合は、消防関係機関のほかアマチュア無線等その他の無線による情報収集の協力を得る。</li> <li>● 全ての通信が途絶した場合は、連絡員を派遣し行う。</li> <li>● 被害が相当な場合には、県災害対策本部川越支部から市町村情報連絡係が応援派遣されるため、受け入れ体制を整える。</li> </ul>	統括班 情報班

### 第3 震度情報等の収集・伝達体制

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震情報は、市の震度計及び震度情報ネットワークシステム等により把握するとともに、市防災行政無線等を用いて市民に知らせる。</li> <li>● 気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等へ自動伝達を行い、市民に迅速に知らせる。</li> <li>● 速やかに被害状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告するとともに、災害応急対策に関して市が実施した事項及び今後の措置について、同時に報告を行う。</li> </ul>	統括班 情報班 広報班

### 第4 被害情報の収集・報告

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区・自治会、自主防災組織からの被害報告等により区域内の被害状況を把握し、情報班に連絡する。</li> </ul>	現地災害対策本部担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路、橋りょう、河川等の被害状況を把握し、情報班に連絡する。</li> </ul>	土木班
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設及び民間の建築物の被害状況を把握し、情報班に連絡する。</li> </ul>	被害調査班
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ドローンにより現地の被害状況を調査し、情報班に報告する。</li> </ul>	現地対応班 (ドローン班)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部、土木班、市民、協定締結団体等及び、国土交通省関東地方整備局等からの被害情報等の集約、分析を行い、災害対策本部会議で報告する。</li> <li>● 応急対策が完了するまで、県からの指示に基づき被害状況を報告する。なお、川越比企地域振興センターや県庁の被災等により県に報告できない場合は、総務省消防庁に報告する。</li> <li>● 県への被害報告は、被害判定基準に基づき次ページの内容を報告する。</li> <li>● 震度5強以上の地震を記録した場合は、直接消防庁に報告する（総務省消防庁 火災・災害等速報要領）。</li> <li>● 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</li> </ul>	統括班 情報班

## 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織が協力し、住民の被害状況を把握する。
●被害状況は、区・自治会本部が集約し、現地災害対策本部（地域防災拠点）に伝達する。

## 【企業・事業所】

計画内容
●危険物施設がある企業・事業所は、施設の安全確認を行い、被害発生の有無に関わらず、市災害対策本部に連絡する。

## ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における情報等の広報に関する協定書】

【資料\*\*\* 災害に係る情報発信等に関する協定書】

【資料\*\*\* 安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定書】

【表 県への被害報告の内容】

項目	内 容								
報告すべき事項	① 災害の要因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所 ④ 被害の状況（被害の程度は、被害判定基準に基づき認定する。） ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （災害対策本部の設置状況及び主な応急措置の状況等） ⑥ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑦ その他の必要な事項								
被害速報	・原則として、県災害オペレーション支援システムにより報告する。 ・県災害オペレーション支援システムにより報告できない場合は、下記の連絡先に報告する。								
	県災害対策本部設置前 （県災害対策本部川越支部又は現地災害対策本部設置前）		県災害対策本部設置後 （県災害対策本部川越支部又は現地災害対策本部設置後）						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報告先</td><td style="width: 15%;">就業時間内</td><td>災害対策課 電 話：048-830-8181 F A X：048-830-8159</td></tr> <tr> <td></td><td>就業時間外</td><td>危機管理防災部当直 電 話：048-830-8111 F A X：048-830-8119</td></tr> </table>	報告先	就業時間内	災害対策課 電 話：048-830-8181 F A X：048-830-8159		就業時間外	危機管理防災部当直 電 話：048-830-8111 F A X：048-830-8119	川越現地災害対策本部 （川越比企地域振興センター） 電 話：049-244-1110 F A X：049-243-1707 地域衛星通信ネットワーク 電 話：89-272-4320 F A X：89-272-950	
報告先	就業時間内	災害対策課 電 話：048-830-8181 F A X：048-830-8159							
	就業時間外	危機管理防災部当直 電 話：048-830-8111 F A X：048-830-8119							
確定報告	被害状況調（県様式3号）により災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。								
	報告先	県災害対策本部川越支部（川越現地災害対策本部）							

## ◇資料

【資料\*\*\* 防災関係機関の連絡先】

【資料\*\*\* 被害報告判定基準】

## ◇様式

【様式\*\*\* 発生速報】

【様式\*\*\* 経過速報】

【様式\*\*\* 被害状況調】

**第5 市民との情報連絡****【行政】**

計画内容	担当
●現地災害対策本部（地域防災拠点）と区・自治会本部（区・自治会拠点）の連絡体制の確保のため、区・自治会、自主防災組織に連絡員の派遣を要請する。	現地災害対策本部担当
●連絡員との連絡に地域防災拠点に配備の携帯電話等の活用を図る。	
●区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、要配慮者への連絡について協力を要請する。	福祉班
●無線機等の連絡手段を提供できる企業・事業所に対し、市民に対して無線機等の提供を要請する。	
●市民により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用する。ただし情報の信憑性には十分注意を払う。	情報班

**【市民】**

計画内容
●区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員は、市からの要配慮者への連絡について協力する。
●区・自治会本部（区・自治会拠点）は、現地災害対策本部（地域防災拠点）と相互連携のために連絡員を派遣し、連絡体制を確保する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●無線機等の連絡手段を提供できる企業・事業所は、市民に対して無線機等を提供する。

## 第2節 広報広聴活動

### 第1 基本方針

地震発生時に市民が適切な行動をとれるよう、正確かつ迅速な広報活動を進めるとともに、被災者等の要望や相談への広聴活動を実施し効果的な応急対策を行う。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
広報活動	●	●	●
広聴活動		●	●

### 第2 広報活動

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害及び応急対策に関する情報等は、防災行政無線、広報車、SNS等により提供するとともに、駅、現地災害対策本部（地域防災拠点）、区・自治会本部（区・自治会拠点）等市民が集まりやすい場所への掲示を行う。</li> <li>●外国人に対しては、市防災アプリの外国語版や外国語ボランティアによる広報、視聴覚障害者に対してはFAXや文字放送による対応等、要配慮者に配慮した広報を行う。</li> <li>●被害状況により必要と認められる場合には、県に対し広報の協力要請を行う。なお、災対法に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局・テレビ埼玉・エフエムナックルファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は、市から直接要請する。</li> <li>●帰宅困難者への広報は、災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてPRを行う。</li> </ul>	広報班

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会本部を通して、連絡網による広報活動を行う。</li> <li>●避難行動要支援者は、地域支援者及び安否確認協力者を通して状況を把握し、情報提供を行う。</li> </ul>

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地災害対策本部や区・自治会本部と連携し、広報機材の提供や人材の派遣を行う。</li> </ul>

【表 広報の媒体と内容】

項目	種別	内 容
広報媒体	音声	1 防災行政無線（テレホンサービスを含む。） 2 全国瞬時警報システム（Jアラート）（防災行政無線自動放送） 3 市広報車 4 放送事業者（情報提供により）
	文字	1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） 3 テレビ埼玉（データ放送） 4 市防災アプリ・SNS（市公式ツイッター等） 5 緊急速報メール（エリアメール） 6 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 7 メッセージボード（コカ・コーラ自動販売機） 8 FAX（聴覚障害者等へ個別に） 等
広報内容	1 地域の被害状況に関する情報 2 避難に関する情報 ●避難情報のこと。 ●避難施設のこと。 3 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ●救護所の開設のこと。 ●交通機関及び道路の復旧のこと。 ●電気、水道等の復旧のこと。 4 被災者生活再建支援に関する情報 5 その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。） ●給水及び給食のこと。 ●スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等のこと。 ●電気、ガス及び水道による二次災害防止のこと。 ●防疫のこと。 ●災害相談窓口の開設のこと。 等	

## ◇資料

【資料\*\*\* 通信施設の現況】

【資料\*\*\* 防災行政無線の現況】

### 第3 広聴活動

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県機関と連携し、災害対策本部及び現地災害対策本部に災害情報相談センターを開設し、市民や被災者の相談に対応する。</li> <li>●県が民間通信ネットワークにより開設する「埼玉県震災コーナー」の活用を図るとともに、県の震災情報相談センターの業務に協力する。</li> <li>●個別聴取又はアンケート調査員を派遣して全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、被災者の要望・苦情等の収集を行う。必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。</li> <li>●区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に市民の要望や意向を把握するよう依頼する。</li> </ul>	広報班

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力により、市民要望や被災者の要望把握に努め、現地災害対策本部と連携した広聴活動を行う。</li> </ul>

## 第3章 市民の安全の確保

### 第1節 避難・収容対策

#### 第1 基本方針

各地区において、建物の倒壊や延焼の危険等により避難が必要になった場合には、迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、被災者の避難場所を確保し、市民の安全を期する。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
避難	●	●	
避難所の開設	●	●	
避難所の管理運営	●	●	
広域避難・広域一時滞在	●	●	●

#### 第2 避難

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長は、火災、がけ崩れ、堤防の損壊等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命及び財産に危害を及ぼすおそれがあると認めるときには、危険地域の市民に対し速やかに立退きの指示を行う。この場合、市長は、知事に必要な事項を報告する。</li> <li>●避難情報の発令は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。</li> <li>●要配慮者も容易に理解でき、迅速かつ的確な周知が行われるように留意し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール（エリアメール）等あらゆる広報手段を通じて避難情報の発令内容を市民に周知する。避難の必要がなくなった場合も、同様とする。</li> <li>●避難情報の発令内容を周知の際は、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知を行う。</li> <li>●指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</li> </ul>	統括班 広報班

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長による避難情報の発令に従い避難誘導する場合、消防・警察機関は、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、最も安全な経路及び方法により所定の避難所に誘導する。</li> <li>●避難経路における危険地帯には、標示、縄張り等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期す。</li> <li>●避難誘導に当たっては、要配慮者を優先し、特に、歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団 西入間警察署 現地対応班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長及びその他各種法令で定められた者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。詳細は「<u>第4編第2章第3節 第4 警戒区域の設定（風水害-27）</u>」を参照。</li> <li>●警戒区域の設定を行った場合は、その内容を関係機関及び住民に周知するものとする。</li> </ul>	市長等

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織において住民の安否確認を行い、要配慮者は状況に応じて一時避難場所、区・自治会拠点、避難所等の安全な場所に避難させる。</li> <li>●避難情報の発令に基づき避難する場合は、市職員や消防職員、警察官の指示に従い、集団で協力して避難する。</li> <li>●自宅等で安全が確保可能と判断できる場合は在宅避難も検討する。</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織と連携し、従業員、地域住民の安全を確保するために適切な避難を行う。</li> </ul>

### 【避難順位】

(1) 傷病者、障害者	(2) 高齢者、妊娠婦、乳幼児、児童	(3) 左記以外の一般住民
(4) 防災従事者		

### 【避難携帯品】

(1) 救急情報カード・緊急連絡カード	(2) 食料、着替え等の非常持出品
(3) 貴重品等	

### 第3 避難所の開設

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の開設は、原則として市がその要否を判断し、避難所担当職員を派遣し、施設管理者及び施設職員の協力を得て行う。</li> <li>●災害発生の不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。</li> <li>●避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</li> <li>●施設管理者及び施設職員がいない場合は、地域防災拠点に保管している鍵又は一部避難所担当職員が所持する鍵で開錠する。</li> <li>●避難所担当職員は、市避難所運営マニュアルの内容を確認し、開設準備を行う。</li> <li>●施設の安全が確認され、開設準備が整ったときは、要配慮者を優先して避難者を施設内に誘導する。</li> <li>●開設状況を現地災害対策本部に報告する。</li> <li>●指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</li> <li>●必要に応じて福祉避難所を開設する。</li> </ul>	避難所担当 (開設指示：災害対策本部)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長が避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を知事に報告する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所の開設の目的、日時及び場所</li> <li>② 箇所数及び収容人員</li> <li>③ 開設期間の見込み</li> </ul> </li> <li>●避難所開設について市民に周知する。</li> </ul>	福祉班  統括班  広報班

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害規模が拡大し避難が必要な場合は、あらかじめ区・自治会、自主防災組織が定めた一時避難場所等に避難する。また、近隣の要配慮者等への配慮をしながら避難する。</li> <li>●区・自治会、自主防災組織は、避難所の開設に可能な限り協力する。</li> </ul>

【表 地域防災拠点及び避難所と該当町・字】

地域防災拠点 (屋内面積)	避難所 (屋内面積：収容可能人数)	該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されていても区・自治会・マンション名が優先して該当)
三芳野公民館 (459 m <sup>2</sup> )	三芳野小学校 (730 m <sup>2</sup> : 221人)	紺屋、横沼、小沼、青木
	上谷小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人)	中小坂、東坂戸一・二丁目、ヴェルディール東坂戸、シャレール東坂戸
勝呂公民館 (331 m <sup>2</sup> )	勝呂小学校 (733 m <sup>2</sup> : 222人) 住吉中学校 (1,553 m <sup>2</sup> : 471人)	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄、片柳新田
中央公民館 (568 m <sup>2</sup> )	坂戸中学校 (1,146 m <sup>2</sup> : 347人)	坂戸1区の1～3、緑町、南町、坂戸2区の1・2、坂戸3区、坂戸4区の2、八幡1区・2区、関間1区・2区、千代田一丁目1区
坂戸市文化会館 (759 m <sup>2</sup> )	坂戸小学校 (850 m <sup>2</sup> : 256人)	坂戸4区の1、坂戸5区、坂戸6区の1～3、薬師町、芦山町
県立坂戸ろう学園	県立坂戸ろう学園 (693 m <sup>2</sup> : 210人) 片柳小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人)	清水町、柳町、鎌倉町、坂戸、片柳
北坂戸公民館 (509 m <sup>2</sup> )	桜小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人) 桜中学校 (961 m <sup>2</sup> : 291人) 県立坂戸高等学校 (2,104 m <sup>2</sup> : 638人)	泉町、泉町二・三丁目、上吉田、伊豆の山町、末広町、溝端町
浅羽野公民館 (481 m <sup>2</sup> )	浅羽野小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人) 浅羽野中学校 (958 m <sup>2</sup> : 290人)	浅羽、浅羽野一～三丁目、花影町、中富町、三光町、鶴舞一～四丁目
千代田公民館 (481 m <sup>2</sup> )	南小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人) 千代田小学校 (866 m <sup>2</sup> : 262人) 千代田中学校 (958 m <sup>2</sup> : 290人)	関間3区・4区、コンドミニアム坂戸、千代田一丁目2区、千代田二～五丁目、若葉台マンション、谷頭自治会
入西地域交流センター (414 m <sup>2</sup> )	入西小学校 (747 m <sup>2</sup> : 226人)	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、中里、塚崎、北峰、北大塚、にっさい花みず木二～七丁目
	健康増進施設 (910 m <sup>2</sup> : 276人)	金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口
大家公民館 (405 m <sup>2</sup> )	大家小学校 (733 m <sup>2</sup> : 222人)	森戸、四日市場、萱方、厚川
	若宮中学校 (855 m <sup>2</sup> : 259人)	厚川川向、欠ノ上、成願寺
城山公民館 (495 m <sup>2</sup> : 150人)		西坂戸一～五丁目、けやき台
	城山学園 (894 m <sup>2</sup> )	多和目

※避難所は、地域防災拠点併設又は隣接する小・中学校体育館、公共施設とする。

※表内太字網掛けの施設及び**旧北坂戸小学校**（伊豆の山町）、**坂戸市市民文化施設オルモ**（芦山町）、**西清掃センター**（にっさい花みず木）は一時的な避難場所として、洪水時に2階以上を開放する。

※避難所以外の避難場所は、一時的な避難や地区の防災活動に使用する。

※屋内面積は、体育館又は講堂の面積とする。

※( )内の人数は、一人当たり 3.3 m<sup>2</sup>で積算した収容人数である。ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、一人当たり 9.0 m<sup>2</sup>で収容人数を決定する。

【表 福祉避難所（県立坂戸高等学校）】

## ① 施設一覧表

施設名	面積等	備蓄品・設備等
備蓄倉庫棟	床面積 126.25 m <sup>2</sup>	<備蓄品> 非常用食料・天幕・つい立 移動式浄水器 <設備> 男女トイレ・身障者用トイレ 男女シャワー（各4人用）
体育館	フロア面積 1,010 m <sup>2</sup> 、 一般避難者住居スペース (収容人数 306人)	<設備> 男女トイレ・身障者用トイレ 男女シャワー（各4人用）
合宿棟	宿泊室 192.5 m <sup>2</sup> 、132 m <sup>2</sup> 要配慮者優先スペース (収容人数 98人)	<設備> 浴室8人用・5人用の2か所
食堂	196席	

## ② 設備一覧表

設備名	性能・容量等	用途・数等
太陽光発電	発電容量最大 30kw	
ディーゼル発電	発電容量 120kw	継続2日間使用可能
ソーラー給湯		体育館内シャワー用
耐震性貯水槽	容量 40 m <sup>3</sup>	移動式浄水器で飲料水として利用
雨水貯水槽	容量 10 m <sup>3</sup>	生活用水として利用
グラウンド照明	平均照度 120 ルクス	6基

【表 福祉避難所（協定締結施設）】

施設種別	施設名
障害者支援施設	さかど療護園
特別養護老人ホーム	坂戸サークルホーム、小沼サークルホーム、 シャローム・ガーデン坂戸、さかどロイヤルの園、好日の家
介護老人保健施設	すみよし、はづらつ、やまぶきの郷

## ◇様式

【様式\*\*\* 避難者カード】

【様式\*\*\* 避難者名簿】

【様式\*\*\* 避難状況報告書】

【様式\*\*\* 避難者集計表】

## 第4 避難所の管理運営

### 【行政】

計画内容	担当
<p>●避難所の管理運営は、避難所運営マニュアルに基づき、区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力して、以下の点に留意して行う。</p> <p><b>1 避難者名簿の整備</b></p> <p>避難者の氏名、人數等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。不足が見込まれる場合には、現地災害対策本部に要請する。現地災害対策本部はこれを災害対策本部に伝達する。</p> <p><b>2 設備及び構造</b></p> <p>① 移動系デジタル無線機等を使用して、避難所の開設や運営状況を現地災害対策本部に伝達する。現地災害対策本部はこれを災害対策本部に伝達する。</p> <p>② 避難所の夜間活動の支援策として、各避難施設へ照明機器を配備する。</p> <p><b>3 運営</b></p> <p>① 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。男女双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織や特定の活動が特定の性別に偏らないよう配慮するものとする。また、避難所担当職員に女性職員を配置するよう努める。</p> <p>② 避難所運営が長期化した場合の、避難所担当職員の交代方法や避難者による自主運営の対応を、あらかじめ想定しておく。</p> <p>③ 必要に応じて避難所へ意見箱を設置する。</p> <p><b>4 避難者の受入れ</b></p> <p>避難してきた者については、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><b>5 衛生</b></p> <p>指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。また、トイレカーの要請を行う。避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>避難所ごみについては、適切な位置、広さの収集場所を確保し、早期回収に努める。</p> <p><b>6 対応</b></p> <p>① 男女の違い、年齢の違いや障害や病気の程度の違い等によるニーズの違いに配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、授乳場所、物干し場所等の適切な設置場所の選定や生理用品等の女性による配布の実施、防犯上の注意喚起や巡回警備による安心・安全の確保など、様々な立場のニーズ</p>	避難所担当 保健衛生班

<p>に配慮する。</p> <p>② 専門カウンセラー等による避難者の心のケアの対策に努めるとともに、どのような立場の者でも利用しやすい相談窓口を設置する。その際特に、性的少数者等から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p>③ 避難所での女性に対する暴力を防ぐため、安全な環境整備、暴力行為に対する注意喚起を行う。</p> <p>④ 特に要配慮者への対応については、<u>「第3編第3章第2節 第3 避難所における要配慮者の安全確保（震災-42）」</u>を参照する。</p>	
<p><b>7 健康管理</b></p> <p>① 避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、保健師等による健康相談の実施体制、坂戸鶴ヶ島医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。</p> <p>② 高齢者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所又は医療機関への移送や福祉施設への一時入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。</p>	
<p><b>8 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）</b></p> <p>避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。</p> <p>また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、ホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p>	
<p><b>9 ペット同行避難</b></p> <p>① 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを十分に考慮したうえで、敷地内の屋根のある場所に飼養専用スペースを設け、飼養させる。</p> <p>② 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を持ち、見張り等は飼い主同士が協力して交代で行う。</p>	
<p><b>10 避難所外避難者への対応</b></p> <p>在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。</p>	
<p><b>11 避難所における新型コロナウイルス感染症対策</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災</p>	

<p>害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って対策を取るものとする。</p> <p>◇資料 【資料*** 避難所における新型コロナウイルス感染症対策】</p>	
●救助法が適用された場合、避難所設置の費用は、基準の範囲内において県に請求する。	統括班

**【市民】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報の伝達、食料等の配布、清掃、ごみの分別等について、避難所運営に積極的に協力する。</li> <li>●避難生活を続ける中で、心身に変調をきたした場合は、早めに医師・保健師等に相談する。</li> <li>●動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が責任を持ち、見張り等は飼い主同士が協力して交代で行う。</li> <li>●在宅避難を行う場合も健康状況には十分留意し、災害情報の入手に努め状況に応じた判断を行う。</li> </ul>

**【企業・事業所】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救援物資の提供等近隣の避難所の運営に協力する。</li> </ul>

**第5 広域避難・広域一時滞在**

市は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域避難・広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、そのための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、都道府県外広域避難・広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、市町村からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域避難者・広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

広域避難・広域一時滞在の流れは「第7編第3節 応急対策（広域-4）」を参照する。

**【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災住民の市内での避難が困難な場合は、県に広域避難・広域一時滞在の協議を申し出る。</li> </ul>	統括班

## 第2節 要配慮者の支援

### 第1 基本方針

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等、要配慮者の安全及び健康を確保するために特別の配慮を図る。

項目	発災から 24 時間	2～3 日以降	1 週間以降
避難行動要支援者の安全確保	●	●	●
避難所における要配慮者の安全確保	●	●	●
社会福祉施設入所者等の安全確保	●	●	●
外国人の安全確保	●	●	●

### 第2 避難行動要支援者の安全確保

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者名簿及び個別支援計画書を活用し、地域支援者及び安否確認協力者の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、救助及び避難誘導を行う。</li> <li>●避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただしこの場合も、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるものとする。</li> <li>●出張所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。</li> <li>●市職員や保健師等による巡回サービスチームを編成し、在宅、避難所及び応急仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護やメンタルケア等の巡回サービスを実施する。</li> <li>●要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける等配慮する。</li> <li>●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していくよう努める。</li> <li>●ストーマ用装具利用者を確認し、ストーマ用装具ランニング備蓄の希望数量を県に要請する。</li> <li>●妊産婦や外国人、旅行者等、避難の支援を要する状態が一時的であり名簿での把握が難しい者についても把握の方法を検討し、適切な避難支援を実施するなど安全確保に努める。</li> </ul>	現地災害対策本部担当 保健衛生班 現地対応班 福祉班

## 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員等の協力を得て要配慮者の安否を確認し、救助及び救出を行うとともに、必要に応じて避難場所に誘導する。</li> <li>● 自宅で生活している要配慮者に対し、見守り活動や情報の提供に努める。</li> <li>● 要配慮者は、可能な範囲で区・自治会、自主防災組織の応急活動に協力する。</li> </ul>

## 第3 避難所における要配慮者の安全確保

## 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者に対する相談支援体制を整備する。</li> <li>● 避難所等での生活では健康を害する場合があるので、避難者の体調を維持するため、施設管理者等は、食事、トイレ、居住環境、健康管理面等に十分配慮する。</li> <li>● 避難所内に授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等、要配慮者のために区画されたスペースを提供する等配慮する。</li> <li>● 乳幼児の授乳や夜泣き等に対処するため、専用の居住区画や子ども部屋の設置等の措置を図る。</li> <li>● 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、筆談や掲示板により情報を随時提供していくよう努める。</li> <li>● 要配慮者のために必要な物資等は、災害対策本部と連携し、速やかに調達する。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける等配慮する。</li> <li>● 一般避難所等での生活が困難な場合は、福祉避難所や病院等への入所・入院の手配を行う。</li> <li>● ストーマ用装具利用者を確認し、ストーマ用装具ランニング備蓄の希望数量を県に要請する。</li> </ul>	避難所班 福祉班

## 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、区・自治会、自主防災組織は、避難所で生活する要配慮者を支援する。</li> <li>● 避難者は、要配慮者が安心して生活できるよう配慮する。</li> </ul>

## 第4 社会福祉施設入所者等の安全確保

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災した在宅の要配慮者の可能な範囲での受入れを社会福祉事業者へ要請する。</li> <li>●巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し支援を行う。</li> <li>●社会福祉施設の早期回復を図るため、県と連携し、ライフライン事業者に対して、ライフラインの優先復旧を要請する。</li> </ul>	福祉班

### 【社会福祉事業者】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「震災対策計画」及び職員行動マニュアル等に基づき入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。</li> <li>●施設間の相互支援システムに対応した、他施設からの避難者の受入体制を整備する。</li> <li>●被災した在宅の要配慮者の受入体制を整備し、受入れを実施する。</li> <li>●食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。</li> </ul>

## 第5 外国人の安全確保

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の協力を得ながら外国人の安否確認を行い、その調査結果を県に報告する。</li> <li>●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。</li> </ul>	市民生活班 ボランティア支援班

## 第3節 消防・危険物対策

### 第1 基本方針

地震に伴って発生する火災や危険物の漏えい等による二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

また、同時多発火災に対処するために初期消火を重視し、市民、企業・事業所及び行政が連携した消火活動を行う。さらに、ライフライン復旧時の火災発生がないよう、情報の周知を図る。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
消防活動	●		
応援要請	●		
危険物対策	●		

### 第2 消防活動

#### 【消防機関】

計画内容	担当
●限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請する等、臨機応変な消防活動を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団

#### 【市民】

計画内容
●火災の発生を防止するため、暖房器具等の火気を止めるとともに、ガスの元栓やブレーカー等の安全確認をする。
●区・自治会、自主防災組織は、防災知識のある者を中心に、初期消火に取り組む。
●ライフラインの再開時は、倒壊家屋のパトロール等に努め、火災発生の早期発見・初期消火に取り組む。

#### 【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所内において、被害の拡大を防止するため、初期消火に取り組む。
●消防隊や機材の提供を行い、地域の初期消火を支援する。

### 第3 応援要請

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当										
<p><b>1 手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、消防組合の消防力では対応が困難と判断したときは、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。</li> <li>●市長は、災害の状況、坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防力及び県内の消防相互応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。</li> </ul>											
<p><b>2 内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応援要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。           <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 災害発生日時</td> <td style="width: 50%;">② 災害発生場所</td> </tr> <tr> <td>③ 災害種別</td> <td>④ 人的及び物的被害の状況</td> </tr> <tr> <td>⑤ 応援部隊の種別及び部隊数</td> <td>⑥ 飛行場外離着陸場の状況</td> </tr> <tr> <td>⑦ 応援要請資機材</td> <td>⑧ 応援部隊集結場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑨ その他必要と思われる情報</td> </tr> </table> </li> <li>●緊急を要する場合には、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。また、被害が甚大で状況把握が困難な場合は、その旨を連絡し、要請をする。</li> </ul>	① 災害発生日時	② 災害発生場所	③ 災害種別	④ 人的及び物的被害の状況	⑤ 応援部隊の種別及び部隊数	⑥ 飛行場外離着陸場の状況	⑦ 応援要請資機材	⑧ 応援部隊集結場所	⑨ その他必要と思われる情報		
① 災害発生日時	② 災害発生場所										
③ 災害種別	④ 人的及び物的被害の状況										
⑤ 応援部隊の種別及び部隊数	⑥ 飛行場外離着陸場の状況										
⑦ 応援要請資機材	⑧ 応援部隊集結場所										
⑨ その他必要と思われる情報											
<p><b>3 応援の受入体制</b></p> <p>(1) <b>緊急消防援助隊</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急消防援助隊の出動を要請した場合には、被災地での迅速・的確な活動に資するため、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置される。</li> <li>●調整本部は、被災市町村が複数の場合には県に、被災市町村が一の場合には当該市町村に設置される。</li> <li>●市に調整本部が設置される場合の構成員は、原則として、市長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、さいたま市消防局派遣職員とし、市長又はその委任を受けた者が本部長となり、次の事務をつかさどるものとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緊急消防援助隊の部隊配置に関すること。</li> <li>② 関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>③ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること。</li> <li>④ その他必要な事項に関すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) <b>その他応援隊</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●埼玉県下消防相互応援協定等に基づく応援部隊は、応援要請を行う坂戸・鶴ヶ島消防組合が対応する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合 統括班										

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定書】
- 【資料\*\*\* 埼玉県下消防相互応援協定書】
- 【資料\*\*\* 関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書】

**第4 危険物対策****【関係機関】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、下表の応急措置を講じるよう指導する。</li> <li>●毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策を講じるよう県に要請する。</li> <li>●浸水想定区域内等に所在する危険物施設については被災状況の確認を行なう。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

**【危険物取扱事業所】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係事業所は、災害発生時には、次に示す応急措置を講じる。</li> </ul>

**【表 応急措置の指導内容】**

項目	指導内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出し、爆発及びそのおそれがある場合には、速やかに弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設・消火設備・保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修・危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤・オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火・危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防・警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業者は、消防・警察等防災機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るために、避難・広報等の措置を行う。

## 第4節 道路交通対策

### 第1 基本方針

大規模地震に際して、被災者の救助、避難誘導、捜索及び物資の輸送等を円滑に行うために、必要な道路の確保を図る。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
緊急防災道路等の確保	●	●	
交通規制の実施	●	●	

### 第2 緊急防災道路等の確保

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生後、土木班は、緊急防災道路等の応急活動に必要な道路の被害状況を調査し、集約して統括班に報告する。統括班は、県（危機管理部災害対策課及び土木部）に報告する。</li> <li>● 緊急防災道路等の応急活動に必要な道路を優先的に復旧していくとともに、国道及び県道については、道路管理者に復旧を要請する。</li> <li>● 道路を復旧するに当たって必要とする機材は、市で所有するものを使用するほか、必要に応じて市内の土木及び建設関係業者に協力を求める。</li> </ul>	土木班

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通の混乱を避けるために、自家用車の使用を自粛する。</li> <li>● 道路が円滑に利用できるよう、道路内に倒れ込んだ障害物の除去に協力する。</li> </ul>

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通の混乱を避けるために、業務用車両や通勤用自家用車の使用を自粛する。</li> <li>● 道路が円滑に利用できるよう、道路内に倒れ込んだ障害物の除去に協力する。</li> </ul>

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における応急復旧工事に関する変更協定書】

【資料\*\*\* 災害時における応急復旧工事に関する協定書】

【資料\*\*\* 緊急道路ネットワーク】

### 第3 交通規制の実施

#### 【行政】

計画内容	担当
●道路交通法による交通規制を行う場合は、西入間警察署に連絡の上、規制標識※の設置等適切な対応を行う。ただし、緊急のため標識を設置することが困難な場合は、通行を禁止した上で職員が誘導を行うものとする。交通規制を行った場合は、できる限りう回路を設定し、交通網の確保を図る。	土木班
●交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。また、関係機関への連絡や住民への広報を行う。	道路管理者

※規制標識：道路法及び道路交通法により規制を実施したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式方法により、災対法により規制したときは、災対法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

## 第5節 帰宅困難者対策

### 第1 基本方針

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にある。さらに、鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、駅で大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業・事業所や学校等での一時的滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保等の対策を実施する。

市では、市外に通勤・通学している市民や市外から通勤・通学している人がおり、地震の発生時間によっては、多数の帰宅困難者が発生するおそれがあることから、これらの人々に適切な対応を図る。

なお、市の震度が5弱以下であっても、首都直下地震等により帰宅困難者が発生した場合は、非常体制に準じて必要な措置を講じる。

項目	発災から24時間	2~3日以降	1週間以降
情報提供	●	●	
一時滞在施設の開設	●	●	
物資の供給	●	●	
教育・保育施設における帰宅困難者対策	●	●	
一時滞在施設の閉鎖		●	
帰宅支援		●	

### 第2 情報提供

#### 【行政】

計画内容	担当
●帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を提供する。	
●災害時帰宅支援ステーション※の周知を図る。	広報班
●市外にいる帰宅困難者の安否は、災害用伝言ダイヤル等を活用して確認するよう周知する。	
●必要に応じて公共施設の一部を休憩所として開放する。	各施設

※災害時帰宅支援ステーション…安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援（トイレの利用、水道水や道路交通情報の提供等）するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を県等が締結している。対象の施設には平時からステッカーが掲示されている。

**【市民】**

計画内容
●家族の安否の確認には、災害用伝言ダイヤル等を活用する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●企業・事業所等（高校、大学、専門学校を含む。）は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する。

## ◇資料

【資料\*\*\* NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料】

**第3 一時滞在施設の開設****【行政】**

計画内容	担当
●帰宅困難者の一時滞在施設として、文化施設オルモを開設し、セレモア坂戸駅前会館、坂戸駅前メモリードホールの開設を依頼する。	統括班

**第4 物資の供給****【行政】**

計画内容	担当
●駅や一時滞在施設に滞在している帰宅困難者に対し、食料、飲料水、毛布等を配布する。	支援班

**第5 教育・保育施設における帰宅困難者対策****【行政】**

計画内容	担当
●教育・保育施設は、発災時に児童・生徒・園児等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒・園児等の引取りが困難な場合や生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎及び園舎内にとどめる対策を講じる。	文教班 福祉班

## 第6 一時滞在施設の閉鎖

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生後、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等から閉鎖の判断をする。</li> <li>●閉鎖に当たっては一時滞在施設の管理者と調整する。</li> <li>●一時滞在施設の管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。</li> </ul>	統括班

## 第7 帰宅支援

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう、県・関係事業者等と連携し、帰宅の支援を実施する。

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●帰宅支援協定に基づく災害時帰宅支援ステーションへ一時休憩所提供の要請をする。</li> <li>●代替輸送が行われる場合、発着所に救護所等を設ける。</li> </ul>	統括班

### 【事業者等】

計画内容	担当
●代替輸送としてバス輸送を実施する。	県バス協会
●徒歩帰宅者にトイレ等を提供する。	東武鉄道株式会社
●帰宅道路となる幹線道路へ照明電力を供給する。	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社

【表 情報提供内容】

実施機関	項目	対策内容
市	誘導 情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>・ホームページ、メッセージボード搭載自動販売機による情報の提供、広報</li> <li>・緊急速報メール（エリアメール）による情報提供</li> </ul>
西入間警察署	誘導協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設までの誘導</li> </ul>
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼</li> <li>・報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> </ul>
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>
東日本電信電話 株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル（171）</li> <li>・特設公衆電話の設置等</li> </ul>
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)</li> </ul>

【表 支援内容】

実施機関	項目	対策内容
市	飲料水、食料の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅や一時滞在施設において、飲料水、食料の配布</li> </ul>
県	休憩所提供の要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の一部を休憩所・トイレとして開放</li> <li>・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</li> </ul>
	代替輸送の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス輸送の実施を要請</li> </ul>
鉄道機関	一時休憩所の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅施設等の一部を一時休憩所として利用</li> </ul>

## 第4章 被災生活の支援

### 第1節 物資供給対策

#### 第1 基本方針

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水・食料及び生活必需品について、市民や関係機関と協力し円滑に供給する。また、不足分については、関係機関と連携し、必要な量の確保を行う。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
飲料水の供給	●	●	
食料の供給	●	●	
生活必需品の供給		●	●

#### 第2 飲料水の供給

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により水道、井戸等の給水施設が損壊し、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者を対象に飲料水の供給を行う。</li> <li>● 応急給水資機材の調達計画に基づき、必要な資機材を確保する。</li> <li>● 給水に当たっては、現地災害対策本部又は避難所に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給する。また、病院等人命に関わる場合や応急対策上必要な場合は、個々に対処する。</li> <li>● 1人1日当たりの給水量は、災害発生時から3日目までは飲料水として3ℓ、4日目以後は炊事のための水を含めて約20ℓを目標とする。</li> <li>● 給水量が不足する場合には、県及び近隣市町村及び物資供給に関する協定締結団体等に応援を要請する。<u>「第1編第3章第6節 第6協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> <li>● 水道施設の応急復旧については、次のとおりとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水道施設の被害状況の調査及び復旧工事を早急に完了する。</li> <li>② 必要に応じて、復旧資材の調達及び復旧工事を実施する技術者について、知事にあっせんを求める。</li> </ol> </li> </ul>	統括班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救助法が適用された場合、飲料水の供給に要した費用は、基準の範囲内において県に請求する。</li> <li>● 家庭用、企業・事業所や農業用に利用している井戸の提供を要請し、生活用水の確保・提供に努める。</li> </ul>	統括班
	環境衛生班

**【市民】**

計画内容
●井戸の活用や雨水貯留に努め、生活用水の確保を図る。

**【企業・事業所】**

計画内容
●災害時には、生活用水として活用するため、井戸水の提供を行う。

**【表 水の供給基準と供給量】**

項目	供給量	算定根拠*
飲料水 (3日目まで)	386t	$3\ell / 1\text{人} / 1\text{日} \times 3\text{日} \times 42,646\text{人}$
飲料水及び炊事用水 (4日目以降)	853t／日	4日目以降は、 $20\ell / 1\text{人} / 1\text{日} \times 42,646\text{人}$

\*断水人口は県地震被害想定調査の、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点中央）による想定被害予測を使用。

**◇資料**

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における救援物資提供に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 大規模災害時における救援物資提供に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 飲料水の安定的供給に関する協定】
- 【資料\*\*\* 飲料水の安定供給、自動販売機内在庫品の無償提供に関する協定】
- 【資料\*\*\* 自動販売機内在庫品の無償提供に関する協定】
- 【資料\*\*\* 水道施設の現況（貯水施設）】
- 【資料\*\*\* 応急給水資機材の現況】
- 【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### 第3 食料の供給

#### 【行政】

計画内容	担当
●食料は、必要数を把握の上、市の備蓄及び物資供給に関する協定締結団体等に協力を求め調達する。不足する場合は、県及び関係機関に調達を要請する。 <u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等(総則-36)」</u> を参照。	物資班 環境衛生班 輸送班 統括班
●救助法が適用された場合、食料の供給に要した費用は、基準の範囲内において県に請求する。	統括班
●調達食料は、輸送拠点（市民総合運動公園）に集め、現地災害対策本部や各避難所等に配達する。	輸送班
●食料は、食料の配布基準に従い、避難所の被災者、炊事のできない被災者、応急対策活動に従事する者に対して供給する。	避難所担当 文教班 福祉班 職員班
●炊き出しは、家庭科室等を活用し、日赤等の協力も得て迅速に行う。 ●市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に対して協力を要請する。	文教班 物資班 統括班

#### 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、食料が必要な市民の数を把握し、現地災害対策本部に連絡して配給を受け、市民に配布する。
●区・自治会、自主防災組織は、協力して炊き出しを実施する。

#### 【企業・事業所】

計画内容
●帰宅困難者への食料供給や避難所の炊き出しに協力する。
●調理場と活用可能な施設、機材の提供に努める。

【表 食料の配布基準】

品目	基 準
米穀	被 災 者 : 1 食当たり精米 1 カップ (200g 以内)
	応急供給受給者 : 1 人 1 日当たり精米 2 カップ (400g 以内)
	災害救助従事者 : 1 食当たり精米 1.5 カップ (300g 以内)
乾パン	1 食当たり : 1 包 (115g 入り) 以内
食パン	1 食当たり : 半斤 (185g 以内)
調整粉乳	乳児 1 日当たり : 1 カップ (200g 以内)

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】
- 【資料\*\*\* 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定】

## 第4 生活必需品の供給

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民に給（貸）与する生活必需品は、備蓄品及び物資供給に関する協定締結団体等に協力を求め調達する。市内での調達が困難な場合は、県や関係機関に調達を依頼して入手する。 「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」を参照。	物資班 環境衛生班 輸送班 統括班
●生活必需品の給（貸）与基準に基づき、必要があると認めたときは、生活必需品を給（貸）与する。	
●内閣府の物資調達・輸送調整等支援システム※を活用し関係機関と情報共有を図る。	物資班
●被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。	
●救助法が適用された場合、生活必需品の供給に要した費用は、基準の範囲内において県に請求する。	統括班
●救援物資等は、輸送拠点（市民総合運動公園）に集積し、現地災害対策本部に配送する。災害の状況や供給体制等により、調達先から現地災害対策本部に配送する等、柔軟な体制を取る。	輸送班
●生活必需品の配給は、区・自治会、自主防災組織に協力を要請し、区・自治会ごとに確実に行う。	現地災害対策本部担当

※物資調達・輸送調整等支援システム：国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を入力することで、国・都道府県・市町村でリアルタイムの情報共有が可能となり、避難生活初動段階での「ピッシュ型支援」として効果を発揮する。

### 【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、生活必需品等の給（貸）与を受けるため、必要数の把握を行う。家族構成や年齢・性別等細かな状況を把握し、的確に物資が配布されるよう努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●市と連携を取り、協定等に基づき生活必需品等の供給を行う。
●区・自治会、自主防災組織と連携し、可能な生活必需品の提供を行う。

**【表 生活必需品の給（貸）与基準】**

項目	内 容
対象者	生活必需品等の給（貸）与対象者は、避難所に収容されている者に限らず、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、かつ、物資の販売機構の混乱により資力の有無に関わらず、これらの家財を直ちに入手できない状態にあるものとする。
品目	寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、簡易トイレ、情報機器、要配慮者向け用品 等

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における物資提供等の協力に関する協定】
- 【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## ◇様式

- 【様式\*\*\* 災害救援物資受領書】
- 【様式\*\*\* 物資調達状況】
- 【様式\*\*\* 物資記録簿】
- 【様式\*\*\* 物資輸送状況】

## 第2節 緊急輸送対策

---

### 第1 基本方針

---

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- ・市民の安全を確保するために必要な輸送
- ・被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ・災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
輸送対象	●	●	●
陸上輸送対策	●	●	●
輸送手段の確保	●	●	●
物資の集積及び要員の確保	●	●	●

### 第2 輸送対象

---

#### 【行政】

計画内容	担当
<p>●各段階における輸送対象は、概ね次のとおりとする。</p> <p>1 第1段階（被災直後）</p> <p>① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p> <p>2 第2段階（概ね被災から1週間後まで）</p> <p>① 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p> <p>3 第3段階（概ね被災から1週間以降）</p> <p>① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品</p>	輸送班

### 第3 陸上輸送対策

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<b>1 道路被害状況の把握及び伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急輸送道路及び緊急防災道路の被害並びに道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。</li> <li>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合う。</li> </ul>	
<b>2 緊急輸送道路の応急復旧作業</b> <p>(1) 作業順位の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県及び警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。</li> </ul> <p>(2) 応急復旧作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、警察及び自衛隊、災害復旧に関する協定締結団体の協力を得て、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去を行い交通確保に努める。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> </ul>	土木班 輸送班 運輸事業者 建設事業者
<b>3 応急復旧状況の広報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量等の状況を把握し、緊急輸送道路及び緊急防災道路に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送実施者からの問合せに対して、情報伝達を行う。</li> </ul>	

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における応急復旧工事に関する変更協定書】

## 第4 輸送手段の確保

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●輸送車両は、公用車を活用するほか、輸送に関する協定締結団体の協力を得て車両を確保する。 <u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u> を参照。	輸送班 土木班 運輸事業者
●必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して調達・あっせんを要請する。	

### 【企業・事業所】

計画内容
●市内貨物自動車運送業者は、市と連携して輸送車両の確保を図る。

#### ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における物資の輸送に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 緊急通行車両等の確認事務処理要領】

#### ◇様式

- 【様式\*\*\* 緊急通行車両等に関する様式】

## 第5 物資の集積及び要員の確保

### 【行政】

計画内容	担当
●施設の利用可能状況や緊急輸送路及び緊急防災道路の状況を把握し、輸送拠点（市民総合運動公園）に搬送する。	輸送班
●救助法が適用された場合、应急救助のための輸送に要した経費は、基準の範囲内において県に請求する。	統括班
●物資の搬送等に係る要員の確保については、物資供給に関する協定締結団体の協力を得て確保する。 <u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u> を参照。	物資班

#### ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第3節 環境衛生対策

---

### 第1 基本方針

---

「坂戸市災害時における衛生行動計画」、「坂戸市災害廃棄物処理計画」等に基づき、感染症の発生の防止等被災者の心身の健康の維持を図るとともに、被災地における生活ごみ、し尿及び災害廃棄物（災害に伴って発生したがれき等をいう。以下同じ。）を迅速に処理し、被災地の環境保全と復旧を図る。

また、災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

そのため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や獣医師、ボランティア等との協力体制を確立する。

項目	発災から24時間	2~3日以降	1週間以降
公衆・保健衛生		●	●
動物救護		●	●
生活ごみ及び災害廃棄物の処理		●	●
し尿処理		●	●

### 第2 公衆・保健衛生

---

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所等の衛生環境を保持するため、掃除や手洗い等の指導を行う。</li> <li>●ライフラインの途絶による衛生環境の悪化を防ぐため、公衆浴場や公共施設の入浴施設の活用を図る。また、関係機関や自衛隊の協力を受け、仮設風呂やシャワー等を設置する。</li> </ul>	環境衛生班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食中毒等を予防するため、食品衛生の監視及び指導を行う。</li> <li>●医師、保健師及び看護師による健康管理・指導を実施する。</li> <li>●感染症や疾病の予防のため、衛生環境や健康保持の啓発を行う。</li> <li>●災害による精神的な影響を受けた被災者に対して県や坂戸保健所と連携し、メンタルケア等の相談指導を行う。</li> <li>●県及び坂戸保健所の協力を得て、次の防疫活動を実施する。</li> </ul>	保健衛生班

【表 防疫活動一覧】

項目	内 容
疫学調査	被災地区住民の発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、併せて検体採取を行う。
健康診断	下痢等の症状のある者に対し健康診断を行い、感染症の発生の疑いのある者については検便等を実施し、早期発見に努める。発見した場合は、感染源を調査するとともに、関係機関と調整を図り、患者に対する良質かつ適切な医療の提供に努める。
消毒	家屋の浸水や倒壊家屋に対し薬品による消毒を実施する。
そ族昆虫駆除	蚊や蠅等の害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所等へ薬品を散布し、発生原因の除去に努めるとともに、必要に応じてねずみ駆除を行う。
予防接種	予防接種が必要となった場合は、原則として市が実施するものとし、実施できない場合には、県に実施を要請する。

## 【市民】

計画内容
●各家庭での環境衛生対策や健康管理に努める。
●区・自治会内の環境衛生対策に努める。

## 【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所内の環境衛生や従業員の健康管理に努める。
●区・自治会、自主防災組織が進める環境衛生対策を支援する。

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書】
- 【資料\*\*\* 災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定】
- 【資料\*\*\* 応急清掃資機材の現況】
- 【資料\*\*\* 防疫用資材の備蓄状況】
- 【資料\*\*\* 防疫用資材の調達先】
- 【資料\*\*\* 感染症病床の設置状況】

### 第3 動物愛護

発災から24時間は、人命救助を最優先とするが、動物愛護の観点から、ペットの救出、避難についても配慮する。

#### 【行政】

計画内容	担当
<p><b>1 動物救援本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施するとしている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 動物保護施設の設置</li> <li>② 所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理</li> <li>③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理</li> <li>④ 飼育困難動物の一時保管</li> <li>⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供</li> <li>⑥ 動物に関する相談の実施等</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 被災地域における動物の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、所有者不明の動物や負傷動物等を、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。</li> <li>●動物愛護団体等に動物の保護について協力を要請する。</li> </ul> <p><b>3 避難所における動物の適正な飼養</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</li> </ul> <p><b>4 情報の交換</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況</li> <li>② 必要資機材、獣医師をはじめとする動物関連専門職の派遣要請</li> <li>③ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望</li> <li>④ 他市町村への連絡調整及び応援要請</li> </ul> </li> </ul> <p><b>5 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。</li> </ul>	環境衛生班

#### 【市民（飼い主）】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所等における飼育は、飼い主同士が協力して行う。</li> <li>●動物の野生化を防ぐため、飼い主が責任を持って管理を行う。</li> <li>●飼い主は、一時的に飼育が困難となり、他に預ける場合でも、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。</li> </ul>

**【企業・事業所】**

計画内容
●可能な範囲で、動物保護施設の場所の提供に努める。

**第4 生活ごみ処理及び災害廃棄物の処理****【行政】**

計画内容	担当
<p>「坂戸市災害廃棄物処理計画」に基づき、被害状況、災害廃棄物の発生量、処理施設の状況等を把握するとともに、関係機関との連携を図りながら迅速かつ適正な処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●適正かつ効率的なごみ処理のため、収集の際は分別収集を行う。</li> <li>●応急対応時においても、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、適正な処理に努める。</li> <li>●市民及び事業者に対し、災害廃棄物を含むごみの分別排出の啓発を行う。</li> <li>●市の処理施設では処理できないもの又は処理能力を超える廃棄物などについては、県、近隣市町村、関係機関等の協力を得て、適正に処理を行う。</li> <li>●災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間処理施設の利用を調整する。</li> <li>●有害物、危険物、環境の悪化を招く腐敗性の高いごみ、災害復旧及び生活に重大な支障をもたらすごみ等については、優先的に処理を行う。</li> <li>●一時保管、選別が可能となる仮置場を、候補地を中心として迅速に指定する。</li> <li>●ごみの不法投棄を防止するため、啓発や見回り等を行う。</li> <li>●災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、生活ごみの早期の処理に努める。</li> <li>●損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。また、コールセンターの設置、申請の受付等に係る業務の委託についても検討する。</li> </ul>	環境衛生班

**【市民】**

計画内容
●ごみを排出する際は、分別を徹底する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●ごみを排出する際は、分別を徹底する。
●仮置場の提供に協力する。また、災害廃棄物を排出する際は、仮置場等の状況を勘案し、一時保管等に協力する。

## ◇資料

【資料\*\*\* 塙芥及びし尿処理場の所在・処理能力】

**第5 し尿処理****【行政】**

計画内容	担当
●「坂戸市災害廃棄物処理計画」に基づき活動する。 ●被災者の生活に支障が生じないよう、備蓄している簡易トイレの活用を図る。 ●所管トイレの被害状況を把握するとともに、廃棄物処理・生活衛生に関する協定締結団体の協力を得て、仮設トイレ等の設置及びし尿くみ取り車の手配を速やかに要請する。 <u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u> を参照。 ●生活用水を確保し、避難所に仮設トイレを設置し対処する。 ●仮設トイレの設置に当たっては、女性や障害者等への配慮を行う。 ●水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。	環境衛生班
●坂戸地区衛生組合が所有する施設を利用し、し尿処理を行う。	坂戸地区衛生組合

**【市民】**

計画内容
●避難所の仮設トイレの維持管理に協力する。

**【企業・事業所】**

計画内容
●仮設トイレ等の設置を図り、自主的に管理する。

## ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定】

【資料\*\*\* 塙芥及びし尿処理場の所在・処理能力】

## 第4節 遺体の取扱い

---

### 第1 基本方針

---

地震により死亡し、又は死亡していると推定される者については、「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に捜索・収容し、検視（見分）及び検案を行い、適切に埋・火葬を実施する。遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し適切な対応を図る。なお、身元が判明しない死亡者については、歯の治療痕やDNA鑑定等の方法をもって確認のための措置を講じる。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
遺体の捜索	●	●	●
遺体の収容・埋火葬		●	●

### 第2 遺体の捜索

---

#### 【行政】

計画内容	担当
●死亡し、又は死亡していると推定される者の捜索は、区・自治会、自主防災組織、近隣住民の協力の下、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署及び自衛隊が連携し実施する。	現地対応班 坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団 西入間警察署 自衛隊
●捜索用の資機材は、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、消防団等が所有するものを使用し、不足した場合は、市内の業者等から調達する。	
●行方不明者に関する相談窓口を設置する。	市民生活班

#### 【市民】

計画内容
●地域住民の安否確認を行い、行方不明者を明らかにする。

#### 【企業・事業所】

計画内容
●従業員の安否確認を行い、行方不明者を明らかにする。

### 第3 遺体の収容・埋火葬

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p>「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺体の検視・検案、一時保存等を行うために、遺体収容所※を開設し、遺体を収容する。</li> <li>● 遺体収容所において、検視・検案を行い、遺体には、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。</li> <li>● 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族・親族又は在住する市町村長に連絡の上、遺体を引き渡す。</li> <li>● 西入間警察署と協力して、身元不明な遺体に対し引取人の調査を行う。</li> <li>● 身元が判明しない遺体及び引取人のいない遺体の埋火葬を行う。</li> <li>● 遺体の搬送に際しては、関係機関・団体等から車両を手配し、同時に、衛生管理上必要な物資（棺桶・ドライアイス等）を被災者・帰宅困難者支援に関する協定締結団体から調達する。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> <li>● 火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。</li> </ul>	環境衛生班 西入間警察署 坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸鶴ヶ島歯科医師会
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺体を火葬に付す場合は、火葬場において火葬する。遺骨は、遺留品等とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明した場合には、縁者に引渡しを行う。</li> <li>● 1年内に身元が判明しない者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。</li> </ul>	環境衛生班

※遺体収容所：被害現場付近等の適切な施設（災害協定に基づく民間施設、避難所を開設していない小・中学校体育館、利用していない公共施設、寺院等）

#### ◇資料

- 【資料\*\*\* 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定】
- 【資料\*\*\* 災害時における総合的支援に関する協定書】

## 第5節 建物等被害対策

### 第1 基本方針

公共建築物は、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。また、被災した民間建築物の調査や応急対策は、復旧・復興期における市民生活を支える重要な役割を持つ。

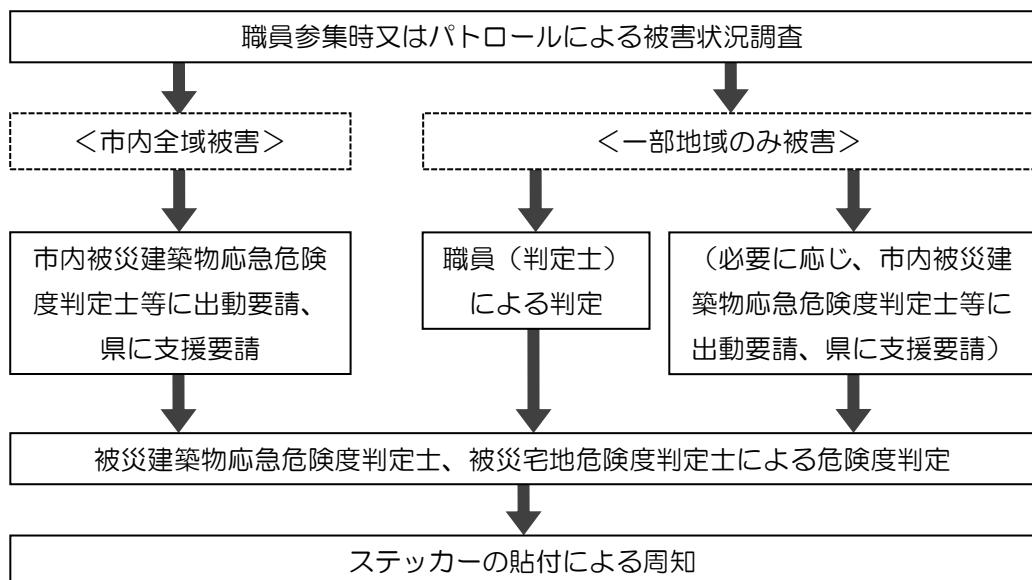
そのため、関係機関との連携を図り、地震により住宅が滅失し、又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定及び住宅の被害認定調査を行うことにより、応急措置及び復旧等の支援とする。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
被災建築物・宅地の応急危険度判定	●		
被災度区分判定調査			●
住宅の被害認定		●	●

## 第2 被災建築物・宅地の応急危険度判定

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p><b>1 被災建築物応急危険度判定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各施設管理者からの被害状況報告に基づき、市が所有若しくは使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後の使用の可能性について判断を行う。</li> <li>●被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、市内における被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に協力を求めるとともに、必要に応じて近隣市への協力、県都市整備部に派遣要請を行う。</li> <li>●被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士は、市内における建築物及び宅地について、目視による判定を行い、判定結果は、見やすい場所に「危険」「要注意」「調査済」の3色のステッカーにより標示する。</li> <li>●判定結果は、被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部が集計し、市災害対策本部に報告する。</li> </ul> <p><b>2 応急措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被災建築物応急危険度判定等の結果に基づき、公共施設の被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。</li> </ul>	
	被害調査班



【図 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定の流れ】

### 第3 被災度区分判定調査

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ建築構造技術者の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。</li> <li>●民間の建築物については、被災度区分判定実施の相談窓口を設置する。</li> </ul>	被害調査班

### 第4 住宅の被害認定

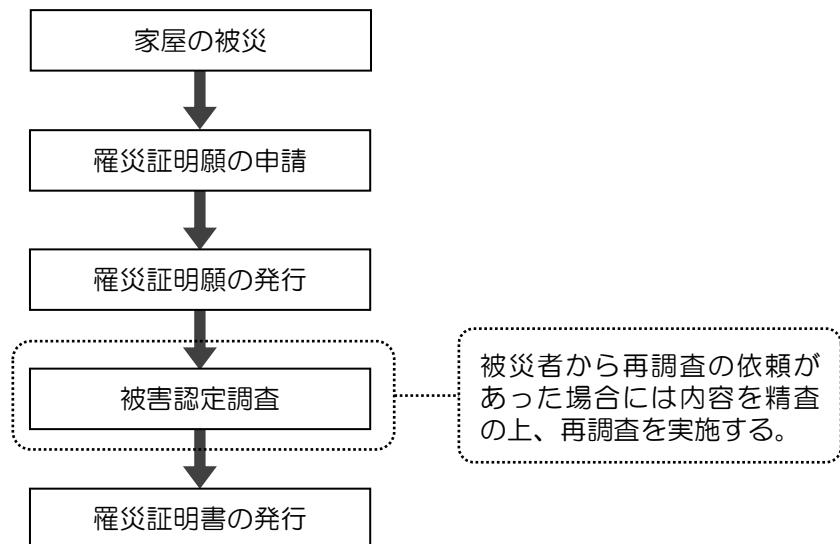
#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住家被害は、罹災証明書の発行等の資料となることから、職員による調査チームを編成し行う。調査人員が不足する場合は、県、近隣市町及び家屋被害認定調査に関する協定締結団体の協力を得て実施する。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> <li>●第1次調査は、被災地の家屋を外観から目視調査により実施する。</li> <li>●第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があつた場合、第1次調査の対象に該当しない場合又は第1次調査を実施したが判定には至らなかつた場合、内部立入調査を実施する。</li> <li>●再調査は、被災者からその依頼があつた場合に、内容を精査したうえで実施する。</li> <li>●被害程度の判定は、「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府）」に基づき行う。</li> </ul>	家屋調査班

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書】

【資料\*\*\* 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号）】



【図 罹災証明願及び罹災証明書の発行の流れ】

【表 住家の被害の程度と認定基準】

被害の程度	認定基準	
	①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	<p>■住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの</p>	
	70%以上	50%以上
大規模半壊	<p>■居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの</p>	
	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
中規模半壊	<p>■居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの</p>	
	30%以上 50%未満	30%以上 40%未満
半壊	<p>■住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの</p>	
	20%以上 30%未満	20%以上 30%未満
準半壊	<p>■住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</p>	
	10%以上 20%未満	10%以上 20%未満

※①若しくは②、いずれかの基準によって判定を行う。

## 第6節 ライフライン施設対策

### 第1 基本方針

社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

また、ライフラインの速やかな応急復旧を図るため、市、県及びライフライン事業者等との間で必要に応じ、現地のライフライン事業者の事業所等で現地作業調整会議を開催するものとする。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
電気施設	●	●	●
ガス施設	●	●	●
上水道施設	●	●	●
下水道施設	●	●	●
通信・郵便設備	●	●	●
鉄道施設	●	●	●
その他の施設	●	●	●

### 第2 電気施設

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部と東京電力パワーグリッド株式会社川越支社は密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。</li> <li>●東京電力パワーグリッド株式会社川越支社は、非常災害対策計画に基づき応急対策を行うものとする。</li> <li>●復旧状況は逐次災害対策本部に連絡し、送電再開時における火災発生の注意を促す。</li> </ul>	統括班 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社

#### 【市民】

計画内容
●地震時には電源を切る等、火災予防に努める。
●垂れ下がった電線に触らない、避難時にはブレーカーを切る等、感電・出火防止に努める。
●送電再開時には、各家庭及び地域の見回りを行い、火災防止に努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●地震時には電源を切る等、火災予防に努める。
●送電再開時には、施設の見回りを行い、火災防止に努める。

## ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書】

【資料\*\*\* 東京電力パワーグリッド株式会社川越支社における非常災害対策  
計画】**第3 ガス施設****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
●ガス施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部とガス供給者は密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。	
●ガス供給者は、各事業所の災害対策要綱等に基づき応急対策を行う。	統括班
●復旧状況は、逐次災害対策本部に連絡し二次災害の発生の注意を促す。	坂戸ガス株式会社 角栄ガス株式会社
●災害対策本部は、必要に応じて県及び災害時におけるLPGガスの優先供給等に関する協定に基づき、(一社)埼玉県LPGガス協会坂戸支部へLPGガス器具等の調達を要請する。	

**【市民】**

計画内容
●地震時にはガスの元栓を閉める等、火災予防に努める。
●ガス漏れを感知した場合は、ガス会社又は現地災害対策本部に伝える。
●ガス供給再開時には、各家庭及び地域の見回りを行い、ガス漏れや火災防止に努める。

**【企業・事業所】**

計画内容
●地震時にはガスの元栓を閉める等、火災予防に努める。
●ガス漏れを感知した場合は、ガス会社又は現地災害対策本部に伝える。
●ガス供給再開時には、施設の見回りを行い、ガス漏れや火災防止に努める。

## ◇資料

【資料\*\*\* 災害時におけるLPGガスの優先供給等に関する協定書】

【資料\*\*\* 坂戸ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）】

【資料\*\*\* 角栄ガス株式会社における災害緊急対策要綱（抜粋）】

## 第4 上水道施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部と坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。</li> <li>●坂戸、鶴ヶ島水道企業団は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取り掛かる。復旧作業は事故水源の取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、送水管・配水管の幹線から復旧を進める。</li> <li>●県水の受水施設の復旧は、用水供給施設の復旧の度合いに合わせる。</li> </ul>	統括班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

## 第5 下水道施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道施設等に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部と坂戸、鶴ヶ島下水道組合は密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。</li> </ul>	統括班 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

## 第6 通信・郵便施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通信設備に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部と東日本電信電話株式会社埼玉事業部は密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。</li> <li>●災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</li> <li>●東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び日本郵便株式会社は、各事業所の計画に基づき応急対策を実施する。</li> <li>●災害対策本部及び避難所等応急対策上重要な公共施設は、優先電話の確保及び開設を行う。</li> <li>●東日本電信電話株式会社埼玉事業部は救助法が適用された場合等には、特設公衆電話を設置し、通信回線の提供を行うものとする。</li> <li>●日本郵便株式会社は、必要に応じ避難所に臨時の郵便差出箱を設置するものとする。</li> </ul>	統括班 東日本電信電話 株式会社埼玉事業部 日本郵便株式会社

### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定】

【資料\*\*\* 東日本電信電話株式会社埼玉事業部における電気通信設備の応急対策】

## 第7 鉄道施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部と東武鉄道株式会社は密接に連絡を取り、相互協力の下に速やかに対策を講じる。</li> <li>●東武鉄道株式会社は、「運転取扱実施基準」、「鉄道事業本部防災計画」に基づき応急対策を実施するものとする。</li> </ul>	統括班 東武鉄道株式会社

## 第8 その他の施設

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不特定多数の人が利用する公共施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設管理者は、利用者等を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。</li> </ul> </li> <li>2 医療救護活動施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設管理者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り、万全を期する。</li> </ul> </li> <li>3 社会福祉施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。また、施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急対策計画を策定する。</li> <li>●施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。</li> <li>●被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、それぞれの入所者の安全を確保する。</li> </ul> </li> <li>4 畜産施設等           <ul style="list-style-type: none"> <li>●家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。</li> </ul> </li> </ol>	施設管理者

### ◇資料

【資料\*\*\* 要配慮者関連の福祉施設（入所施設）】

## 第7節 応急仮設住宅対策

### 第1 基本方針

被災した住宅の応急修理の体制を整えるとともに、自らの資力で修理し、改修し、又は新築することができない被災者に対し、応急的な住宅供給を行い、被災者を支援する。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
障害物の除去及び応急修理		●	●
応急仮設住宅の設置			●
賃貸型応急住宅の利用			●

### 第2 障害物の除去及び応急修理

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住者からの申込みに伴い、家屋被害認定調査等の結果により実施を決定する。</li> </ul> <p>①障害物の除去：災害により住宅の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者を対象者として、住宅内及び住宅への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性があるものについて、障害物の除去を行うための体制を整える。なお、除去結果を県へ報告する。</p> <p>②住宅の応急修理：災害により住宅が大規模半壊、中規模半壊若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をできない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者として、居室、炊事場、便所等の日常生活に不可欠な部分について、必要最小限の修理を行うための体制を整える。なお、修理結果を県へ報告する。</p>	被害調査班
●救助法が適用された場合、障害物の除去及び住宅の応急修理の費用は、基準の範囲内において県に請求する。	統括班

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### 第3 応急仮設住宅の設置

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救助法が適用され必要と認められる場合は、県が行う応急仮設住宅及び空室の公的住宅等の供給に協力する。</li> <li>●建設用地をあらかじめ定め、必要戸数を要請する。</li> <li>●設置場所及び入居者の選定、維持管理等について、市が県の委託を受けて行う。</li> <li>●被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住居が全焼（壊）し、又は流失した被災者</li> <li>② 居住する住宅がない被災者</li> <li>③ 自らの資力をもって住宅を確保することができない者</li> </ul> </li> <li>●応急仮設住宅への入居に際して、要配慮者を優先的に入居させる等の配慮を行う。</li> </ul>	被害調査班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救助法が適用された場合、知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任したときの応急仮設住宅の設置費用は、基準の範囲内において県に請求する。</li> </ul>	統括班

【表 建設型応急住宅の設置予定場所】

公園名	所在	設置可能面積	建設可能戸数*
稲荷久保公園	千代田 4-2-2	2,758 m <sup>2</sup>	30戸

\*建設可能戸数は設置可能面積／90 m<sup>2</sup>で算出。

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

### 第4 賃貸型応急住宅の利用

#### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 公的住宅</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅の空室の優先利用に努めるとともに、なお不足する場合は、県等の機関に対し、県営、都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的住宅の確保及び優先利用を要請する。</li> </ul>	
<b>2 民間賃貸住宅</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅提供支援に関する協定締結団体に対し民間賃貸住宅の供給を要請し、必要とする者に借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅の提供を行う。<u>「第1編第3章第6節 第6 協定締結団体等（総則-36）」</u>を参照。</li> </ul>	被害調査班

#### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書】

## 第8節 文教・保育対策

### 第1 基本方針

震災時において、園児、児童、生徒及び学生の安全と教育活動の確保に万全を期するための適切な措置を講じる。

項目	発災から 24 時間	2 ~ 3 日以降	1 週間以降
発災時の対応	●		
応急的な教育活動の実施		●	●
教材学用品等の調達・給与			●
給食等の措置		●	●
文化財の保護		●	●

### 第2 発災時の対応

学校長、園長及び各施設長は、それぞれの防災マニュアル等に基づき、発災時には園児、児童、生徒の安全の確保を図る。

#### 1 市立小・中学校

##### 【行政】

計画内容	担当
<p>(1) 開校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校長は、危機管理マニュアルに基づき、児童及び生徒の安否確認と救助活動を実施し、施設の被害状況、児童、生徒及び職員の人的被害を災害対策本部に報告する。</li> <li>●メール連絡網により、保護者に状況を報告する。</li> <li>●帰宅に当たり、小学生は、保護者に直接引き渡すものとし、それまでは学校で保護する。</li> <li>●中学生は、通学路、居住地の安全が確認され次第下校し、区・自治会、自主防災組織の応急活動に協力する。</li> </ul> <p>(2) 閉校時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員は、小・中学校に参集し、被害状況の把握等を危機管理マニュアルに基づき実施する。</li> <li>●被害状況に応じて学校内及び教育委員会で検討し、休校等の応急措置を実施する。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所の開設等に協力する。また、学校管理に必要な職員を確保する。</li> <li>●学校の保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等を予防する。</li> </ul>	文教班

**【市民】**

計画内容
(1) 開校時
●小学生の保護者は、災害が発生した場合、児童を早急に引き取る。

**2 市立幼稚園・保育園****【行政】**

計画内容	担当
(1) 開園時 ●園長は、園児の安否確認と救助活動を実施し、施設の被害状況及び園児・職員等の人的被害を災害対策本部へ報告する。 ●帰宅に当たり、園児は、保護者に直接引き渡すものとし、それまでは各園で保護する。	福祉班 文教班
(2) 閉園時 ●各園の職員は、施設に参集し、被害状況の把握等を実施する。 ●被害状況に応じて、休園等の応急措置を実施する。 ●災害対策従事者の子どもの保育継続をする。	

**【市民】**

計画内容
(1) 開園時
●保護者は、災害が発生した場合、園児を早急に引き取る。

**3 児童センター****【行政】**

計画内容	担当
(1) 開館時 ●館長は、子どもや職員の安否確認と救助活動を実施し、被害状況を災害対策本部へ報告する。 ●帰宅に当たり、子どもは、保護者に直接引き渡すものとし、それまでは各児童センターで保護する。	福祉班
(2) 閉館時 ●各児童センターの職員は、施設に参集し、被害状況の把握等を実施する。	

**4 その他の教育・保育施設****【各施設】**

計画内容	担当
●私立幼稚園・保育園、学童保育所及び教育センターは、各施設長の判断に基づき応急対策活動を実施する。	各施設長

### 第3 応急的な教育活動の実施

**【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自校が使用可能な場合は、応急修理や補修を行い、応急教育を実施する。</li> <li>●自校が使用できない場合は、近隣の余裕がある学校を利用した分散授業、利用する施設の状況に合わせた二部授業、平常時の学級編成を見直した圧縮学級の編成等を行い、応急教育を実施する。</li> <li>●災害又は罹災により教員が欠員した場合は、県教育委員会に不足教員の緊急派遣を要請する。</li> </ul>	文教班

### 第4 教材学用品等の調達・給与

**【行政】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災した児童及び生徒※に学用品（教科書・文房具・通学用品）を調達・給与する。</li> </ul>	文教班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●救助法が適用された場合、学用品の給与に要した費用は、基準の範囲内において県に請求する。</li> </ul>	統括班

※小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）

◇資料

【資料\*\*\* 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

## 第5 給食等の措置

---

### 【行政】

計画内容	担当
●災害時は、施設の点検を行い、被害を受けた場合は、災害対策本部に報告する。	文教班
●給食に必要な食材等は、市内の団体等を通じて入手する。	福祉班
●都市ガスの供給が停止された場合は、代替燃料をもって調理する。	

### ◇資料

【資料\*\*\* 災害時におけるLPGガスの優先供給等に関する協定書】

## 第6 文化財の保護

---

### 【行政】

計画内容	担当
●県市指定建築物は、被害状況を把握するとともに、応急措置を講じる。 ●美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。 ●文化財が崩壊した、あるいは崩壊するおそれがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、所有者等と連絡を取り合って保存の処置を進める。	文教班

### ◇資料

【資料\*\*\* 指定文化財の現況】

## 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

### 第1 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。市は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめることを目的に、この計画を定めるものとする。

#### ＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

市は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

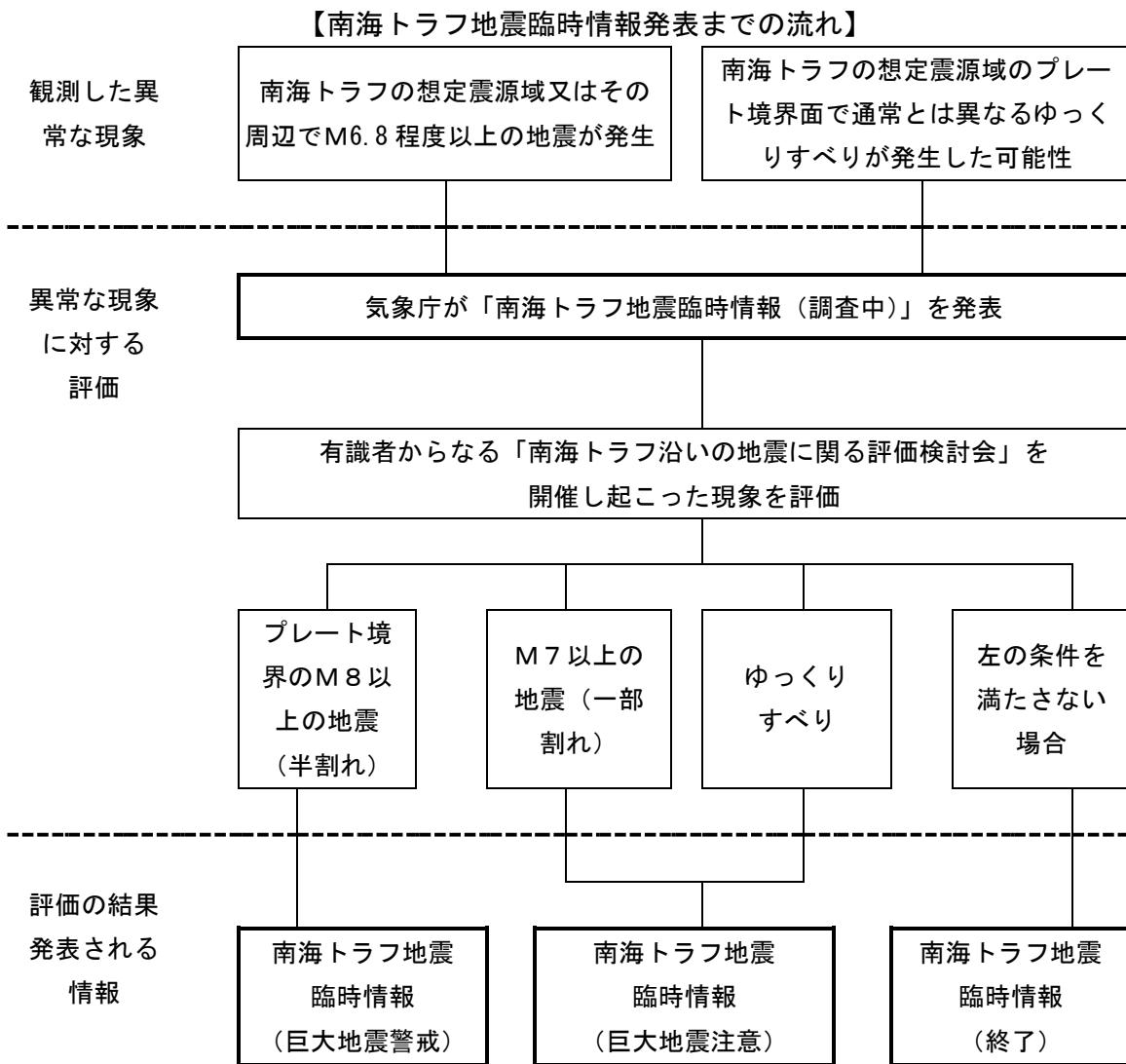
#### ◇資料

##### 【資料\*\*\* 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置】

## 第2 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

### 1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」は気象庁が県に連絡し、県は、この連絡を受けた場合は、直ちに市、関係部局及び防災関係機関に伝達する。



## 2 市民、企業等への呼びかけ

### 【行政】

計画内容	担当
<p>1 「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」の連絡を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。</li> </ul> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民に対して、日頃からの地震への備えについて再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応をとるよう呼びかける。</li> <li>● 企業等に対して適切な防災対応をとるよう呼びかける。</li> </ul>	
	総務部

### 【市民】

計画内容
<p>市から、南海トラフ地震への防災対応をとるよう呼びかけられた場合は、日常生活を行いつつ、以下の対応に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃からの地震への備えについて再確認を行うなど、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</li> <li>[例] 家具の固定状況の確認／非常用持出袋の確認／避難場所や避難経路の確認／家族との安否確認方法の確認 等</li> <li>● 一定期間できるだけ安全な行動をとる。</li> <li>[例] 高いところに物を置かない／屋内のできるだけ安全な場所で生活／すぐに避難できる準備（非常用持出品等）／危険なところにできるだけ近づかない 等</li> </ul>

### 【企業・事業所】

計画内容
<p>市から、南海トラフ地震への防災対応をとるよう呼びかけられた場合は、日頃からの地震への備えについて再確認を行うなど、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[例] 安否確認手段の確認／什器の固定・落下防止対策の確認／食料や燃料等の備蓄の確認／災害拠点（災害物資の集積場所等）の確認／発災時の職員役割分担の確認 等</li> </ul>

【表 ケースごとの警戒、注意をする期間】

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間（警戒：1週間） (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり		すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

### 第3 地震発生後の対応

---

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本編各章に基づき災害対応を行うものとする。

## 第6章 最悪事態への対応

### 第1節 最悪事態を設定する目的

地域防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生したときは、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能のまひ、大量の避難者や帰宅困難者の発生等）が生じる可能性もある。そのため、防災関係機関は、最悪事態を想定しておく必要がある。

### 第2節 最悪事態への対応

震災応急対策編に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、最悪事態を引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にもなり得る。

そこで、最悪事態に対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは、「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発及び訓練が重要になる。

## 第3節 最悪事態の共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定の地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共に共有しておくこととする。

大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を示し、対策の方向性を検討する。

### 第1 火災への対応

#### 最悪事態

- 地震発災直後、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓の機能停止、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できない。
- 特に木造住宅の密集している地区で大規模な延焼火災が発生する。

#### 1 課題

- ・消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
- ・消防機関の現場到達を早める。
- ・火災から逃げ遅れる人をなくす。

#### 2 対策の方向性

- ・自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を進める。
- ・安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- ・被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- ・道路啓開（救援ルートの確保）や交通規制を行うため、協定締結先企業・事業所を円滑に統括し、通行可能な緊急時の避難路を迅速に確保する。

## 第2 首都圏長期大停電と燃料枯済への対応

### 最悪事態

○発電所の被災により、首都圏広域大停電が数か月続く。

#### 1 課題

- ・災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- ・電力、ガス、道路等のライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ・首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

#### 2 対策の方向性

- ・市の主な防災拠点である市役所庁舎や地域防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、防災上重要な施設等にも同様の取組を働きかける。
- ・非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ・ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- ・非常用電源設備の設置及び維持管理をする。

## 第3 デマやチェーンメールへの対応

### 最悪事態

○流言（うわさ）・デマの拡散によって過剰な自衛行為やパニックが市民へ広がり、応急対策や災害復旧、避難生活に支障をきたす。

#### 1 課題

- ・情報通信基盤が破壊、又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- ・政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- ・不安や恐怖心から、不正確な情報や流言（うわさ）・デマが拡散する。

#### 2 対策の方向性

- ・電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を進める。
- ・正しい情報の発信者・取得方法等の防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- ・発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、流言（うわさ）・デマの存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

## 第4 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

### 最悪事態

- 大量の負傷者が同時に発生することにより、医師や看護師、医薬品等の不足が生じ、十分な診療ができない。

#### 1 課題

- ・道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- ・電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

#### 2 対策の方向性

- ・医薬品等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- ・平常時に訓練等を実施し、トリアージのスキルを向上させる。
- ・一定の安全を確保した上での自主防災組織、地域の企業・事業所等による救命救助活動が行える仕組みや地域でできる医療対応を検討する。
- ・医療施設における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を促進する。

## 第5 被災者の健康、医療への対応

### 最悪事態

- 災害による負傷の悪化や避難生活等の負担による疾病を起因とする死亡者の発生（災害関連死）

#### 1 課題

- ・配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保
- ・福祉避難所等比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立
- ・在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

#### 2 対策の方向性

- ・避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- ・発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- ・被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアを継続的に行う。

## 第6 家屋の倒壊・家具の転倒への対策

### 最悪事態

- 家屋の倒壊、家具の転倒等による死者、負傷者の発生

#### 1 課題

- ・家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死者、負傷者を減らす。
- ・室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

#### 2 対策の方向性

- ・家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- ・家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- ・地震に備えた防災総点検を行う。

## 第7 支援者の犠牲を出さない

### 最悪事態

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が二次災害に巻き込まれてしまう。

#### 1 課題

- ・発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- ・現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

#### 2 対策の方向性

- ・救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- ・支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- ・必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- ・防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

## 第8 道路の確保

### 最悪事態

- 大勢の車両での避難者や路上放置車両の発生、レッカーカーの不足等により道路が渋滞し、応急対処に支障をきたす。

### 1 課題

- ・被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- ・緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- ・道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

### 2 対策の方向性

- ・災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- ・既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路開通のシミュレーションを行う。

## 第9 一斉帰宅の抑制

### 最悪事態

- 主な緊急輸送道路が歩行者であるため、緊急車両が通行できない。
- 発災直後の一斉帰宅による二次被害の発生と、それに伴う消防・警察等の救助・救出活動力低下と被害の拡大

### 1 課題

- ・余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する歩行者者が二次被害に巻き込まれる。
- ・歩行者者が特定の箇所に集まり、混雑が生じる。
- ・緊急交通路や緊急輸送道路に歩行者がふれ、救助・救出活動を阻害する。

### 2 対策の方向性

- ・発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- ・慌てて帰宅を開始しないでいるよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- ・都内にいる市民も含め、市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- ・公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業などは、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

## 第10 大勢の避難者受入れへの対策

### 最悪事態

- 大勢の被災者が都心部で発生し、その受入れに混乱が生じ、被災者の支援機能が低下する。

#### 1 課題

- ・避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）
- ・緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- ・観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- ・他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

#### 2 対策の方向性

- ・市外からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- ・計画的な受入れについて、事前に県等とシミュレーションを行う。
- ・発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- ・被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

## 第11 食料供給への対策

### 最悪事態

- 道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、避難者に食料が届かない。
- 災害が立て続けに発生し、備蓄食料が不足する。

#### 1 課題

- ・広域物資供給体制の整備
- ・広域緊急輸送体制の整備

#### 2 対策の方向性

- ・被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- ・原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を市民に推進する。
- ・複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

## 第12 災害の連鎖を阻止する

### 最悪事態

- 災害に伴い、経済、農業への被害、治安悪化等が連鎖的に発生する。

#### 1 課題

- ・災害に伴う被害の連鎖を起こさない。

#### 2 対策の方向性

- ・各種システムにおける十分なバックアップ体制の構築
- ・各主体による事業継続計画の策定と日頃からの見直し

# 第4編 風水害応急対策編

## 第1章 活動体制

### 第1節 応急活動体制

---

#### 第1 基本方針

---

風水害が発生した場合は、被災者の救助、保護及び生活の支援を迅速に行うために、被害の状況に応じ災害対策本部を設置し、市民、企業・事業所及び関係機関と連携を図り、それぞれの機能を十分に發揮して応急対策活動を行う。

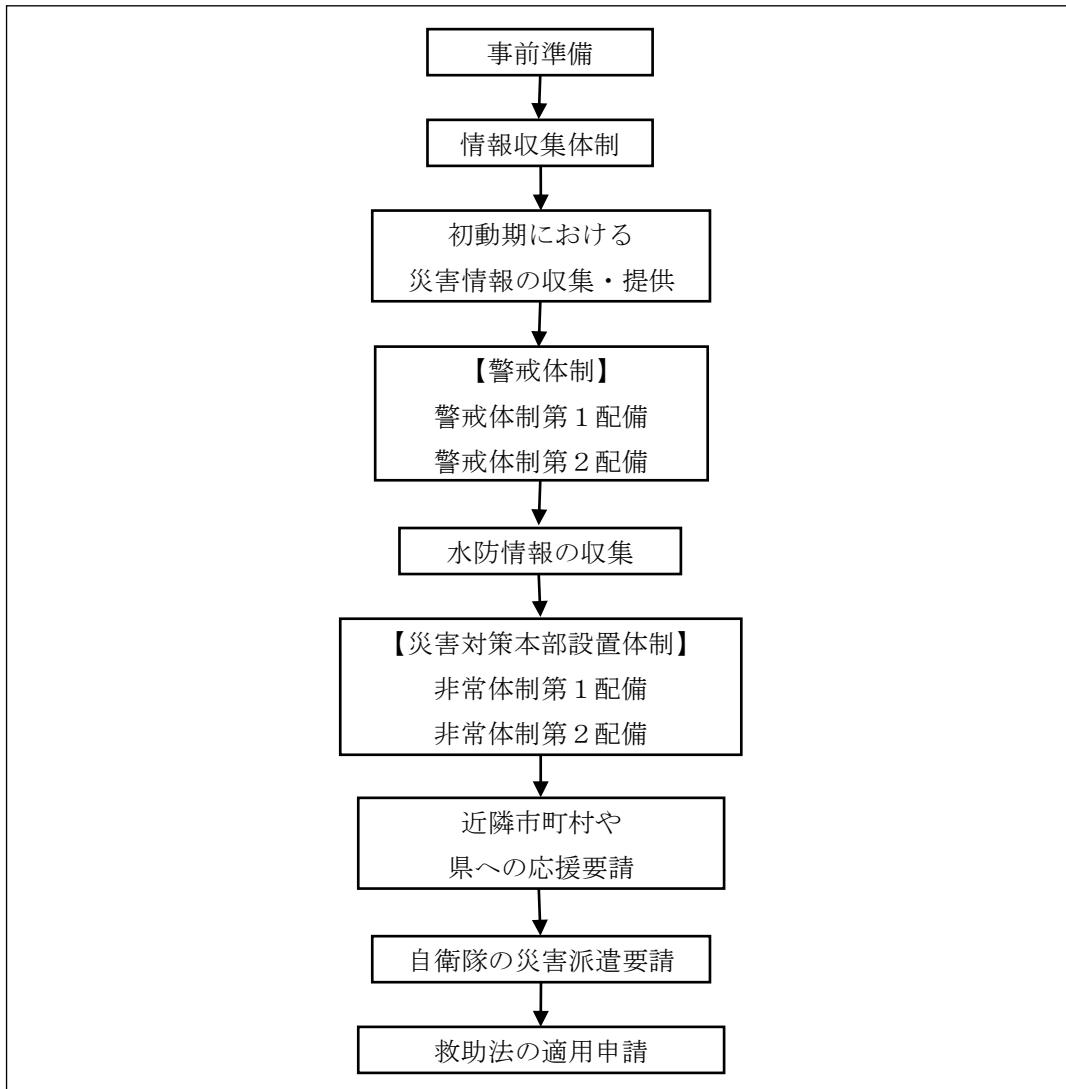
風水害では、予想される災害の規模等の状況により異なるが、概ね次の流れに準じて初動対応を行う。

なお、越辺川・高麗川水害予防組合による水防本部が設置された場合には、越辺川・高麗川水害予防組合水防計画に準じた対応を取るものとする。

#### [参考：大規模水害対策について]

県防災計画における「第3編 風水害編 第4章 大規模水害対策」においては、「首都圏大規模水害対策大綱」を基に、利根川及び荒川による広域かつ大規模な浸水について対策を講じるものとしている。

市では、市域の一部が越辺川及び高麗川の浸水想定区域に含まれることから、県防災計画を参考に対応するものとする。



【図 初動対応からの流れ】

## 第2 配備体制

台風や熱帯低気圧等の影響により風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の配備基準に基づき職員配備を決定する。

**【表 風水害時の配備基準】**

配 備 体 制		配 備 基 準
事前準備		台風や集中豪雨等により、大雨のおそれがある場合 (土のう作成・運搬車両への積込み、水害常襲地に設置)
警戒体制	情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生又は発生が予測される場合（台風直撃等）</li> <li>・入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において水防団待機水位に到達した場合</li> </ul>
	警戒体制第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の発生が予測される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等）</li> <li>・入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において氾濫注意水位に到達した場合</li> <li>・市として独自に情報収集、連絡を行う必要がある場合</li> </ul>
	警戒体制第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において避難判断水位に到達した場合</li> <li>・軽微な被害が発生し、応急的な対応、被害状況を把握し、非常体制に向けた取組が必要な場合</li> </ul>
災害対策本部設置体制	非常体制第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において氾濫危険水位に到達した場合又は到達するおそれがある場合</li> <li>・水害が発生しやすい地域で被害が発生し、拡大のおそれがある場合</li> <li>・相当規模の災害の発生が予想される場合</li> <li>・県内に気象等に関する特別警報が発表された場合</li> </ul>
	非常体制第2配備 (全庁体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において堤防天端に水位が到達するおそれがある場合</li> <li>・水害が発生しやすい地域に加え、他の地域に被害が拡大し、避難指示等の対応が必要な場合（8.13集中豪雨又は令和元年東日本台風並の状況）</li> </ul>

### 第3 動員体制

風水害時における職員の動員は、次のとおりとする。

**【表 就業時間内外における職員の動員】**

時間	方法
就業時間内	府内災害対策連絡会議により方針を決定し、各部の動員は部長から各所属長へ行う。
就業時間外	あらかじめ定められた職員連絡系統（緊急連絡網）に基づき職員参集メール等により行う。

### 第4 準備段階の体制

#### 1 事前準備

台風や熱帯低気圧の影響による大雨のおそれがある場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

**【行政】**

計画内容	担当
●土のう運搬車両、砂の準備を行う。	総務部
●必要に応じ、排水ポンプ車の出動及び水のうの設置を行う。	現地対応班
●土のうを作製し、運搬車両への積込みを行う。	土のう班
●過去の台風等で土のう設置の要請があった場所へ土のうを運搬・設置する。	
●陸閘※の閉鎖用資材（堰板・支柱）の運搬及び閉鎖作業の準備を行う。（陸閘は閉鎖基準に基づき閉鎖を行うが、閉鎖が必要と判断される場合は、速やかに閉鎖を行う。）	都市整備部
●陸閘の閉鎖前の避難について、堤内地の居住者・企業等及び防災関係機関に周知する。特に、陸閘閉鎖による車両通行制限について留意する。	

※堤防を切って設けられた、河川側への出入り口を閉鎖する門のこと。洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす。

#### 2 情報収集体制

災害が発生又は発生が予測される場合（台風直撃等）又は入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において水防団待機水位に到達した場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

**【行政】**

計画内容	担当
(1) 関係機関からの情報収集・伝達 ●国土交通省や気象庁等の防災気象情報等を活用し、雨量等の気象情報及び河川水位の必要な情報を収集する。	総務部 都市整備部
(2) 府内災害対策連絡会議の開催 ●府内災害対策連絡会議を開催し、今後の方針を決定する。	総務部

## 第2節 災害情報の収集・伝達

---

### 第1 基本方針

---

適切な応急対策を実施するために、災害の情報を的確に把握し、分析するとともに、市民に多様な方法で伝達する。

### 第2 収集・伝達すべき情報

---

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●風水害時に市及び防災関係機関が収集・伝達すべき情報は、次のとおりである。 ① 雨量等の気象情報及び河川情報 ② 地域の灾害危険状況 ③ 住民の避難状況 ④ 発災状況・被害状況・ライフラインの被害状況 ⑤ 復旧に関する情報	総合政策部 総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要があり、市及び消防組合が収集すべき情報は、次ページの表のとおりである。	
●避難情報発令の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。	

【表 警戒段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
水防情報	①河川の水位等 河川水位・流量等の時間変化 ②内水の状況	随時	●市・消防組合の調査員 ●市民、自主防災組織等 ●市気象観測・河川監視システム	●災害オペレーション支援システム ●電話 ●テレビ、ラジオ ●県防災行政無線 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
雨量等の気象情報の収集	①予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 ②降雨量 ●先行雨量 ●他区域の降雨状況 ●時間雨量の変化	発表後即時  毎時(随時)	●熊谷地方気象台 ●気象庁(アメダス、雨量レーダー) ●市気象観測・河川監視システム ●雨量計	
地域の災害情報の収集	●河川周辺及び水害が発生しやすい地域における発災状況 ●河川の氾濫(越水、決壊)の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	●市・消防組合の調査員 ●市民、自主防災組織等	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
住民の避難状況	①警報段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所名等) ②自主避難実施状況	避難所収容の後	●避難所施設管理者 ●市職員 ●消防組合、警察 ●住民、自主防災組織等	

【表 発災段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
雨量等の気象情報の収集	①予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 ②降雨量 ●先行雨量 ●他区域の降雨状況 ●時間雨量の変化	発表後即時 毎時(随時)	●熊谷地方気象台 ●気象庁(アメダス、雨量レーダー) ●市気象観測・河川監視システム ●市内設置の雨量計	●災害オペレーション支援システム ●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●市写真投稿システム ●インターネット等
発災情報	①河川の氾濫状況(越水、決壊箇所、時期等)、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②内水による浸水の状況 ③がけ崩れ等の土砂災害の発生状況(発生箇所、時期、種類、規模等) ④発災による物的・人的被害に関する情報 特に死傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報	発災状況の覚知後即時	●市・消防組合の調査員 ●警察、関係機関 ●市民、自主防災組織等	
	⑤都市施設の被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話通信施設等の被災状況	被災後被害概況が把握された後	●各道路管理者、ライフライン関係機関	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール等
住民の避難状況	●避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所名等)	避難収容の後	●避難所施設管理者 ●市職員 ●消防組合、警察 ●市民、自主防災組織等	●電話 ●市防災行政無線 ●消防無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●市写真投稿システム ●インターネット等

【表 復旧段階で収集する情報】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
全体的な被害状況	●地区ごとの物的・人的被害の確定値	豪雨が一応終息した段階	●市(各班)	
住民の避難に関する状況	①避難所周辺の状況(再避難等の対策の必要性)、避難住民に必要な措置事項 ②今回の災害に開設された避難所名、開設・収容・閉鎖の日時 ③食料・物資等の調達・支給状況	避難所への収容後事態が終息した段階	●市職員	●災害オペレーション支援システム ●電話 ●市防災行政無線 ●市防災アプリ ●さかろんメール ●インターネット等
都市施設の復旧の見通し	①電話等の通信機器施設の破損復旧状況 ②道路・橋りょうの破損・復旧状況 ③その他	豪雨の終息とともに即時着手	●各道路管理者、ライフライン関係機関	
その他	①応急復旧工事等の実施・進捗状況 ②消毒、大型ごみの回収の必要性 ③その他	豪雨の終息とともに即時着手	●市(各班) ●各防災関係機関	

### 第3 気象情報及び水防情報

#### 1 気象特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

【表 警報・注意報発表基準一覧表（令和2年8月6日現在 発表官署 熊谷地方気象台）】

坂戸市	府県予報区	埼玉県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南西部	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指基準	25
		土壤雨量指基準	154
	洪水	流域雨量指基準	大谷川流域=13, 飯盛川流域=9.4, 葛川流域=6.3
		複合基準 <sup>※1</sup>	飯盛川流域=(8, 8.4), 葛川流域=(14, 5.6), 越辺川流域=(18, 37.8), 高麗川流域=(12, 17.9)
		指定河川洪水予報による基準	入間川流域【小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋・野本・坂戸】荒川【熊谷】
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指基準	10
		土壤雨量指基準	100
	洪水	流域雨量指基準	大谷川流域=10.4, 飯盛川流域=7.5, 葛川流域=5
		複合基準 <sup>※1</sup>	大谷川流域=(5, 10.4), 飯盛川流域=(5, 7.5), 葛川流域=(5, 5), 越辺川流域=(5, 34), 高麗川流域=(8, 12.7)
		指定河川洪水予報による基準	入間川流域【入西・坂戸】
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最少湿度 25% 実効湿度 55%	
	なだれ		
記録的短時間大雨情報	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下 <sup>※2</sup>	
	霜	早霜・晚霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
	1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

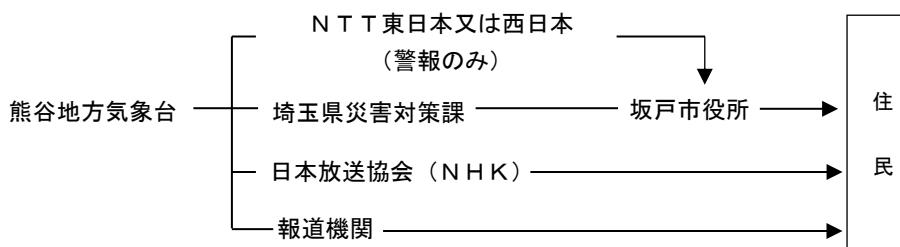
※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値 (「熊谷地方気象台及び気象庁ホームページ」より作成)

※なお、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表があるので留意する。

【表 気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が既に発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(「熊谷地方気象台及び気象庁ホームページ」より作成)



【図 気象情報の伝達系統】

## 2 水防情報

### (1) 洪水予報及び水防警報

あらかじめ指定した河川の洪水予報のうち国が管理する河川の洪水予報は、水防法第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う。市では越辺川と高麗川が該当する。

国が管理する河川の水防警報は、水防法第16条第1項により国土交通大臣及び関東地方整備局が実施することとされている。洪水予報が行われるときはその予報に基づき、予報が行われないか又は予報を待つとまがないときは、自らの判断により、予防を行う必要がある旨を警告して行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものであり、市では、越辺川と高麗川が該当する。

【表 洪水予報を行う河川と水位基準】

河川名		水位観測所名	水位 (m)			
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
市内	越辺川	入西	2.0	3.0	3.0	3.2
	高麗川	坂戸	1.0	1.5	2.8	3.4
市外※ (参考)	荒川	治水橋	7.0	7.5	12.2	12.7
		新富士見橋	-	49.1	49.23	49.69
		菅間	7.0	8.0	11.5	12.0
	入間川	小ヶ谷	2.0	2.5	2.9	3.3
		小畔川	3.0	3.5	3.6	4.2
		都幾川	2.0	3.5	3.7	4.1

※市外でも市に影響があると考えられる河川については、市外水位観測所についても参考として記載している。また、水位基準の設定はない近隣の水位観測所についても判断の参考とする。

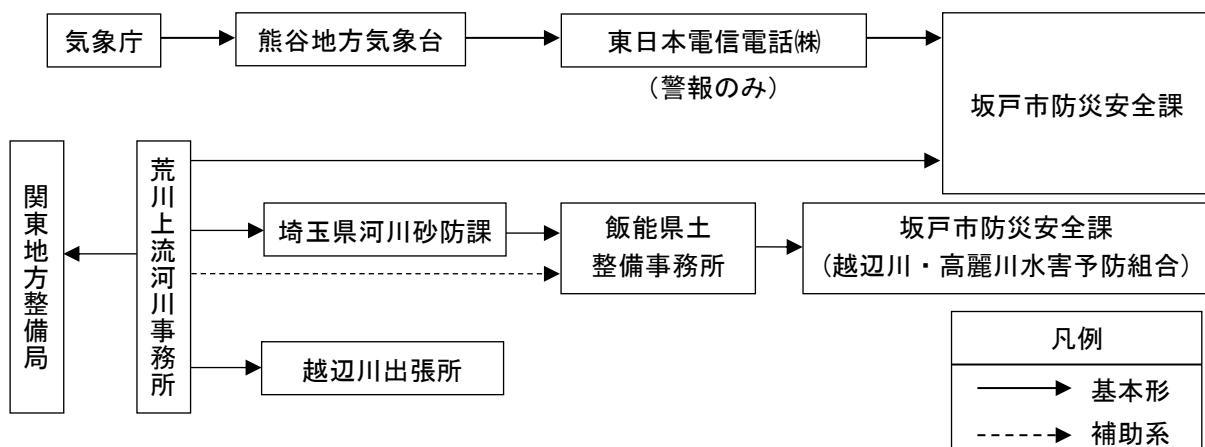
【表 洪水予報の種類、水位の名称及び行動目安】

警戒レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市及び住民に求められる行動
警戒レベル 1	(発表なし)	水防団待機水位	市：水防団の活動準備開始
警戒レベル 2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	市：水防団出動 (高齢者等避難の発令検討) 住民：洪水に関する情報に注意
警戒レベル 3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市：高齢者等避難の発令 住民：避難に時間のかかる者は避難を開始
警戒レベル 4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	市：避難指示の発令 住民：危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル 5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	市：緊急安全確保の発令、逃げ遅れた住民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導 住民：直ちに安全確保

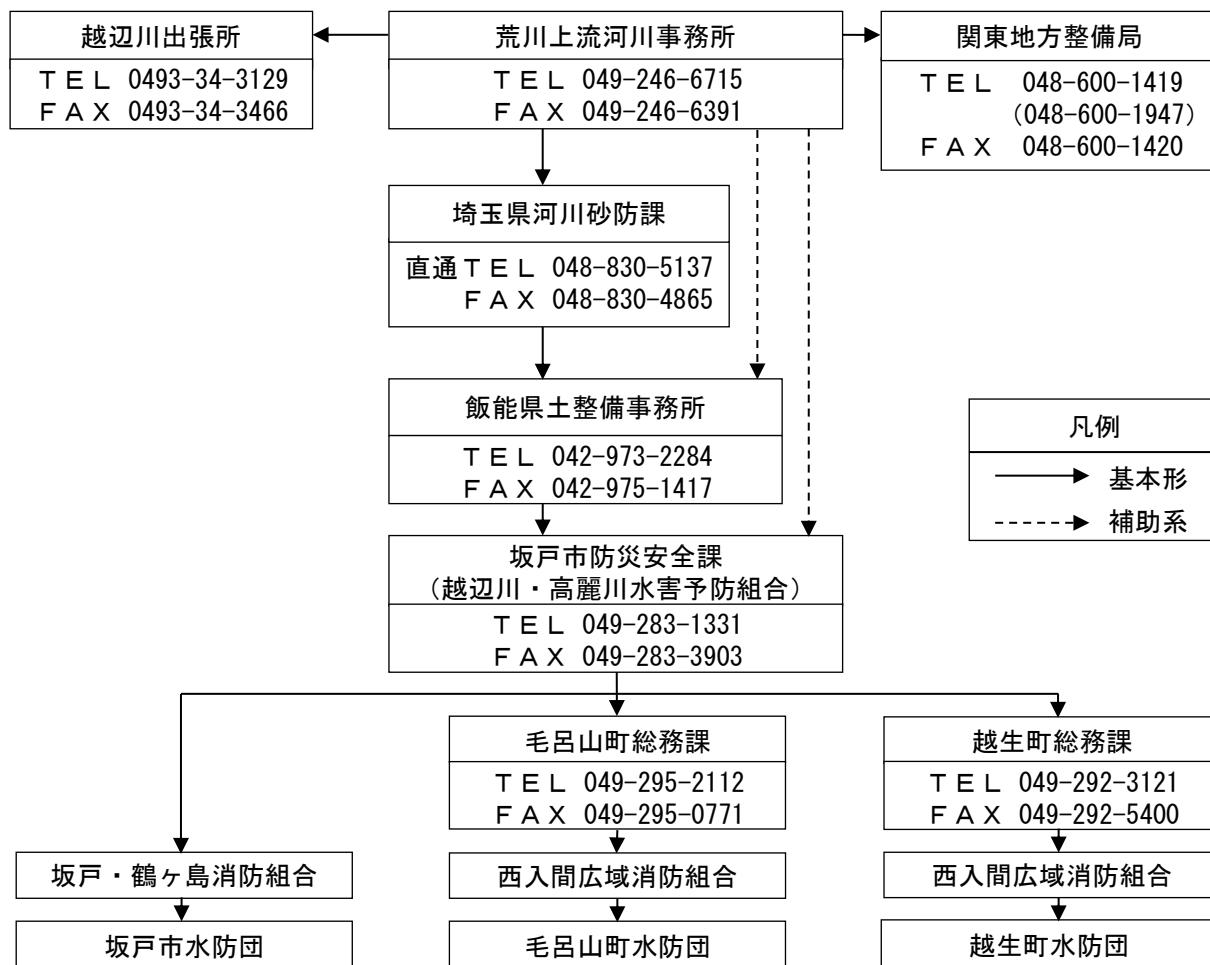
【表 水防警報の種類と発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。



【図 洪水予報伝達系統図】



【図 水防警報伝達系統図】

### 3 キキクル（警報の危険度分布）

気象庁は、警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指標」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かる危険度分布の提供をしている。

【表 大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報） ⇒土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>● 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>● 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布 ⇒浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布 ⇒洪水キキクル	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「極めて危険」（濃い紫）：重大な洪水災害が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況</li> <li>● 「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>● 「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>● 「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したもの</p> <p>を、常時10分ごとに更新している。</p>

#### 4 その他各種気象情報及び火災気象通報

各種気象情報が気象台から発表される。

また、消防法の規定により火災気象通報が気象台より、県を通じて市及び消防本部に伝達される。

**【表 各種気象情報】**

種類	概要
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間 大雨情報	県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような稀にしか観測しない雨量の雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
火災気象通報	熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。 ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む。）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。 市長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表する。

## 第4 河川水位と配備体制

越辺川と高麗川の観測所における水位と配備体制の関係は、下表のとおりである。

【表 河川水位と配備体制】

気象・水象		荒川上流 河川事務所 からの情報 洪:洪水予報 水:水防警報	市の対応
越辺川 入西 水位観測所	高麗川 坂戸 水位観測所		
水位 <b>2.0m</b>	水位 <b>1.0m</b>	水:待機・準備 →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	防災体制を構築する（情報収集体制） ●上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する。 ●庁内災害対策連絡会議を開催し、今後の方針を決定する。
●水防団待機水位に到達した場合			
水位 <b>3.0m</b>	水位 <b>1.5m</b>	洪:氾濫注意情報 水:出動 →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	防災体制を強化する（警戒体制第1配備） ●高齢者等避難の発令を判断できる体制をとる。 ●避難所開設の準備を指示する。
●氾濫注意水位に到達した場合			
水位 <b>3.0m</b>	水位 <b>2.8m</b>	洪:氾濫警戒情報 水:(状況判断) →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	防災体制を更に強化する（警戒体制第2配備） ●市長又は副市長が登庁し、高齢者等避難を発令できる体制をとる。 ●水位等の監視体制を強化する。 ●高齢者等避難を発令する。 ●避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに高齢者等避難の発令の判断を行う。
●避難判断水位に到達した場合			
水位 <b>3.2m</b>	水位 <b>3.4m</b>	洪:氾濫危険情報 水:(状況判断) →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	防災体制を更に強化する（非常体制第1配備） ●避難指示を発令する。 ●必要に応じ、ホットライン等により荒川上流河川事務所へ対象地域を確認する。 ●災害対策本部設置体制に入る。
●氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合			
概ね水位 <b>4.4m</b>	概ね水位 <b>5.3m</b>	洪:氾濫危険情報 水:(状況判断) →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	防災体制を更に強化する（非常体制第2配備） ●全職員体制に入る。
●堤防天端に水位が到達するおそれがある場合			
●氾濫が発生した場合		洪:氾濫発生情報 水:(状況判断) →毛呂山町、越生町、消防組合に連絡	●住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する。 ●水防団からの報告等により堤防の決壊等をいち早く覚知した場合には、荒川上流河川事務所、県、西入間警察署等の関係機関に通知する。できる限り被害が拡大しないよう努める。 ●必要に応じ県へ自衛隊の派遣を要請する。

## 第5 異常現象発見時の通報

「第2編第4章第1節 第2 異常現象発見時の通報（予防-30）」を参照。

## 第6 情報の伝達

### 【行政】

計画内容	担当
●気象情報及び水防情報を市民及び関係機関に速やかに伝達する。	
●水防法第15条の規定に基づき浸水想定区域内にある要配慮者利用施設には、洪水予報河川で発令された情報を電話、FAX等で速やかに伝達する。	総合政策部 総務部 関連施設担当課
●勤務時間外においても気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、当直者の配置や各課担当者への連絡先の共有等を行う。	
●通行規制予告は、降雨予測等から広域的に範囲を想定し、できる限り早めに発表を行うものとする。情報発信の際は規制日時、う回経路等も示す。	

### ◇資料

【資料\*\*\* 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設】

## 第2章 警戒段階の活動

### 第1節 水防活動

#### 第1 基本方針

台風及び集中豪雨等による家屋の浸水及び損壊並びに道路又は田畠の冠水等による損壊又は流失を警戒し、及び防御し、被害を軽減するために、水防区域の監視及び警戒並びに水防作業を実施する。

水防活動は越辺川・高麗川水害予防組合水防計画に基づき実施する。

#### 第2 水防体制

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"><li>●台風、豪雨により河川が増水し、水防警報が発せられたとき、又は河川の水防団待機水位を越え、なお上昇を続け、水防上必要があると認めるときは、水防管理者（市長）は、坂戸・鶴ヶ島消防組合及び越辺川・高麗川水害予防組合水防団に出動又は出動準備を要請する。</li><li>●出動要請の概ねの基準は、以下のとおりである。<ol style="list-style-type: none"><li>① 水防警報が発せられ、水防団員の出動を要すると認めるとき。</li><li>② 知事からの出動指示があったとき。</li><li>③ 河川の氾濫注意水位を超えると認めるとき。</li><li>④ その他必要と認めるとき。</li></ol></li></ul>	総務部 都市整備部

### 第3 河川等の監視・警戒

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p><b>1 常時監視</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水防管理者（市長）は、市職員に隨時市内河川の堤防・河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。</li> </ul>	
<p><b>2 非常警戒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水防管理者は、水防団に出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び飯能県土整備事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。</li> </ul>	総務部 都市整備部 坂戸市水防団
<p><b>3 警察への協力要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、西入間警察署に対して警察官の出動を求める。</li> </ul>	

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水害の発生に備え市からの情報に注意を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●土のうの運搬や宅地への土のうの設置等、市民でも可能な対策に取り組む。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政が実施する水防活動に協力する。</li> </ul>

## 第2節 警戒段階の活動体制

### 第1 基本方針

市は、水防団が実施する水防活動に協力するとともに、関係機関からの情報収集に努め、風水害の状況に応じて、市民に対し高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令し、避難誘導等により、被害を最小限にとどめる活動を行う。

### 第2 警戒体制第1配備の活動

大規模災害の発生が予測される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等）又は入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において氾濫注意水位に到達した場合に、総務部長と都市整備部長が協議し決定する。

#### 【行政】

計画内容	担当
<b>(1) 関係機関からの情報及び市内の状況把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●気象・降雨情報の把握・伝達（県災害対策課等）</li> <li>●水防警報の受理・伝達</li> <li>●坂戸・鶴ヶ島消防組合の情報把握→水防団長、副団長待機要請</li> <li>●市民からの電話応対</li> <li>●各課・班からの情報の整理</li> <li>●関係機関との連絡調整</li> <li>●副市長、部長の判断資料の作成</li> <li>●庁内災害対策連絡会議等への気象情報提供</li> </ul>	総務部 都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会長等への連絡、情報把握</li> <li>●バス交通の状況把握</li> </ul>	市民部
<b>(2) 職員活動体制の整備・支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●参集した職員の把握</li> <li>●職員の健康管理、非常食の配布</li> </ul>	総務部
<b>(3) 市内の現状把握、通行止め等の対策の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロール班を編成し、道路・河川の状況把握・通行止め等の実施</li> <li>●飯盛川排水機場にて待機及び監視</li> <li>●河川水位の把握、資料作成</li> <li>●荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所との連絡調整</li> </ul> <p>※都市整備部長の指示により、状況に応じて警戒体制第2配備の体制及び人数で活動することもある。</p>	都市整備部

計画内容	担当
(4) 水害常襲地の宅地、家屋及び土地区画整理区域の状況把握 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の宅地や家屋の状況や土砂災害警戒区域（多和目・西坂戸）の状況を把握 ●災害情報カードを作成し、各班から防災安全課に報告	総務部
(5) 水害常襲地の農地、事業所・工場等の状況把握 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の田畠の状況を把握 ●田畠冠水・被害一覧表及び浸水区域図を作成し、所属長から防災安全課に報告 ●パトロール班を編成し、水害常襲地の事業所工場の状況を把握 ●災害情報カードを作成し、所属長から防災安全課に報告	環境産業部
(6) 土のう、資機材の運搬、被災地での土のう積み ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●土のうの被災地への運搬 ●被災地での土のう積みの支援 ●被害状況及び活動状況を防災安全課に報告 ●必要に応じ、排水ポンプ車の出動及び水のうの設置を行う。	現地対応班

### 第3 警戒体制第2配備の活動

入西水位観測所（越辺川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）において避難判断水位に到達した場合、又は軽微な被害が発生した場合に、総務部長と都市整備部長が副市長の指示を受けて決定する。

#### 【行政・関係機関】（警戒体制第1配備から変更し、又は追加する事項）

計画内容	担当
(1) 関係機関からの情報及び市内の状況把握 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合の情報把握→水防団出動要請 ●住民の避難（避難情報）の発表に係る検討 ●避難所開設に係る検討 ●避難行動要支援者名簿及び避難行動被支援希望者登録台帳の確認	総務部 都市整備部 福祉部
(2) 各公共施設の被害状況の把握 ●各施設の被害状況を把握する。	各施設所管課
(3) 地域防災拠点及び避難所開設準備 ●河川の水位が「避難判断水位」を超える上昇するおそれがある場合は、総務部長が指定する避難場所である地域防災拠点及び避難所は、住民が避難できる体制を整え、非常体制の「地域防災拠点班」へ移行できる準備を行う。なお、河川の水位に係らず自主避難者が発生した場合は、直ちに地域防災拠点を避難所として開設し避難者の対応に当たる。 ●各避難所における開設状況や避難者数の把握	総務部長が指定する地域防災拠点及び避難所 避難所担当

## 第3節 避難・収容対策

---

### 第1 基本方針

大規模水害や土砂災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて避難情報を発令し、あらかじめ開設準備を整えた避難所に市民及び滞在者が安全かつ迅速に避難できるよう、適切な避難誘導に取り組む。

また、「第3編第3章 第2節 要配慮者の支援（震災-41）」に準じ、要配慮者に配慮した避難支援及び避難生活支援の実施を図る。

## 第2 避難情報

市長は、避難行動に時間要する要配慮者等に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を発令する。

また、避難等の意味合いを明確化するため、避難情報を次の三類型とする。

【表 避難情報の詳細】

類型	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (要配慮者等に対する避難情報)	<b>災害のおそれあり</b> 災害が発生するおそれがある状況であり、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難 <sup>※1</sup> すべき状況。	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等 <sup>※2</sup> は危険な場所から避難（立退き避難 <sup>※3</sup> 又は屋内安全確保 <sup>※4</sup> ）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<b>災害のおそれ高い</b> 災害が発生するおそれが高い状況であり、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。	<b>危険な場所から全員避難</b> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 <sup>※5</sup>	<b>災害発生又は切迫</b> (※必ず発令される情報ではない) 災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b> ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 災害から命を守るための行動

※2 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※3 指定緊急避難場所や、安全な自主的な避難先等へ移動する避難

※4 洪水等において、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自

ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階にとどまること（待避）等により、居住者等が自らの確認・判断で計画的に身の安全を確保すること。

判断の際には、少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

※5 適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をすること。

### 第3 避難情報の発令

#### 1 実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者が行う。

【表 実施責任者】

	実施責任者	根拠法令	適用災害
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第30条及び 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条	洪水及び地すべり
	市長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	災対法第30条	洪水
	警察官	災対法第61条及び 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊 自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	災害全般

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

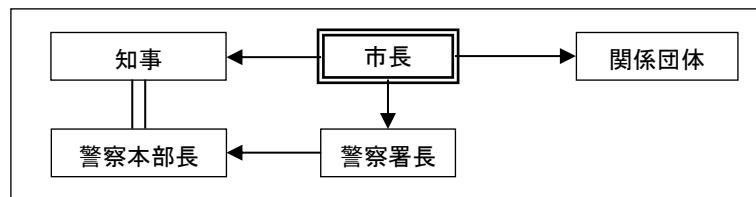
#### 2 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

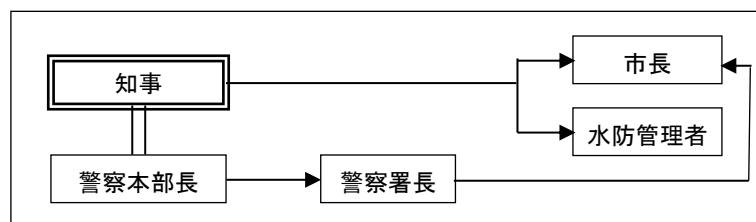
- ① 要避難対象地域
- ② 立退き先
- ③ 避難先及び避難経路
- ④ 避難理由
- ⑤ 避難時の留意事項

### 3 関係機関相互の通知及び連絡

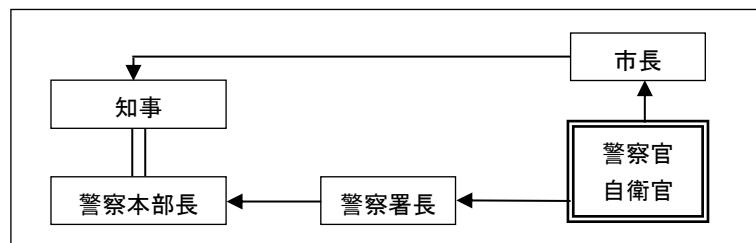
避難の指示者等は、避難のための立退きの指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知し、又は連絡する。



【図 市長が指示者の場合】



【図 知事又はその命を受けた職員が指示者の場合】



【図 警察官及び自衛官が指示者の場合】

#### 4 発令基準

避難情報の発令者は、概ね次の基準により発令する。また、必要に応じて気象台や県から助言を受ける。

##### (1) 土砂災害の場合

**【表 避難情報の発令判断基準例（土砂災害の場合）】**

種別	発令判断基準例
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔〔土砂災害〕〕）となった場合</p> <p>2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測であるため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令も検討する。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>※夜間・未明であっても、上記判断基準に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。（発令基準3、4を除く。）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当する場合や、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合</p> <p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合等</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合等</p> <p>※同一の居住者等に対して警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しないよう、発令の際に洪水等の別災害の状況も考慮した上で行う。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシューと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とするが、状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。</li> <li>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量なども状況に応じて考慮する。</li> </ul>
の避難解除情報	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。土砂災害が発生した箇所については、現地状況の確認を行い安全が確認されたときとする。判断に際しては、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めるることも検討する。

## (2) 水害の場合

【表 避難情報の発令判断基準例（水害の場合）】

種別	発令判断基準例	
	洪水予報河川：越辺川・高麗川・荒川・入間川・小畔川・都幾川	その他河川等：飯盛川・葛川・大谷川・谷治川等
以下のいずれかに該当する場合		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1：指定河川洪水予報により、越辺川又は高麗川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、越辺川又は高麗川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で、「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1：川の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>② 川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</li> <li>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> <p>2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>※水位を観測していない河川は、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>
以下のいずれかに該当する場合		
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1：指定河川洪水予報により越辺川又は高麗川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、越辺川又は高麗川の水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：川の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合</li> <li>② 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）</li> <li>③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</li> </ul> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※水位を観測していない河川や基準となる水位の設定ができない河川には、発令基準1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考</p>

種別	発令判断基準例	
	洪水予報河川：越辺川・高麗川・荒川・入間川・小畔川・都幾川	その他河川等：飯盛川・葛川・大谷川・谷治川等
	<p>※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
【警戒レベル5】緊急安全確保	<p>次のいずれかに該当する場合や、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合</p> <p>※同一の居住者等に対して警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しないよう、発令の際には土砂災害等の別災害の状況も考慮した上で行う。</p> <p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>1：越辺川又は高麗川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 (計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>2：洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になつた場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)</p>	<p>&lt;災害が切迫&gt;</p> <p>1：川の水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)に到達した場合</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</p> <p>4：大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>&lt;災害発生を確認&gt;</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)</p>
注意事項		<p>&lt;その他河川等のうち、水路・下水道における浸水が居住者等の命を脅かすと考えられる場合&gt;</p> <p>氾濫地域に対し避難情報の発令を検討する場合には、大雨警報(浸水害)の危険度分布を参考としたり、雨量を参考とした避難情報の基準を別途設定したり、突発的な浸水に備え流入先の河川水位を参考とした避難情報の基準を別途設定する。</p>
避難情報の解除	水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなつた段階を基本として、解除するものとする。	当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、かつ、当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合解除するものとする。下水道については降雨がほとんど予想されていない場合を基本として、解除するものとする。

## 第4 警戒区域の設定

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行った者は、その旨を関係機関及び住民に周知する。

【表 警戒区域の設定】

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	1 立入制限 2 立入禁止 3 退去命令	1 市長 2 警察官※ <sup>1</sup> 3 自衛官※ <sup>3</sup> 4 知事※ <sup>4</sup>	災害応急対策に従事する以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	1 立入制限 2 立入禁止 3 退去命令	1 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 2 警察官※ <sup>2</sup>	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	1 退去命令 2 出入の禁止 3 出入の制限	1 消防職員又は消防団員 2 警察官※ <sup>2</sup>	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	1 引き留め 2 避難 3 必要な措置命令	1 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

※1 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※2 指示者1に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、指示者1及び2がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

※4 知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって実施しなければならない。

## 第5 避難誘導

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 避難情報の発令の伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民に対し、避難情報の発令内容を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の発生状況               <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）。</li> <li>●災害の拡大についての今後の見通し</li> </ul> </li> <li>(2) 災害への対応を指示する情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険地区住民への避難指示</li> <li>●避難誘導や救助・救援への住民の協力を要請すること。</li> <li>●周辺河川や斜面状況への注意及び監視をすること。</li> <li>●誤った情報に惑わされないこと。</li> <li>●冷静に行動すること。</li> <li>●市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	統括班 広報班
<b>2 避難誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難に当たっては、要配慮者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。要配慮者の避難誘導については「<u>第3編第3章第2節 第2 避難行動要支援者の安全確保（震災-41）</u>」を参照する。</li> <li>●自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。</li> </ul>	現地対応班 福祉班
<b>3 避難順位及び携帯品等の制限</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行う。また、車両の移動は、人員の避難が概ね終了した後とする。</li> <li>●携帯品は、貴重品、若干の食料、携帯電話、最低限の身の回り品等、円滑な避難に支障がない最小限度とする。</li> <li>●これらの内容をあらかじめ住民に周知する。</li> </ul>	現地対応班

**【市民】**

計画内容
●地域支援者及び安否確認協力者は、避難情報を把握し、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

**【福祉施設等】**

計画内容
●福祉施設の管理者は、避難情報に基づき、利用者の避難誘導を行う。

**【表 市民への伝達手段】**

区分	伝達手段	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
全域	防災行政無線	○	○	○
	緊急速報メール（エリアメール）	○	○	○
	市防災アプリ・SNS（市公式ツイッター等）	○	○	○
	さかろんメール	○	○	○
	報道機関による報道	○	○	○
発令地区	広報車による巡回	○	○	○
	行政区連絡網	○	○	○
	（自主防災組織連絡網・メール等）	(○)	(○)	(○)
	坂戸市水防団による各戸口頭	—	○	○
	要配慮者施設への電話連絡	○	○	○

**第6 避難所の開設・運営**

「第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）」、「第4 避難所の管理運営（震災-38）」に準じる。なお、避難所は、避難者が少ない場合は、地域防災拠点に開設する。

また、洪水時には一部の避難場所の2階以上を一時的な避難場所として開放する。

さらに、浸水状況により、災害時における相互応援に関する協定に基づき、必要に応じて、近隣市町に一時的な避難のために避難場所及び避難所の開設を要請する。

**第7 広域避難・広域一時滞在****[大規模水害の場合]**

浸水の規模によっては市内の避難場所及び避難所のみでは対応が間に合わない可能性がある。必要な場合は、広域避難・広域一時滞在の措置を行う。詳細は「第3編第3章第1節 第5 広域避難・広域一時滞在（震災-40）」に準じる。

## 第4節 土砂災害対策

### 第1 基本方針

市では、2か所の急傾斜地崩壊危険箇所が、平成26年3月に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されたことから、県と熊谷地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報等を基に、住民の安全な避難誘導を図る。

### 第2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

#### 1 土砂災害警戒情報

【警戒レベル4に相当】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長による避難情報の発令判断、防災活動及び住民への自主避難の判断等に利用することを目的として、熊谷地方気象台と県によって市へ通知・連絡される。

##### ① 発表基準

- 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

##### ② 解除基準

- 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

#### 2 土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

### 第3 情報の収集及び伝達

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集及び伝達を行う。</li> <li>●土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示及び伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される区域の住民に対しては、戸別伝達に努める。</li> <li>●土砂災害警戒等区域を含む自治会長や要配慮者利用施設の管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、把握している時間雨量と累加雨量等の情報を、電話、FAX等により伝達する。</li> <li>●提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報等適時適切なタイミングで情報提供を行う。</li> <li>●避難支援等関係者は、避難行動要配慮者に情報を伝達し、安否確認を行う。</li> </ul>	総合政策部 総務部 都市整備部  坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市水防団 西入間警察署

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難支援等関係者は、避難行動要配慮者に情報を伝達し、安否確認を行う。</li> </ul>

## 第4 避難誘導

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ適切な行動をとり、避難するよう具体的な指示を行う。	総務部 福祉部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団
●要配慮者は、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難に努める。	
●避難行動被支援希望者登録台帳の登録者は、個別支援計画に基づき地域支援者、安否確認協力者による避難誘導を依頼する。	
●避難支援等関係者は、避難情報を把握し、個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難誘導を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市水防団 西入間警察署

### 【市民】

計画内容
●避難支援等関係者は、避難情報を把握し、個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難誘導を行う。

## 第5 避難所の開設・運営

「第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）」、「第4 避難所の管理運営（震災-38）」に準じる。

## 第6 二次災害の防止

### 【行政】

計画内容	担当
●降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施する。	
●安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施する。	
●降雨継続時における崩壊危険箇所については、その周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等安全に留意した再崩壊防止措置を実施する。	総務部 こども健康部 福祉部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市水防団
●人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から順次に県へ連絡する。	
●発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止及び軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民及び関係機関に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。	
●気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報や、安否情報、ライフライン、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者に役立つ情報等を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した情報の伝達を行う。	

## 第3章 発災段階の活動

### 第1節 発災段階の活動体制

#### 第1 基本方針

水害常襲地の被害の発生や堤防の決壊等による被害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、被害を最小限にとどめる活動を行うとともに、被災者の生活を支援する。

#### 第2 非常体制第1・第2配備の活動

水害常襲地において被害が発生し、拡大のおそれがある場合又は発生のおそれがある場合、庁内災害対策連絡会議で協議し、市長が災害対策本部の設置を決定する。非常体制第1配備は、活動に必要な要員を配備し、非常体制第2配備は、職員全員を配備する。

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<b>1 災害対策本部における活動方針の決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況に応じた対策の検討・決定</li> <li>●関係機関との連携の検討・決定</li> <li>●避難、誘導方針の検討、決定</li> </ul>	災害対策本部
<b>2 水防本部の設置と構成町・水防団との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●越辺川・高麗川水害予防組合水防本部の設置</li> <li>●毛呂山町及び越生町との連携</li> <li>●水防団との連携</li> </ul>	水防本部
<b>3 職員活動体制の整備・支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●統括班に提出された報告書により、参集した職員の把握</li> <li>●職員の健康管理、非常食の配布</li> </ul>	職員班
<b>4 市内の状況を把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会長との連絡、情報把握</li> <li>●市民の電話応対・情報受付</li> <li>●被害情報の収集・整理</li> <li>●気象情報等の把握と情報提供</li> <li>●台風情報等の防災情報掲示板への掲示</li> <li>●バス交通の状況把握</li> </ul>	情報班
<b>5 広報活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民への情報提供</li> <li>●報道機関等への対応</li> <li>●被災状況をホームページに掲載</li> </ul>	広報班

計画内容	担当
<b>6 市内の現況把握</b> <p>(1) 道路・河川被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロール班を編成し、道路・河川の状況把握・通行止め等の実施</li> <li>●飯盛川排水機場において待機及び監視</li> <li>●河川水位の把握、資料作成</li> <li>●荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所との連絡調整</li> <li>●閉鎖基準に基づき陸閘を閉鎖する。</li> </ul>	土木班
<p>(2) 産業被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロール班を編成し、水害常襲地の田畠や事業所、工場の被害状況を把握</li> </ul>	被害調査班 (産業)
<p>(3) 住宅被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●パトロール班を編成し、水害常襲地の宅地や家屋の被害状況や土砂災害警戒区域（多和目・西坂戸）の状況を把握</li> <li>●避難情報が発令された場合、警察・消防と協力して担当区域の住民の避難誘導</li> </ul>	被害調査班 (住宅)
<p>(4) 災害救助艇による救助の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●逃げ遅れた住民が発生した場合、災害救助艇による救助の実施</li> </ul>	現地対応班 坂戸・鶴ヶ島消防組合
<b>7 被災者、要配慮者の支援</b> <p>(1) 医療救護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医師・看護師の派遣要請・各救護所（地域防災拠点）への派遣</li> <li>●統括班の指示により各救護所へ保健師を派遣、救護係の援護</li> <li>●「第3編第1章第3節 第3 医療救護（震災-10）」を準用</li> </ul>	保健衛生班 坂戸鶴ヶ島医師会医療救護班
<p>(2) 高齢者・障害者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関等への避難行動要支援者名簿の提供の検討、提供</li> <li>●市内高齢者・障害者福祉施設の状況把握</li> </ul>	福祉班 (高齢者・障害者)
<p>(3) 乳幼児等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各保育園・児童センターの状況把握</li> <li>●各保育園の給食調理員の避難所への派遣</li> </ul>	福祉班 (乳幼児)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●各児童センター：園児の保護者への引渡しまでの安全確保</li> <li>●各保育園：園児の保護者への引渡しまでの安全確保 災害対策従事者（行政・警察・消防・自衛隊職員等）の子供の保育継続</li> </ul>	福祉班（各施設職員）
<b>8 文教施設の安全確認及び避難所の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園の状況把握</li> <li>●各小・中学校及び高校、大学の状況把握</li> <li>●地域防災拠点・避難所の支援、避難者数の把握</li> <li>●各所管施設の状況把握</li> </ul>	文教班 避難所班

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園：園児の保護者への引渡しまでの安全確保</li> <li>●各施設：施設の状況把握、利用者の安全確保</li> <li>●危機管理マニュアル及び避難確保計画に従い、時機に沿った行動の実施</li> <li>●「<u>第3編第4章 第8節 文教・保育対策（震災-79）</u>」を参照</li> </ul>	文教班（各施設職員）
<p><b>9 物資の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食料、生活必需品等必要物資の把握</li> <li>●市内業者、協定締結団体、県への調達要請</li> <li>●「<u>第3編第4章第1節 第3 食料の供給（震災-55）、第4 生活必需品の供給（震災-57）</u>」を準用</li> </ul>	物資班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●断水した地域への給水</li> <li>●「<u>第3編第4章第1節 第2 飲料水の供給（震災-53）</u>」を準用</li> </ul>	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
<p><b>10 衛生・廃棄物・遺体対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「坂戸市災害時における衛生行動計画」に基づく対策の実施</li> <li>●「坂戸市災害時における遺体の埋火葬計画」に基づく対策の実施</li> <li>●「坂戸市災害廃棄物処理計画」に基づく対策の実施</li> <li>●「<u>第3編第4章第3節 第4 生活ごみ処理及び災害廃棄物の処理（震災-65）</u>」を準用</li> </ul>	環境衛生班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大谷川等下水道施設の監視、溢水対策</li> </ul>	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、広域へのし尿処理協力要請</li> <li>●「<u>第3編第4章第6節 第5 下水道施設（震災-75）</u>」を準用</li> </ul>	坂戸地区衛生組合
<p><b>11 被災地、各班の応援体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●府内の車両の配備</li> <li>●物資の輸送</li> <li>●「<u>第3編第4章 第2節 緊急輸送対策（震災-59）</u>」を準用</li> </ul>	輸送班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●補充土のうの作製、被災地への運搬</li> <li>●被災地での土のう積み、活動の支援</li> </ul>	現地対応班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●統括班の指示により、各班の支援</li> <li>●議員への対応</li> </ul>	支援班
<p><b>12 被害状況に応じた復旧対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応急修理支援の検討・実施</li> <li>●応急仮設住宅設置の検討・実施</li> <li>●障害物の除去の検討・実施</li> <li>●「<u>第3編第4章 第7節 応急仮設住宅対策（震災-77）</u>」を準用</li> </ul>	被害調査班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明願の発行</li> <li>●「<u>第8編第4章 第3節 罹災証明書の発行（復旧-7）</u>」を準用</li> </ul>	統括班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明書の発行</li> <li>●「<u>第8編第4章 第3節 罹災証明書の発行（復旧-7）</u>」を準用</li> </ul>	家屋調査班
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活相談</li> <li>●貸付金の受付</li> <li>●「<u>第8編第4章 第1節 市民の生活確保（復旧-6）</u>」、「<u>第8編第4章 第5節 経済的援護（復旧-10）</u>」を準用</li> </ul>	市民生活班

計画内容	担当
●義援金受入れ、配分 ●「 <u>第8編第4章 第4節 義援金・義援物資の受入配分（復旧-9）</u> 」を準用	福祉班
●復旧対策の調整、予算措置	企画財政班

### 第3 決壊時の水防措置

水防活動は越辺川・高麗川水害予防組合水防計画に基づき実施する。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<b>1 通報・出動要請</b> (1) 通報 ●水防管理者又は坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を荒川上流河川事務所長（国土交通省直轄管理区間の場合）、飯能県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合
(2) 警察官の出動要請 ●堤防等が決壊又はこれに準すべき事態が予想されるときは、水防管理者は、西入間警察署長に対して警察官の出動を要請する。	水防管理者
(3) 居住者等の水防義務 ●水防管理者又は坂戸・鶴ヶ島消防組合消防長は、必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。 ●該当地区の自主防災組織代表者と連絡を取り、情報を把握する。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合 統括班
<b>2 避難のための立退き</b> (1) 立退き ●知事は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めるときは、立退きを指示する。	県知事
(2) 立退き予定地等の居住民への周知 ●立退き予定地、経路及び可能なる処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底させる。	水防管理者 坂戸・鶴ヶ島消防組合
(3) 立退きの通知 ●水防管理者が立退き指示をする場合は、直ちに知事及び西入間警察署長に通知する。	水防管理者
<b>3 水防解除</b> ●水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、一般住民に周知し、知事に対して報告を行う。	水防管理者

## 第2節 救急救助体制

「第3編第1章 第3節 救急救助体制（震災-9）」に準じる。

### [大規模水害の場合]

市内では浸水が3日以上継続する区域が多くあり、逃げ遅れにより長期間孤立する者が発生する可能性がある。県等と連携のもと、ボートやヘリコプター等により孤立者の所在確認及び救助を行う。

## 第3節 応援要請・要員確保

「第3編第1章 第4節 応援要請・要員確保（震災-13）」に準じる。

### [大規模水害の場合]

必要な人員・資機材等が不足する可能性があるため、他市町村や関係団体等への応援要請は時期を逃さず行う。

## 第4節 応援の受入れ

「第3編第1章 第5節 応援の受入れ（震災-16）」に準じる。

## 第5節 自衛隊の派遣

「第3編第1章 第6節 自衛隊の派遣（震災-20）」に準じる。

## 第6節 救助法の適用

「第3編第1章 第7節 救助法の適用（震災-23）」に準じる。

## 第7節 被災生活の支援

「第3編 第4章 被災生活の支援（震災-53）」の各節に準じ、対応を行う。

### [大規模水害の場合]

水が引いた直後には大量の災害廃棄物が発生するため、市民と協力のもと分別回収を行い、衛生の観点から早期処分を行う。

# 第5編 その他の災害対策編

## 第1章 自然災害対策

### 第1節 竜巻・突風等災害対策

#### 第1 基本方針

近年、竜巻や突風による被害は拡大しており、県においても平成25年9月に発生した竜巻は、越谷市、松伏町、さいたま市で県内過去最大級の被害となった。同年9月の台風第18号における竜巻も、熊谷市で人的被害や建物被害をもたらした。本市では、平成27年9月に紺屋地内で突風により住家の屋根瓦が破損している。以降も、県内各地で被害を伴う竜巻等が発生している。

竜巻や突風は、台風や大雨と比較すると発生する頻度は低いが、予測が困難であることから、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

#### 第2 予防対策

##### 1 竜巻・突風の発生、対処に関する知識の普及

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●竜巻や突風の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。</li> <li>●竜巻注意情報や情報が発表されたときの対応について、熊谷気象台や県と協力し、市民への普及を図る。</li> <li>●竜巻・突風等が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の市民等への普及を図る。</li> <li>●ホームページや広報紙等で、対処法を分かりやすく掲示する。</li> <li>●危機管理マニュアルにより、竜巻・突風対策を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 竜巻や突風発生のメカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻や突風へ備える姿勢を育てる。</li> <li>② 竜巻や突風から身を守る適切な避難行動を理解させる。</li> <li>③ 安全管理運営体制の充実を図る。</li> </ul> </li> </ul>	総務部
	小・中学校

## 【市民・企業・事業所】

計画内容
●竜巻や突風への理解を深め、気象情報等に注意を払う。
●竜巻や突風から身の安全を守るため、竜巻や突風等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。
〔竜巻から命を守るためにの対処法〕 頑丈な建物への避難／窓ガラスから離れる／壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む／避難時は飛来物や電柱・樹木の倒壊に注意する

【表 気象庁による竜巻に関する情報】

用語	概要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に對して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。後述の竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表される。現地の目撃情報を基に判断し発表される場合もある。
竜巻発生確度ナウキャスト	10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を提供する情報。実況と1時間先までの予測を提供しており、10分ごとに更新される。発生確度は以下の2種類に分けられる。 ① 発生確度2：竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。(適中率7~14%、捕捉率50~70%) ② 発生確度1：竜巻等の激しい突風が発生する可能性がある。(適中率1~7%、捕捉率80%程度)

## 【参考資料：竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

(出典：竜巻等突風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき、(C) 竜巻の接近を認知したときには、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	○空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ○竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5~10分程度ごと)に確認する。 ○安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹(ひょう)が降り出す、冷たい風が吹き出す等	○野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ○屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。

状況の時系列的変化	対処行動例
<p>(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴)</p> <p>①雲の底から地上に伸びるろうと 状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴー というジェット機のような轟音 や耳に異常を感じるほどの気圧 の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからな いとき、屋内で外が見えないと は③の特徴により認知する。</p>	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 (屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○窓から離れる。</li> <li>○窓の無い部屋等へ移動する。</li> <li>○部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</li> <li>○地下室か最下階へ移動する。</li> <li>○頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。</li> </ul> <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○近くの頑丈な建物に移動する。</li> <li>○頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるよう な物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。</li> <li>○強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあ るので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。</li> </ul>

### 【参考資料：市町村単位での情報の付加】

(出典：竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）)

<p>(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。</li> <li>○なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。</li> </ul>
<p>(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意とともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。</li> <li>○気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹（ひよ う）が降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い 降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。</li> <li>○竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度 1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャスト は、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれてい るかどうかは目視により判断する。</li> </ul>
<p>(情報伝達)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等 の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。</li> </ul>
<p>(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の 範囲に入ったときにおける対応</p>
<p>(情報伝達)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨や雹（ひよ う）が降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発 生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災 行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起及び住民の対処行動の2点がある。以 下に情報伝達の例文を示す。</li> </ul>

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

#### (D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

##### (情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がるこことが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。)

## 2 被害予防対策

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。	環境産業部
●防災上重要な施設や学校、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策を進める。	各施設
●鉄道事業者は、突風による脱線事故の防止対策を推進する。	東武鉄道株式会社

### 【市民】

計画内容
●住宅の窓ガラスの破損防止や屋内の退避場所を確保する。

### 【企業・事業所】

計画内容
●竜巻や突風発生時の従業員の安全対策を進める。

### 3 情報収集・伝達体制の整備

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●竜巻や突風等が発生又は発生する可能性が高まった際の市民等への伝達体制の整備、竜巻・突風等の通報制度の検討を行う。</li> <li>●住民への伝達体制は、以下のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市防災アプリ、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。</li> <li>② 防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。</li> </ul> </li> <li>●市や防災関係機関の職員から、竜巻や突風等の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻や突風等の迅速な捕捉を検討する。</li> </ul>	総合政策部 総務部

#### 【市民・企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●目撃情報を迅速に行政に連絡する。</li> </ul>

## 第3 応急対策

### 1 気象情報への対処

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●竜巻注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときは、気象変化や竜巻注意情報等のその後の発表に注意する。</li> <li>●県に竜巻注意報が発表されたときは、気象の変化と竜巻発生確度ナウキャストを確認する。</li> </ul>	総務部

### 2 情報伝達及び活動体制

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●竜巻や突風等が発生又は発生する可能性が高まった際、防災行政無線や市防災アプリ、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等を活用し、市民に適切な対処を促すための情報を伝達する。</li> <li>●利用者が多く、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、早急に情報伝達を行う。</li> <li>●竜巻や突風被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、対応する配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。</li> </ul>	総務部

## ◇資料

【資料\*\*\* (参考) 市町村単位での情報の付加】

## 3 異常現象発見時の通報

災対法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

方法は、「第2編第4章第1節 第2 異常現象発見時の通報（予防-30）」に準じる。

## 4 各種応急対策

## 【行政】

計画内容	担当
(1) 救助の適切な実施 ●被害の規模に応じて適切な救助を実施する。 ●具体的な実施方法は、「 <u>第3編第1章 第7節 救助法の適用（震災-23）</u> 」に準じる。	避難所担当 学校教職員 現地災害対策本部担当
(2) がれき処理 ●竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 ●具体的な実施方法は、「 <u>第3編第4章第3節 第4 生活ごみ処理及び災害廃棄物の処理（震災-65）</u> 」に準じる。	環境衛生班
(3) 避難所の開設・運営 ●竜巻や突風等により自宅で生活できない被災者に対し、避難所を開設し迅速に収容する。 ●具体的な実施方法は、「 <u>第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）</u> 」、「 <u>第4 避難所の管理運営（震災-38）</u> 」に準じる。	避難所担当 学校教職員 現地災害対策本部担当
(4) 応急仮設住宅対策 ●竜巻や突風等の被災者に対して、被災住宅及び応急仮設住宅対策を行う。 ① 被害認定及び罹災証明書の発行 ② 被災住宅の応急修理の実施 ③ 県が供給する応急仮設住宅の維持管理 ④ 住宅関係障害物の除去 ●具体的な実施方法等については、「 <u>第3編第4章 第7節 応急仮設住宅対策（震災-77）</u> 」に準じる。	総合政策部 総務部 都市整備部
(5) 道路の応急復旧 ●竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。	都市整備部

## 第4 復旧対策

市民の早期生活再建を図る。

### 【行政】

計画内容	担当
<p><b>1 被害認定の適切な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●竜巻・突風等による被害認定を迅速かつ適切に行う。</li><li>●具体的な実施方法等については、「<u>第8編第4章 第3節 罹災証明書の発行（復旧-7）</u>」に準じる。</li></ul>	
<p><b>2 被災者支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施する。</li><li>●具体的な実施方法等については、「<u>第8編 第4章 民生安定のための緊急措置（復旧-6）</u>」に準じる。</li></ul>	総務部

## 第2節 火山噴火降灰災害対策

---

### 第1 基本方針

---

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、県内では最大で2～10cmの火山灰堆積の可能性があるエリアに県南地域が入っているほか、本市も含めたその他の地域で2cm未満の降灰が予想されている\*。浅間山については、大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄から深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるものとする。

\*富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによる。

### 第2 予防対策

---

#### 1 火山噴火に関する知識の普及

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山現象や前兆現象に関する知識の普及・啓発を図る。</li> <li>●火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準の周知を図る。</li> <li>●降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知を図る。</li> </ul>	総務部

##### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象庁が発表する火山情報を理解し、噴火が発生した場合の行動を身につける。</li> <li>●自分の住む地域の降灰の予測状況を把握する。</li> <li>●マスク、ゴーグル、水、食料等を用意しておく。</li> </ul>

##### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員は、気象庁が発表する火山情報を理解し、噴火が発生した場合の行動を身につける。</li> <li>●企業・事業所が立地する地域の降灰の予測状況を把握する。</li> <li>●従業員のためにマスク、ゴーグル等を用意しておく。</li> </ul>

### 【噴火警報・予報、降灰予報】

#### ○噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲：居住地域／火口周辺／周辺海域）」等を明示して発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

#### ○噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用される。

【表 火山噴火に関する警報（噴火警戒レベルが運用されている火山）】

名称	警戒が必要な範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報 (周辺海域)	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

【表 火山噴火に関する警報（噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合）】

名称	警戒が必要な範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

【表 埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況】

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

### ○噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

### ○降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

種類	概要
降灰予報	○噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表 ○18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
	○噴火が発生した火山 <sup>※1</sup> に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表 ○噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
	○噴火が発生した火山 <sup>※2</sup> に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表 ○噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

#### ○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取れるように、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する。）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### ○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### ○噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

#### ○火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

#### ○火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

## 2 事前対策の検討

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民の健康管理	こども健康部
●公共施設の空調機器の安全対策	各施設所管課
●視界不良時の交通安全対策	都市整備部
●農産物等への被害軽減対策	環境産業部
●降灰処理対策	
●上下水道施設への影響の軽減対策	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

## 3 食料、水、生活必需品の備蓄

### 【行政】

計画内容	担当
●富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。	総務部

### 【市民】

計画内容
●食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄を進める（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）。

### 【企業・事業所】

計画内容
●従業員が帰宅困難になることを想定して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める。

## 第3 応急対策

### 1 応急活動体制

#### 【行政】

計画内容	担当
●降灰による被害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努め、必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。	
●災害対策本部設置体制は、「 <u>第3編第1章第2節 第4 非常体制(震災-3)</u> 」に準じる。	統括班

## 2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関の緊密な連携の下、情報を迅速かつ的確に把握する。

### 【行政】

計画内容	担当
●気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市域に降灰があったときは、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況やとるべき行動を市民等へ周知する。	統括班 広報班
●発信手段は、「 <u>第3編第2章 第2節 広報広聴活動（震災-30）</u> 」に準じる。	
●降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、県災害オペレーション支援システム等で県に伝達する。	

## 3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を収容するため避難所を開設・運営する。

### 【行政】

計画内容	担当
●避難所の運営に当たっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。	保健衛生班
●大量降灰等で浄水場の浄水処理能力が低下し、配水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立する。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
●具体的な実施方法は、「 <u>第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）</u> 」、「 <u>第4 避難所の管理運営（震災-38）</u> 」に準じる。	避難所担当 文教班 現地災害対策本部担当

## 4 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

### 【行政】

計画内容	担当
●降灰による被害の状況及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。	土木班
●具体的な実施方法等は、「 <u>第3編第4章 第2節 緊急輸送対策（震災-59）</u> 」、「 <u>第6節 ライフライン施設対策（震災-73）</u> 」に準じる。	

## 5 農業者への支援

### 【行政】

計画内容	担当
●農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。	被害調査班 (産業)
●火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。	

## 6 降灰の処理

火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

### 【行政】

計画内容	担当
●道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。	土木班
●一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。	環境衛生班
●宅地など各家庭から排出された灰の回収を実施する。	
●県と火山灰の一時仮置場を事前に選定し、設置する。	
●一時仮置場からの搬送は、県と協議し対応する。	

### 【市民】

計画内容
●宅地等に堆積した降灰はポリ袋、レジ袋等に集め、市が指定する場所に出す。

### 【企業・事業所】

計画内容
●各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの運搬は、各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

## 第3節 雪害対策

---

### 第1 基本方針

---

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多く、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪量となり、市でも46cmを記録した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後もこのような大雪が頻発するおそれがある。

そのため、大量の降雪により発生する各種雪害（積雪灾害（交通途絶）、雪圧灾害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷灾害（架線切断）、吹雪灾害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

### 第2 予防対策

---

#### 1 雪害対策の普及と備蓄の促進

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、普及啓発及び広報に努める。</li> <li>●大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。</li> <li>●備蓄等の具体的な実施方法等は、「<u>第2編第5章 第1節 物資・資機材・用地等の確保（予防-45）</u>」に準じる。</li> </ul>	総務部

##### 【市民・企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じる。</li> <li>●雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛けるものとする。</li> </ul>

## 2 情報通信体制の充実強化

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。</li> <li>●市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について市民への周知に努める。</li> <li>●県災害オペレーション支援システムにより、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県や関係機関と共有する。</li> <li>●具体的な実施方法は、「<u>第2編第4章第1節 情報収集・連絡・伝達体制の確保（予防-28）</u>」に準じる。</li> </ul>	総合政策部 総務部

### 【市民・企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●最新の気象情報に注意を払い、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようとする。</li> </ul>

## 3 雪害における応急対応力の強化

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雪災害に対応するため、県が作成する事前行動計画を共有する。</li> <li>●救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。</li> </ul>	総務部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 4 避難所の確保

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所を確保する。</li> <li>●具体的な実施方法は「<u>第2編第4章第2節 第5 避難所の運営計画（予防-35）</u>」に準じる。</li> </ul>	総務部

## 5 建築物の雪害予防

### 【行政】

計画内容	担当
●市役所庁舎や学校など防災活動の拠点施設の雪害に対する安全性確保に配慮する。	各施設所管課
●商業施設・駅など不特定多数の者が利用する施設に対し、雪害に対する安全性確保に配慮するよう周知する。	総務部
●社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設に対し、雪害に対する安全性確保に配慮するよう周知する。	こども健康部 福祉部

### 【市民・企業・事業者】

計画内容
●新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。
●毎年降積雪期前に建物の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

## 6 道路交通の雪害予防

### 【行政】

計画内容	担当
<p>(1) 道路交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、除雪実施体制を整備し、迅速に除雪を行うとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。</li> <li>●道路管理者は、協定締結団体に対し、降雪期に入る前の除雪機械、附属品等の事前点検整備を依頼する。</li> </ul> <p>(2) 積雪量の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●区・自治会長や協定締結団体に主要道路の積雪量の観察、報告を依頼しておく。</li> </ul> <p>(3) 雪捨て場の事前選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、運搬排雪作業に備えて適切な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、関係者と協議を行い、発災時の連携を図る。</li> </ul> <p>(4) 関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制を確立する。</li> <li>●異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（緊急防災道路等）を選定し、管内関係機関で共有しておく。</li> </ul>	都市整備部

## 7 鉄道等交通の雪害予防

### 【関係機関】

計画内容	担当
●公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。	東武鉄道株式会社 県バス協会

## 8 ライフライン施設の雪害予防

### 【関係機関】

計画内容	担当
●ライフライン事業者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。	
●ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に、利用者や関係機関等に対し提供できるよう、連携体制の強化を図る。	ライフライン事業者

## 9 農林水産業に係る雪害予防

### 【行政】

計画内容	担当
●雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。	環境産業部
●積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等を支援する。	

## 第3 応急対策

### 1 応急活動体制

積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と連携を図り、必要に応じ災害対策本部を設置する。

### 【行政】

計画内容	担当
●体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にし、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。	統括班

## 2 情報の収集・伝達・広報

### 【行政】

計画内容	担当
(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 ●具体的な実施方法等は、「第4編第1章 第2節 災害情報の収集・伝達（風水害-5）」に準じる。	
(2) 積雪に関する被害情報の伝達 ●人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、県災害オペレーション支援システム等により、把握できた情報を遅滞なく県に報告する。	
(3) 市民への情報発信 ●気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、降雪状況、積雪の予報等について市民等へ周知する。 ●異常な積雪が発生し、又は発生する可能性が高まった際の周知方法は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。 ●交通事業者及び鉄道事業者は、運転見合わせ等が見込まれる場合、市等と連携しながら広く市民に周知する。	統括班 広報班
(4) 積雪に伴い取るべき行動の周知 ●大量の積雪が見込まれるときにとるべき行動を、市民に周知する。	

## 3 避難所の開設・運営

### 【行政】

計画内容	担当
●気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設を行う。	避難所担当
●具体的な実施方法は、「第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）」、「第4 避難所の管理運営（震災-38）」に準じる。	避難所班 現地災害対策本部担当

## 4 医療救護

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●積雪に伴う負傷者等に対応する医療救護活動を実施する。	
●透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。	保健衛生班
●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、医療機関と相互に連携し、迅速な救急搬送を実施する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 5 道路・交通機能の確保

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p>(1) 効率的な除雪</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとに定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。</li> <li>●道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。</li> <li>●道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。</li> <li>●道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</li> </ul>	
<p>(2) 除雪の応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保について要請する。</li> <li>●協定締結団体は、市から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。</li> <li>●除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレーター等の宿泊施設の確保について配慮する。</li> </ul>	土木班

## 6 ライフラインの確保

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講じる。</li> <li>●ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。</li> <li>●ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供し、又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。</li> </ul>	ライフライン事業者 土木班

## 7 地域における除雪協力

### 【市民・企業・事業所】

計画内容
●積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や、通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

## 第4 復旧対策

市民の早期生活再建を図る。

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 農業復旧支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●農作物や被覆施設等の被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講じる。</li> <li>●具体的な実施方法等については、「<u>本章 第4節 農作物等災害対策（その他-22）</u>」に準じる。</li> </ul>	総務部 環境産業部
<b>2 被災者支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報を実施する。</li> <li>●具体的な実施方法等については、「<u>第8編第4章 民生安定のための緊急措置（復旧-6）</u>」に準じる。</li> </ul>	

## 第4節 農作物等災害対策

### 第1 基本方針

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

### 第2 応急対策

#### 1 注意報及び警報の伝達

##### 【行政】

計画内容	担当
●県災害オペレーション支援システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は川越農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により速やかにいるま野農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。	総合政策部 総務部 環境産業部

#### 2 農業災害対策

##### 【行政】

計画内容	担当
(1) 被害状況の把握 ●いるま野農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。 (2) 農業用施設応急対策 ●農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。 (3) 農作物応急対策 ●農作物の被害を最小限に食い止めるため、川越農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。 ●病虫害が発生した場合には、県病害虫防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。 ●台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。	環境産業部

### 3 畜産災害対策

【行政】

計画内容	担当
<p>(1) 被害状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。</li> </ul> <p>(2) 家畜伝染病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、川越家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設及び病畜並びに死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。</li> </ul> <p>(3) 飼料の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●畜産農家から飼料のあっせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあっせんを要請するなど飼料の確保に努めるとともに、災害時の飼料における品質管理の徹底等の指導を行う。</li> </ul>	環境産業部

## 第2章 事故災害対策

### 第1節 火災対策

#### 第1 基本方針

坂戸市消防団は、地域の実情をよく把握していることから消防活動においては大きな役割を担っている。しかし、地区によっては団員不足もあり、これまで以上に市民との協力・連携を強化する必要がある。

そのため、地域における火災予防に関する各団体の連携を強化するとともに、火災が起きにくい環境づくりを進める。

市民、企業・事業所、行政及び消防機関が連携し、火災が発生した場合の初期消火体制の充実を図り、被害の拡大を防ぐ。

### 第2 火災予防対策

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の不燃化など、災害に強いまちづくりを推進する。</li> <li>●密集市街地等の環境改善に努める。</li> </ul>	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災の発生を防止するため、防火管理者への適切な指導や予防査察・危険物の安全指導等に努める。特に、商業地や密集市街地における火災の発生防止を図るため、啓発活動に努める。</li> <li>●地域の防災リーダーとしての活動が期待される坂戸市消防団の団員確保や、育成・強化に努める。</li> <li>●大規模な工場や事業所、少年消防クラブや婦人防火クラブなど、民間防火組織の育成強化に努める。</li> <li>●市民が消防施設の存在を認識できるよう、標識や看板等を設置し的確な情報の提供に努める。</li> <li>●市民の初期消火の取組を支援するため、消火訓練などを実施する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●坂戸市消防団と地区の市民団体の連携・協力関係づくりを支援する。</li> <li>●地域の消防施設のマップ等を作成し、地域住民に周知する。</li> <li>●火災発生時の対応を、自主防災組織などができるよう支援する。</li> </ul>	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合

#### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災知識のある消防職員や坂戸市消防団員の力を借りた防災訓練や防災学習を進める。</li> <li>●女性や子どもなどの防災意識の向上を図り、地域における火災発生防止に取り組む。</li> <li>●初期消火用の水を確保するため、くみ置きや雨水貯留に取り組む。</li> <li>●消火器などの防火機器をいつでも利用できるように備える。</li> </ul>

**【企業・事業所】**

計画内容
●防火管理者は、関係機関の指導に基づき、消防計画の作成・消防訓練の実施・消防用設備等の整備点検及び火気の使用などについて従業員に積極的に指導を行い、周知徹底する。

**第3 火災応急対策****【行政・関係機関】**

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防法に基づく火災気象通報は、熊谷地方気象台長が、「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、知事に通報する。(ただし、降雨・降雪中を除く。) 知事は市及び消防本部に伝達する。</li> <li>●火災気象通報等の状況把握と初動体制整備のための情報収集及び、伝達を行うとともに、応援要請等を行った場合には、応援隊の円滑な受入れを図るための準備を行う。</li> <li>●坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防力では対応が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。</li> <li>●必要に応じて人員を派遣し、坂戸市消防団や自主防災組織とともに地域の消防活動を支援する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合 総務部

**【市民】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災を発見したら早急に消防機関に連絡するとともに、地区の市民団体などが協力して初期消火や見物人などの整理を行い、円滑な消火活動の支援を行う。</li> <li>●近隣地域に火災が発生した場合は消防機関などで確認し、延焼を防止するため注意を喚起する。</li> </ul>

**【企業・事業所】**

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災発生時には、早急に消防機関に連絡するとともに、初期消火などに努める。</li> <li>●企業・事業所に防災組織がある場合、地区の消火活動への協力をう。</li> </ul>

## ◇資料

【資料\*\*\* 消防組織法第21条に基づく消防相互応援協定書】

【資料\*\*\* 埼玉県下消防相互応援協定書】

## 第4 大規模火災予防対策

建築物が立ち並んだ市街地における大規模火災の予防対策については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発災時の迅速な消火活動のための体制整備など、関係する機関が多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

### 1 災害に強いまちづくり

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<b>(1) 災害に強いまちの形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図る。</li> <li>●緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域や防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図る。</li> </ul>	都市整備部 各施設所管課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性貯水槽や、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。</li> <li>●火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合
<b>(2) 火災に対する建築物の安全化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携し、多数の者が出入りする病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。</li> <li>●建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 防火地域及び準防火地域の指定拡大</li> <li>② 市街地再開発事業等の実施</li> </ol> </li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合 都市整備部

#### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。</li> </ul>

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 【行政・関係機関】

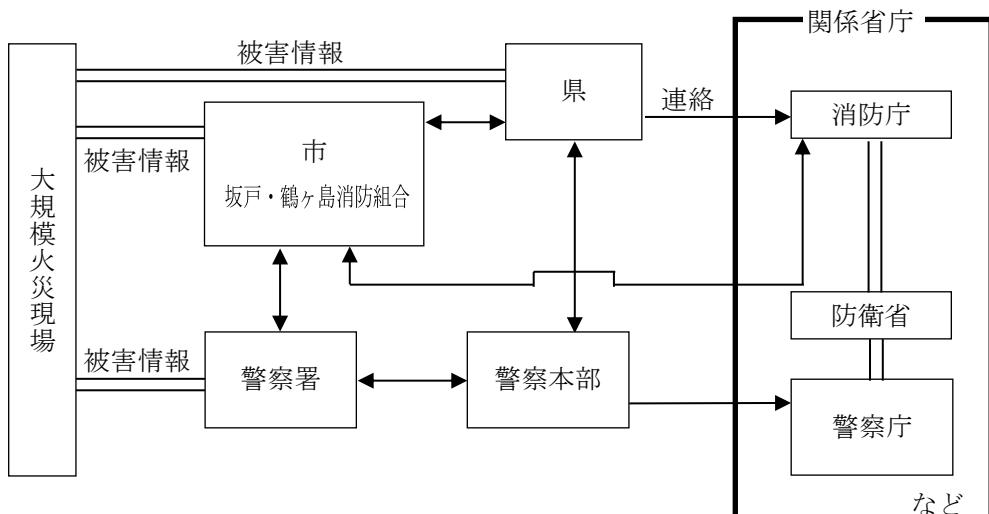
計画内容	担当
<p><b>(1) 情報の収集・連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。</li> <li>●画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。</li> <li>●大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。</li> </ul>	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
<p><b>(2) 消火活動体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。</li> <li>●平常時から、坂戸市消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合
<p><b>(3) 緊急輸送活動への備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理道路の情报板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。</li> </ul>	都市整備部
<p><b>(4) 施設、設備の応急復旧活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を整備する。</li> </ul>	各施設所管課
<p><b>(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。</li> </ul>	総合政策部 総務部
<p><b>(6) 防災関係機関等の防災訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火や救助・救急活動等の訓練を実施する。</li> <li>●訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。</li> <li>●訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 第5 大規模火災応急対策

### 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p>(1) 災害情報の収集・連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。</li> <li>●大規模火災情報の収集・連絡系統は、下図のとおりとする。</li> <li>●県に応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</li> <li>●市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。</li> </ul> <p>(2) 通信手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</li> </ul>	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合



【図 大規模火災発生に係る連絡系統】

### 2 活動体制の確立

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。</li> <li>●大規模な火災が発生した場合には、市災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。</li> </ul>	災害対策本部 統括班

### 3 消火活動

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて人員を派遣し、坂戸市消防団や自主防災組織とともに地域の消防活動を支援する。</li> <li>●大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 4 避難収容活動

発災時の避難誘導は「第3編第3章 第1節 避難・収容対策（震災-33）」に準じる。

### 5 施設・設備の応急復旧活動

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●県及び各公共機関と連携し、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。</li> </ul>	各施設

### 6 被災者等への的確な情報伝達活動

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<p>(1) 被災者等への情報伝達活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被災者等に大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。</li> <li>●情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。</li> </ul>	
<p>(2) 市民への的確な情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。</li> </ul>	広報班 福祉班 市民生活班
<p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。</li> </ul>	

## 第2節 放射線関係事故災害対策

---

### 第1 基本方針

---

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

そのため、放射線関係事故が発生した場合は、市と防災関係機関は相互に連携を図り、市民の身体と生命を守るため、速やかに必要な応急対策を行う。また、被災者が専門的な医療を迅速に受けられるよう医療体制を確立しておく。

### 第2 予防対策

---

#### 1 情報の収集・連絡

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間及び休日の場合においても対応できる体制とする。	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 西入間警察署

#### 2 災害応急体制の整備

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。 ●活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。 ●応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援のために、県及び他自治体との応援協定の内容の充実を図る。	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 3 緊急被ばく医療体制の整備

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市と消防機関、県、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。	
●放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他市町村からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握に努める。	こども健康部 坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸保健所

### 4 防護資機材の整備

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市、警察及び消防機関は、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。	総務部 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 5 放射線等の測定体制の整備

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。なお、状況に応じて除染等の対応に努める。	環境産業部 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 6 避難所の指定及び避難収容活動への備え

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。	総務部
●放射線関係事故発生時に、要配慮者等の適切な避難誘導を図るため、区・自治会、自主防災組織の協力を得て、避難誘導体制の整備に努める。	西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 7 飲料水の供給体制の整備

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制整備を進める。特に乳児への飲料水の供給は、県・国等と協働して優先的に実施する。	総務部 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

## 8 広報体制の整備

### 【行政】

計画内容	担当
●放射線関係事故発生時に迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関と連携を図り、平常時から広報体制を整備する。	総合政策部

## 9 住民相談窓口の整備

### 【行政】

計画内容	担当
●住民からの問合せ、健康相談等に対応する体制についてあらかじめ整備する。	こども健康部 環境産業部

## 10 防災教育・防災訓練の実施

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線関係事故等に関する教育を実施する。	総務部
●総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 第3 応急対策

#### 1 核燃料物質等輸送事故対策

##### (1) 通報・状況連絡

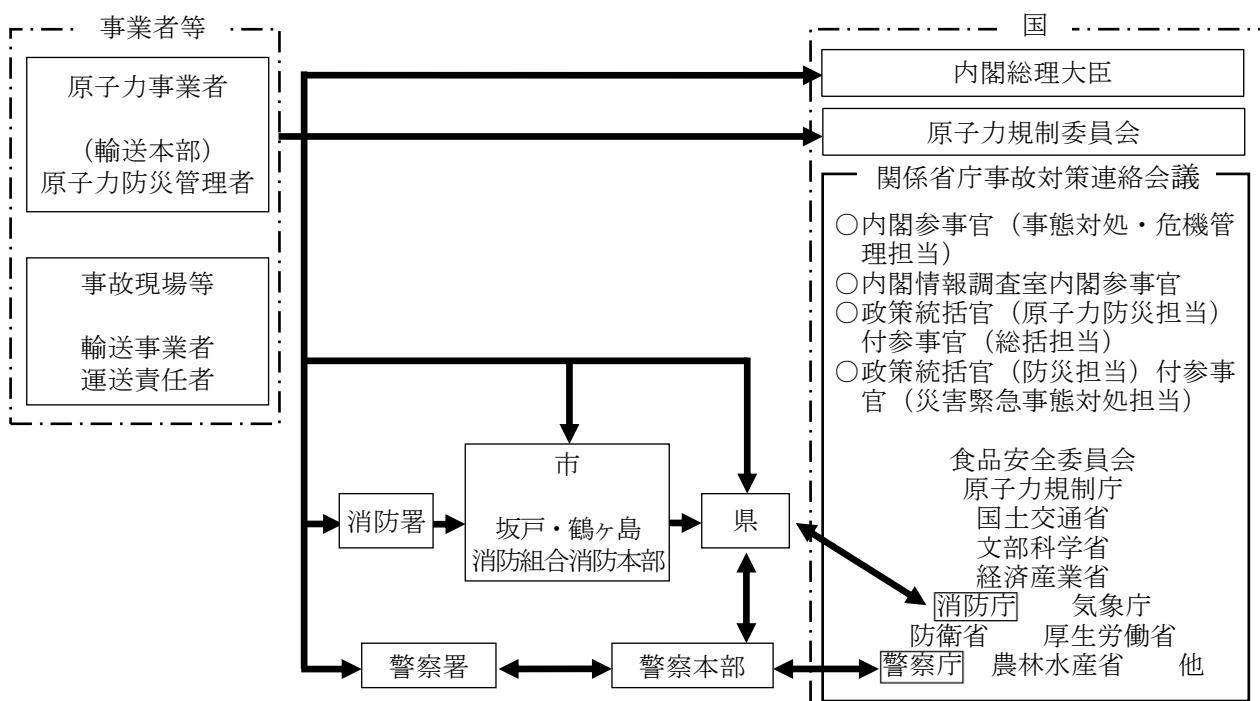
###### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等を輸送中に漏えい等の事故が発生し、それが特定事象*に該当する場合、直ちに、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、西入間警察署、県及び安全規制担当省庁などに通報する。	原子力事業者
●原子力事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況を連絡するものとする。	
●核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。	
●県に対し応急対策活動の状況等を連絡する。	総務部

\*原子力災害対策特別措置法第10条に規定する基準（事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で100mSv/h以上放射線量が検出された場合等）又は施設の異常事象のことをいう。

【表 事故情報の収集】

- <特定事象通報基準（輸送時の事故）>
- ① 特定事象発生の場所及び時刻      ② 特定事象の種類
  - ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
  - ④ 気象状況（風向・風速など）      ⑤ 周辺環境への影響
  - ⑥ 輸送容器の状態      ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
  - ⑧ 応急措置      ⑨ その他必要と認める事項



【図 核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

## (2) 活動体制の確立

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。	原子力事業者
●事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図る。	総務部
●事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救急・救助等の必要な措置を講じる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。	西入間警察署

## (3) 消火活動

## 【関係機関】

計画内容	担当
●核燃料物質等の輸送中において火災が発生した場合、事業者等は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。	
●消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 原子力事業者

## (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。	統括班 輸送班
●傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射線の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 西入間警察署

## (5) 退避・避難収容活動

## 1) 退避・避難等の基本方針

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●原子力災害対策特別法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じる。この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者やその他要配慮者にも十分配慮する。ただし、市内には、原子力災害対策特別措置法で規定される原子力事業者は存在しない。	統括班 坂戸・鶴ヶ島消防組合 西入間警察署

注：防護対策の内容は、以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避 難」：放射線被ばくをより軽減できる地域に移動する。

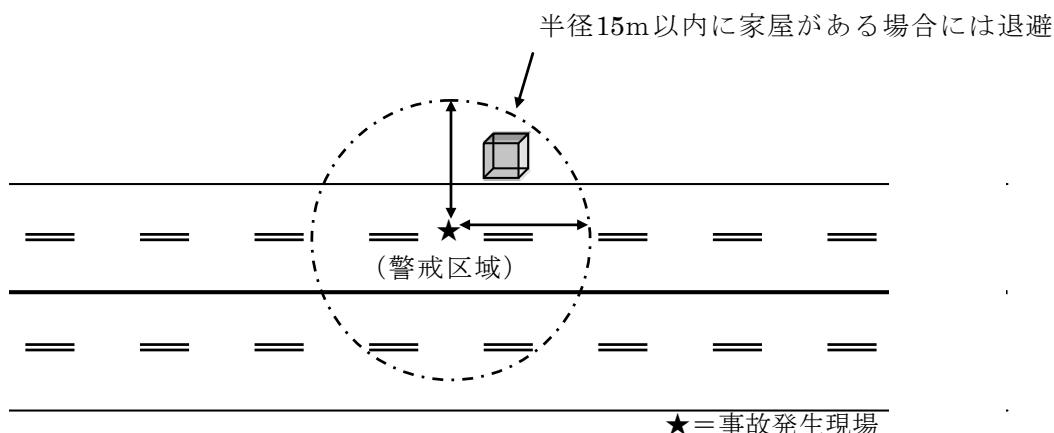
## ◇資料

## 【資料\*\*\* (参考) ○ I Lと防護措置について】

## 2) 警戒区域の設定

## 【行政】

計画内容	担当
●事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が基準値に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。	市長
●警戒区域は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は橢円形）半径15mとする。	



【図 警戒区域と応急活動区域】

## 3) 関係機関への協力の要請

## 【行政】

計画内容	担当
●警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。	市長

## (6) 市民への的確な情報伝達活動

## 1) 周辺住民への情報伝達活動

## 【行政】

計画内容	担当
●核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。	広報班
●情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者等の要配慮者に対して十分に配慮する。	

## 2) 市民への的確な情報の伝達

## 【行政】

計画内容	担当
●市民に対し、区・自治会、自主防災組織の協力を得ながら安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。	広報班
	統括班

## 3) 住民等からの問合せへの対応

## 【行政】

計画内容	担当
●必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。	広報班
	市民生活班

## (7) 核燃料物質等の除去

## 【原子力事業者】

計画内容	担当
●事業者は、市並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。	原子力事業者

## (8) 各種規制措置と解除

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。	保健衛生班 環境衛生班
●環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島消防組合

## (9) 被害状況の調査等

## 1) 被災住民の登録

## 【行政】

計画内容	担当
●県からの指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。	現地災害対策本部担当 避難所担当

## 2) 被害調査

## 【行政】

計画内容	担当
●県からの指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。 ① 退避・避難等の措置 ② 立入禁止措置 ③ 飲料水、飲食物の制限措置 ④ その他必要と認める事項	統括班 環境衛生班

## (10) 住民の健康調査等

## 【行政】

計画内容	担当
●退避・避難した地域住民に対して、県と必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。 ●緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮して実施する。	保健衛生班

## 2 原子力発電所事故対策

第5編第2章第2節第3応急対策「1 核燃料物質等輸送事故対策」の(5)から(10)までについては、原子力発電所事故対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県等による放射線量の測定の結果を踏まえて検討を行う。

### (1) 市民への的確な避難誘導活動及び避難所確保

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●放射線関係事故発生時に、関係機関と協力し高齢者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導をするとともに、地域防災拠点又は指定避難所を避難所として開設し運営する。</li> </ul> <p>&lt;広域一時滞在&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●状況により市外への避難の必要が生じた場合、防災協定締結自治体等の協力を得るよう努める。</li> <li>●市域が被災し、市民の一時的な居住場所の確保が市内で困難の場合、市内に応急仮設住宅の確保が早急に用意できない場合又是一時的な滞在が必要な場合は、県内の市町村と協議して受入先を確保する。</li> <li>●県内の市町村において確保できない場合は、災害時の相互応援に関する協定先の地方公共団体とも連携し、協力を求める。</li> <li>●このほか、県知事から他の都道府県知事に要請・協議により受入先を確保する。この場合には、広域一時滞在に関する協定を締結し、対応する。</li> </ul>	統括班 現地災害対策本部担当 避難所担当

### (2) 放射線等の測定体制

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●放射線関係事故が発生した場合は、市内小・中学校等適切な地点において、放射線量等を測定するとともに、速やかに市ホームページ等に公表する。なお、状況に応じて関係機関との連携の下、除染等の対応を行う。</li> <li>●農産物については、放射性物質の検査を県に要請する。</li> </ul>	文教班 環境衛生班 広報班

## (3) 飲料水の供給活動

## 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合、特に乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。なお、状況に応じて県・国等と協働して飲料水の供給活動を実施する。	統括班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団

## (4) 他都道府県からの避難者受入れについて

## 【行政】

計画内容	担当
●県から放射線関係事故によるほか、他都道府県からの避難者の受入れについて要請があった場合、市所有公共施設より適切な施設の選定・確保に努めるとともに、県と連携し避難者に対し、生活支援等適切な対応を行う。	統括班

## 第3節 危険物等災害対策

---

### 第1 基本方針

---

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適切な施設の維持管理の保安措置を講じるために、保安教育、防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

### 第2 予防対策

---

#### 1 危険物施設等

##### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●次により、危険物製造所等の整備改善を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物製造所等の位置、構造、設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。</li> <li>② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。</li> </ul> </li> <li>●次により、危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物保安監督者の選任及び解任の届出を徹底させる。</li> <li>② 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。</li> <li>③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。</li> </ul> </li> <li>●次により、施設、取扱いの安全管理を図る。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。</li> <li>② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。</li> </ul> </li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 2 高圧ガス

### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。</li> <li>●高圧ガス保安協会の作成した高圧ガス事故情報の配布等により、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。</li> <li>●高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 3 銃砲・火薬類

### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●銃砲・火薬類の貯蔵、消費、その他の取扱いについて、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで災害を防止し、公共の安全を確保する。</li> <li>●公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例の配布等により火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 4 毒物・劇物

### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合

### 第3 応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 1 危険物施設等災害応急対策

##### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物の流出及び拡散の防止</li> <li>② 流出した危険物の除去、中和等</li> <li>③ 災害を免れた貯蔵施設等の应急点検及び必要な応急措置</li> <li>④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置</li> </ul> </li> </ul>	施設管理者

#### 2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか、又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じ、直ちに消防機関、西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

##### 【関係機関】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防その他関係機関と協力して応急措置を実施する。</li> <li>●施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。</li> <li>② 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。</li> <li>③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。</li> <li>④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに損害を他人に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。</li> </ul> </li> </ul>	施設管理者

### 3 火薬類災害応急対策

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関、西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに災害防止の緊急措置を講じる。

#### 【関係機関】

計画内容	担当
<p>●施設の管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。</p> <p>① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。</p> <p>② 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。</p> <p>③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。</p>	施設管理者

### 4 毒物・劇物災害応急対策

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、西入間警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じる。

また、届出を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に、災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）により、応急措置を講じる。

#### 【関係機関】

計画内容	担当
<p>●施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。</p> <p>① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。</p> <p>② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。</p> <p>③ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。</p>	施設管理者

## 5 サリン等による人身被害対策

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び本計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

### （1）活動体制

市内に人身被害が発生したときは、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

### （2）応急措置

市域に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
1) 立入禁止等の措置 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、西入間警察署と相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
2) 救出、救助 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合を主体とした救出、救助活動に当たる。	現地対応班 坂戸・鶴ヶ島消防組合
3) 避難誘導 ●被害拡大のおそれがあると認められるときは、「 <u>第3編第3章 第1節 避難・収容対策（震災-33）</u> 」に準じ、必要に応じて被害現場周辺の住民等に対して避難の指示又は緊急安全確保の指示を行う。	統括班
4) 応援要請 ●県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請できるように対処する。 ●他機関への応援要請は「 <u>第3編第1章 第4節 応援要請・要員確保（震災-13）</u> 」に、また、自衛隊への応援要請は「 <u>第3編第1章第6節 自衛隊の派遣（震災-20）</u> 」に準じる。	県

## 第4節 道路災害対策

### 第1 基本方針

日頃から道路の安全を確保するために、関連情報の把握や道路施設等の整備を進めるとともに、危険物を積載する車両の事故等が発生した場合は、関係機関が連携して、直ちに災害防止の緊急措置を講じる。

### 第2 予防対策

#### 1 道路の安全確保

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

###### 【行政】

計画内容	担当
●災害が発生又は発生するおそれのある場合に、道路利用者に対し、迅速に情報等を提供できる体制を整備する。	都市整備部

##### (2) 道路施設等の整備

###### 【行政】

計画内容	担当
●災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、防災対策を行う。 ●道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。 ●道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有する。	都市整備部

#### 2 情報の収集・連絡

###### 【行政】

計画内容	担当
●道路管理者は、他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。	都市整備部
●災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。	総合政策部 総務部

### 3 災害応急体制の整備

#### 【行政】

計画内容	担当
●活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。	
●職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。	都市整備部

### 4 緊急輸送活動体制の整備

#### 【行政】

計画内容	担当
●発災時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、他の道路管理者と連携して、「 <u>第2編第1章第2節 第2 防災拠点への輸送ルートの確保（予防-5）</u> 」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。	都市整備部
●発災時の道路管理体制の整備に努める。	

### 5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

#### 【行政】

計画内容	担当
●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、住民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	総合政策部

## 第3 応急対策

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 1 発災直後の情報収集等

#### 【行政】

計画内容	担当
●大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。	土木班
●人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。	土木班 統括班 情報班
●県に応急対策活動の実施状況を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。	

## 2 通信手段の確保

### 【行政】

計画内容	担当
●災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。	情報班
●電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。	広報班 電気通信事業者

## 3 活動体制の確立

### 【行政】

計画内容	担当
●発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。 ●大規模な道路災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。 ●市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。 ●状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。	統括班

## 4 消火活動

### 【消防機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 ●必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 5 緊急輸送活動

### 【行政】

計画内容	担当
●輸送のための車両を確保し、また、状況によっては、埼玉県トラック協会等に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。	輸送班

## 6 危険物流出時の応急対策

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●道路管理者は、危険物の流出が認められた場合は、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。	土木班
●危険物の流出が認められた場合は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。	現地対応班 坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 7 道路施設の応急復旧活動

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。	土木班
●道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。	道路管理者

## 8 的確な情報伝達活動

### (1) 被災者等への情報伝達活動

### 【行政】

計画内容	担当
●県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。	
●情報提供は、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。	広報班

### (2) 市民への的確な情報の伝達

### 【行政】

計画内容	担当
●市民に、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。	広報班

### (3) 関係者等からの問合せに対する対応

### 【行政】

計画内容	担当
●必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。	広報班 市民生活班
●効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。	情報班

## 9 道路災害からの復旧

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。	道路管理者
●復旧に当たり、可能な限り復旧予定期限を明示する。	

## 第5節 鉄道事故災害対策

---

### 第1 基本方針

---

市域において、鉄道事業者による安全な運行・運送体制を整え、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時には速やかに応急救助対策並びに復旧等の諸対策を進める。

### 第2 予防対策

---

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市と東武鉄道株式会社は、災害発生時の情報連絡体制及び乗客と安全確保対策を進める。	総務部 市民部 東武鉄道株式会社
●鉄道事故が発生した場合は、一時滞在施設の活用等による乗客の避難誘導及び救護対策を進める。	

### 第3 応急対策

---

#### 1 活動体制

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
(1) 市の活動体制 ●市域で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。	総務部 市民部
(2) 鉄道事業者の活動体制 ●鉄道事業者等は、事故発生後直ちに事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。 ●警察官又は消防士の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。	東武鉄道株式会社

## 2 情報収集

### 【行政】

計画内容	担当
●市域で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。	総務部 市民部

## 3 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

### 【鉄道事業者・関係機関】

計画内容	担当
(1) 事業者等の対応 ●事業者等は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。	東武鉄道株式会社
(2) 西入間警察署の対応 ●事業者、坂戸・鶴ヶ島消防組合と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	西入間警察署
(3) 坂戸・鶴ヶ島消防組合の対応 ●事業者及び警察機関と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 4 災害現場周辺の住民の避難

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合は、市長、警察官等は、「 <u>第3編第3章 第1節 避難・収容対策（震災-33）</u> 」に準じ、避難の指示又は緊急安全確保の指示を行う。	総務部 西入間警察署

## 5 救出、救助

「第3編第1章 第3節 救急救助体制（震災-9）」に準じる。

### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。 ●協力者の動員を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合
●市長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市長の行う救出、救助活動に協力する。	
●事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険が瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。	西入間警察署

## 6 消火活動

### 【関係機関】

計画内容	担当
●鉄道灾害は、多くの死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団

## 7 応援要請

### 【行政】

計画内容	担当
●他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。 ●他機関への応援要請は「 <u>第3編第1章 第4節 応援要請・要員確保（震災-13）</u> 」に、また、自衛隊への応援要請は「 <u>第3編第1章 第6節 自衛隊の派遣（震災-20）</u> 」に準ずる。	総務部

## 8 医療救護

### 【行政】

計画内容	担当
●「 <u>第3編第1章第3節 第3 医療救護（震災-10）</u> 」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。	坂戸鶴ヶ島医師会 市民健康センター

## 第6節 航空機事故災害対策

### 第1 基本方針

市域において、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が発生した場合には、速やかに応急救助対策並びに復旧等の諸対策を進める。

### 第2 応急対策

#### 1 活動体制

##### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
<b>(1) 市の活動体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市域に航空機事故が発生した場合は、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。</li> </ul>	総務部
<b>(2) 航空事業者の活動体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、航空法第76条の規定に基づき、東京空港事務所に速やかに通報する。</li> <li>●警察官又は消防士の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。</li> </ul>	航空事業者

#### 2 情報収集

##### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。</li> </ul>	総合政策部 総務部 都市整備部

### 3 避難誘導

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
(1) 航空事業者の対応 ●事故機を所有する事業者は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。	航空事業者
(2) 西入間警察署の対応 ●航空事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	西入間警察署
(3) 坂戸・鶴ヶ島消防組合の対応 ●事業者及び警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。 ●災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市、西入間警察署、坂戸市消防団等は、 <u>「第3編第3章 第1節 避難・収容対策（震災-33）」</u> に準じ、避難の指示を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 現地対応班 坂戸市消防団 西入間警察署

### 4 救出、救助

「第3編第1章 第3節 救急救助体制（震災-9）」に準ずる。

#### 【行政・関係機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署を主体として救出、救助活動に当たる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団
●協力者の動員を行う。	西入間警察署
●事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険が増している者の発見に努め、かつ、救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。	西入間警察署

### 5 消火活動

#### 【関係機関】

計画内容	担当
●航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

## 6 応援要請

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。</li> <li>●他機関への応援要請は「<u>第3編第1章 第4節 応援要請・要員確保（震災-13）</u>」に、また、自衛隊への応援要請は「<u>第3編第1章 第6節 自衛隊の派遣（震災-20）</u>」に準ずる。</li> </ul>	総務部

## 7 医療救護

### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域に航空機事故が発生した場合、「<u>第3編第1章第3節 第3 医療救護（震災-10）</u>」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。</li> </ul>	坂戸鶴ヶ島医師会 こども健康部

# 第6編 複合災害対策編

## 第1章 複合災害対策の考え方

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市、県及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関する必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じる。

### 第1節 基本方針

市、県及び防災関係機関が、複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示す。

#### ① 人命救助が第一

人命の救助を第一に、市、県、自衛隊、警察、消防等の防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

#### ② 二次被害の防止

県及び防災関係機関は、各自の役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

#### ③ ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関は、電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

### 第2節 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源<sup>\*</sup>で対応可能かどうかを判断し、もし、災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

<sup>\*</sup>災害対応資源：市内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防等防災関係機関）、施設、備蓄、資機材等の地域資源のことを指す。

## 第3節 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・事故災害（大規模火災、放射線関係事故、危険物等災害、道路災害、鉄道事故、航空機事故）等

## 第4節 対応の困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の三つのパターンに分けられる。

### パターン1

先発の災害により災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大する。

先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川氾濫が発生（高麗川、越辺川等の氾濫）

### パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影響	先発災害復旧・復興に大規模なダメージ 後発災害への対応の遅れ

### パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなければならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

災害A	市内A地区で土砂災害が発生
災害B	市内B地区で竜巻災害が発生
影響	市及び県内対応資源が不足し、対応が困難になる

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、その場合には近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

## 第2章 予防対策

【行政】

計画内容	担当
<b>1 複合災害に関する防災知識の普及</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害は、単独で発生するばかりではなく、確率は低いとしても複合的に発災する可能性があることやその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で共有するとともに、市民に対して周知する。</li> </ul>	総務部
<b>2 複合災害発生時の被害想定の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。</li> </ul>	総務部
<b>3 防災施設の整備等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう、防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。</li> <li>●複合災害の想定結果に基づき、市役所庁舎等が使用できなくなつた場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。</li> </ul>	総合政策部 総務部
<b>4 非非常時情報通信の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。</li> </ul>	総合政策部 総務部
<b>5 避難対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「<u>第2編第4章 第2節 救助・避難・誘導体制の整備（予防-32）</u>」を準用する。</li> <li>●避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。</li> <li>●地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害等で一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。</li> </ul>	総務部 都市整備部
<b>6 災害医療体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「<u>第2編第5章第2節 第1 医療救護体制の充実（予防-50）～ 第4 遺体の埋火葬（予防-52）</u>」を準用する。</li> <li>●複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握する。</li> <li>●複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。</li> </ul>	こども健康部

計画内容	担当
<p><b>7 要配慮者対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「第2編第4章 第3節 要配慮者の安全確保（予防-36）」を準用する。</u></li> <li>● 複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。</li> </ul>	総務部 こども健康部 福祉部
<p><b>8 緊急輸送体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「第2編第1章 第2節 防災拠点及び輸送ルートの確保（予防-3）」を準用する。</u></li> <li>● 県及び防災関係機関と連携して代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。</li> </ul>	総務部

## 第3章 応急対策

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 情報の収集・伝達</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>「第3編第2章 情報収集・伝達・広報（震災-26）」</u>を準用する。</li> <li>●複合災害が発生した場合は、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。</li> </ul>	統括班 広報班 情報班
<b>2 交通規制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生する等の複合災害が発生した場合は、浸水やがけ崩れ、火災、建物倒壊による交通障害が予想されるため、道路管理者及び西入間警察署は、速やかに交通規制を実施する。詳細は<u>「第3編第3章第4節 第3 交通規制の実施（震災-48）」</u>を参照。</li> </ul>	統括班 土木班 西入間警察署
<b>3 道路の修復</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豪雨により地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合は、がけ崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されるため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。詳細は<u>「第3編第4章第2節 第3 陸上輸送対策（震災-60）」</u>を参照。</li> </ul>	土木班
<b>4 避難所の再配置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されるため、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。</li> </ul>	統括班 避難所担当 現地対応班

(複合-6 は記載なし)

# 第7編 広域応援編

## 第1節 基本方針

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する県の担う役割は大きい。

県防災計画における「第5編 広域応援編」においては、首都圏広域災害が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

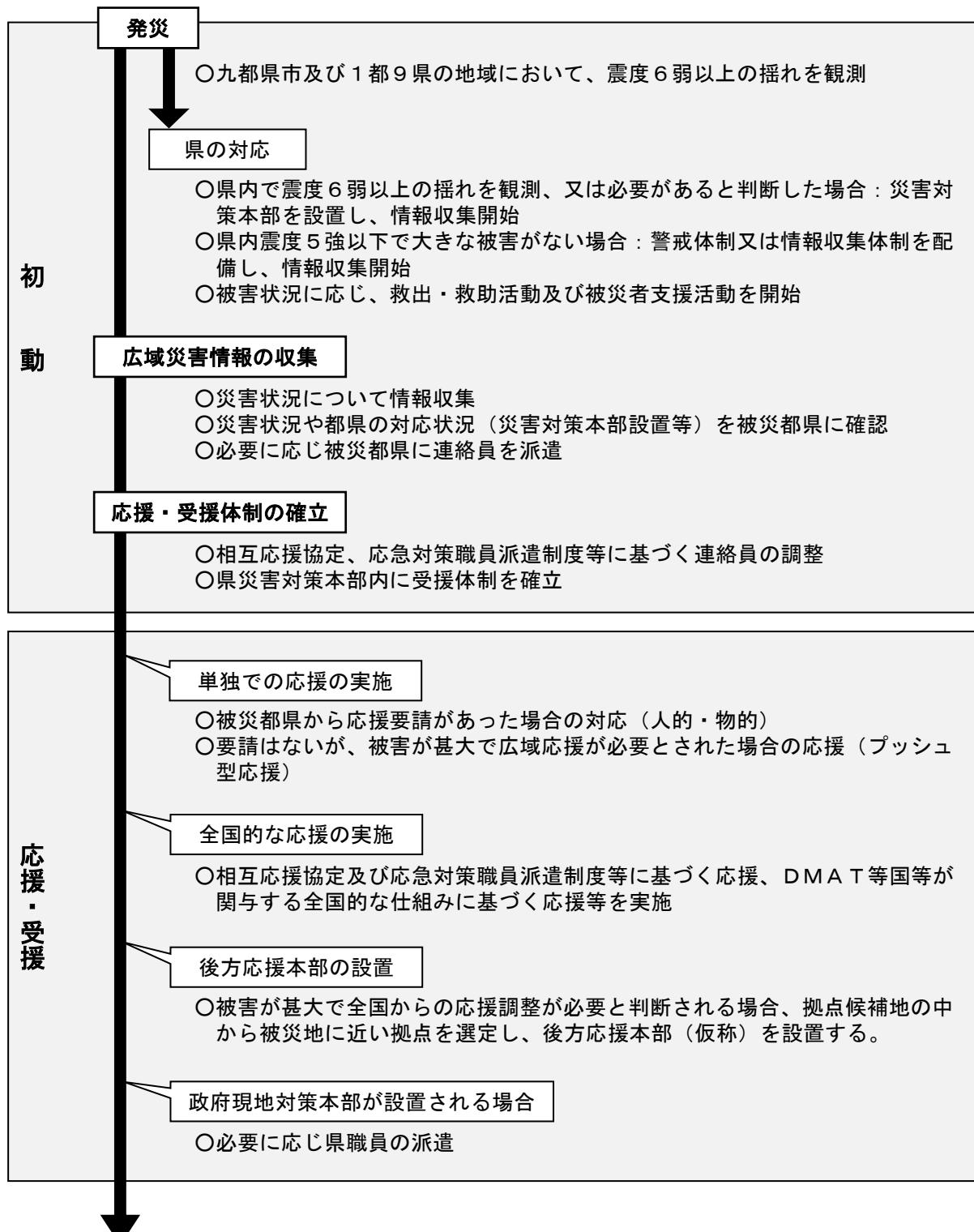
そのため、市においても、県の基本方針を踏まえ、首都圏広域災害発生時における広域応援に備えるものとする。

【参考資料：広域応援のタイムテーブル】

時期	被災地等の主な対応	県の主な対応
初動期 ～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部の設置</li> <li>●被災情報の収集</li> <li>●避難誘導、消火、水防など被害防止活動</li> <li>●人命救助・救急医療の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集体制の確立</li> <li>●連絡員等の派遣</li> <li>●応援・受援体制の確立</li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難者対策（要配慮者への支援等）の実施</li> <li>●帰宅困難者対策の実施</li> <li>●物資・燃料等の調達、緊急輸送</li> <li>●被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等）</li> <li>●広域避難の実施</li> <li>●道路等公共土木施設の応急復旧</li> <li>●医療活動の実施</li> <li>●災害ボランティアの受入れ</li> <li>●義援金・物品の受入れ</li> <li>●遺体の安置、火葬</li> <li>●災害廃棄物の処理</li> <li>●災者の生活支援</li> <li>●被災者の心のケアの実施</li> <li>●学校の教育機能の回復</li> <li>●応急仮設住宅の整備・確保</li> <li>●海外からの支援の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救援物資の需給調整</li> <li>●帰宅困難者への支援</li> <li>●応援職員の派遣・受入調整</li> <li>●広域避難の受入調整</li> <li>●ボランティアの活動支援</li> <li>●広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進</li> </ul>
復旧・ 復興期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興計画の策定・復興財源の確保</li> <li>●インフラ施設等の復旧・復興</li> <li>●生活再建支援</li> <li>●恒久住宅への移行支援</li> <li>●経済・雇用調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興計画の策定支援</li> <li>●被災自治体の復興業務への支援</li> </ul>

### 【参考資料：広域災害時における県の初動シナリオ】

首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を受けた他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。



## 第2節 事前対策

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 広域応援に当たっての協力体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●合同防災訓練等に参加し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。</li> </ul>	総務部
<b>2 広域支援拠点の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他自治体や関係機関（警察、消防、自衛隊等）と連携した被災地支援を行うため、物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）候補地を事前選定する。</li> <li>●拠点は、公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地の活用も検討する。</li> </ul>	総務部
<b>3 応援職員派遣体制の整備協力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県が行う応援職員の派遣体制の整備に備え、県の体制整備への協力に努める。</li> </ul>	総務部
<b>4 広域避難受入体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。</li> <li>●避難の長期化に備え、県と連携し、建設型応急住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。</li> </ul>	総合政策部 総務部 都市整備部
<b>5 市内被害の極小化による活動余力づくり</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市民への普及啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭や地域での防災総点検の実施による防災意識の高揚と災害の備えの強化</li> <li>●家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）の普及</li> <li>●D I G、H U G<sup>*</sup>を取り入れた住民参加型の実践的な訓練の推進</li> </ul> </li> <li>② 自主防災組織の育成           <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。</li> </ul> </li> <li>③ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本（橋りょう、下水道等）の予防保全的な維持管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。</li> </ul> </li> </ol>	総務部 都市整備部 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合

\*HUG : Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所開設・運営訓練のこと。避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

### 【企業・事業所】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動余力づくりのため、災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進する。</li> </ul>

## 第3節 応急対策

首都圏広域災害が発生した場合、県は後方応援本部（仮称）を設置する。市は、市内の被災が軽微又は被災していない場合は、これに協力し、応援活動を行う。

### 【行政】

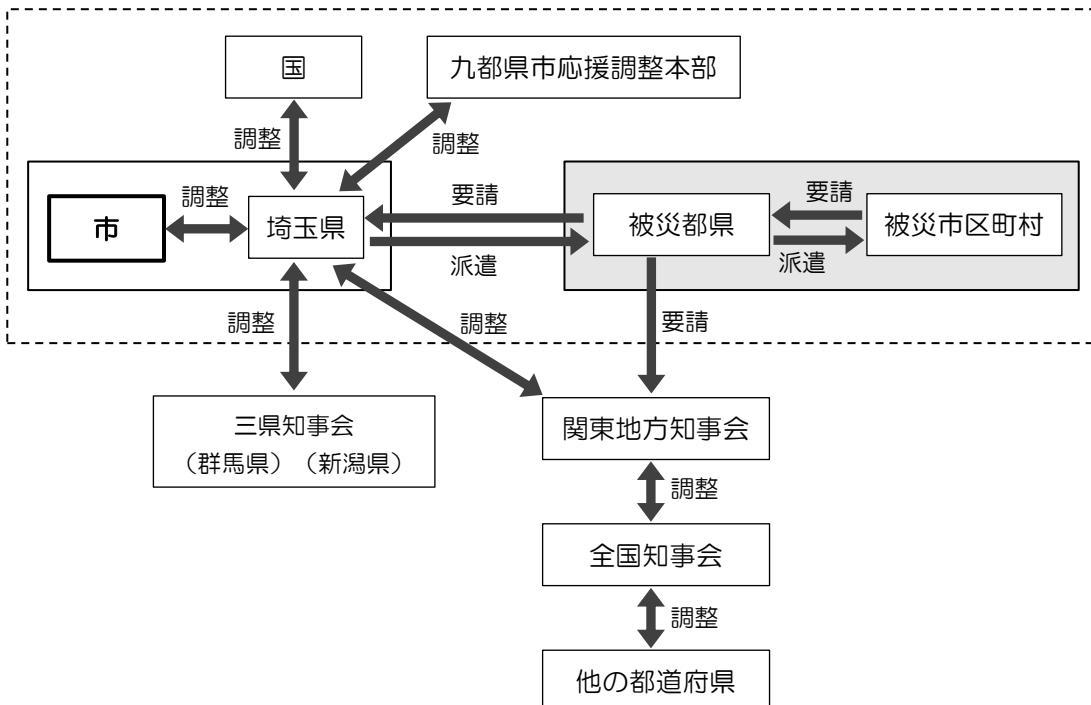
計画内容	担当
<b>1 緊急消防援助隊の派遣</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国から消防の応援等のため必要な措置が求められた場合には、迅速に緊急消防援助隊を派遣する。</li> </ul>	坂戸・鶴ヶ島消防組合
<b>2 広域応援要員の派遣</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県と調整の上、被災市町村へ応援要員を派遣する。 ※応援要員の派遣形態は様々な枠組みが想定されるが、どの枠組みでの派遣となるかは状況により判断される。複数の枠組みで並行しての派遣もありうる。</li> <li>●派遣された職員は、県と情報を共有しながら、状況やニーズを的確に把握し迅速な応援に当たる。</li> </ul>	総務部 応援要員となった職員
<b>3 広域避難の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者の受入協力を求められた場合は、県の支援のもと、広域一時滞在のための市内避難所を提供する。</li> <li>●避難所の管理運営は、「第3編第3章第1節 第3 避難所の開設（震災-35）」、「第4 避難所の管理運営（震災-38）」を準用する。</li> <li>●避難所を開設時は、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示する。</li> <li>●避難者の誘導と保護を行う。</li> </ul>	総務部
<b>4 がれき処理支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。</li> </ul>	環境産業部
<b>5 環境衛生（ごみ処理、し尿処理）支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被災都県で発生する膨大なごみ及びし尿の処理を支援する。</li> </ul>	環境産業部

### 【市民】

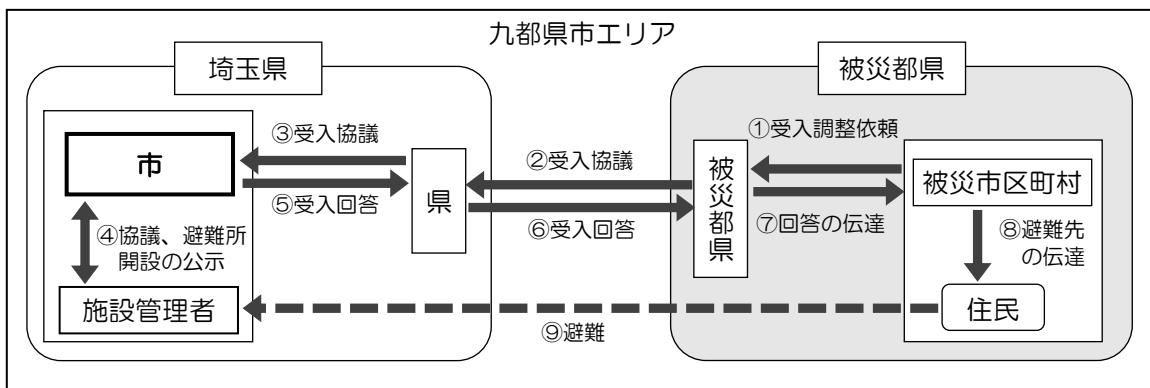
計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●広域一時滞在者向け避難所の運営を支援する。</li> </ul>

### 【相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ】

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。県及び県内市町村では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。



### 【広域避難（広域一時滞在）の流れ】



#### ○応援要請と受け入れの流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受け入れ調整の依頼
- ②被災都県内では受け入れが困難な場合、県への要請。被災都県との受け入れ協議
- ③県内市町村と県との受け入れ協議
- ④県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受け入れ回答及び避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受け入れ回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受け入れ回答の伝達
- ⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受け入れ（避難誘導を含む）

避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う。）

## 第4節 復旧・復興対策

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●復旧・復興のため、主に次の項目に掲げる業務に関して、必要となる職員の派遣や代行を実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①復興計画の策定</li> <li>②インフラ施設の復旧・復興</li> <li>③まちづくりの復旧・復興</li> <li>④恒久住宅への移行支援</li> <li>⑤その他、復旧・復興に係る業務支援</li> </ul> </li> </ul>	総務部 応援要員となった職員
<b>2 ライフライン施設の復旧活動支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●応援部隊の進出拠点の確保の支援を行う。</li> <li>●応援の指揮支援を行う。</li> </ul>	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
<b>3 遺体の埋火葬支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●他都県からの火葬依頼へ対応する。</li> </ul>	環境産業部
<b>4 仮設工場・作業場のあっせん</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場の仮設工場・作業場としてのあっせんについて、県に協力する。</li> </ul>	環境産業部
<b>5 生活支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●長期避難生活のサポートや被災者の生活支援について、県の取組に協力する。</li> </ul>	総務部 市民部 こども健康部 福祉部 小・中学校 学校教職員 避難所担当職員 坂戸市社会福祉協議会
<b>6 首都機能の維持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府の災害対応及び業務継続の支援を行う。</li> </ul>	応援要員となった職員

# 第8編 災害復旧・復興対策編

## 第1章 基本方針

地震、風水害等の被害を受け、平常時とは大きく異なる不自由な生活を送っている市民に対し、一刻も早い生活の安定と秩序ある社会を取り戻すため、災害復旧・復興計画を策定する。策定に当たっては、次の項目を基本方針とする。

- 1 早急に復旧できるよう市民及び企業に対する支援を明確にする。
- 2 災害の状況に適切に対応した対策を講じ、より災害に強いまちづくりを目指す。

## 第2章 迅速な災害復旧

災害の発生後、被災状況を的確に把握し、二次災害の防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良・復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

### 第1節 災害復旧事業計画の作成

#### 【行政】

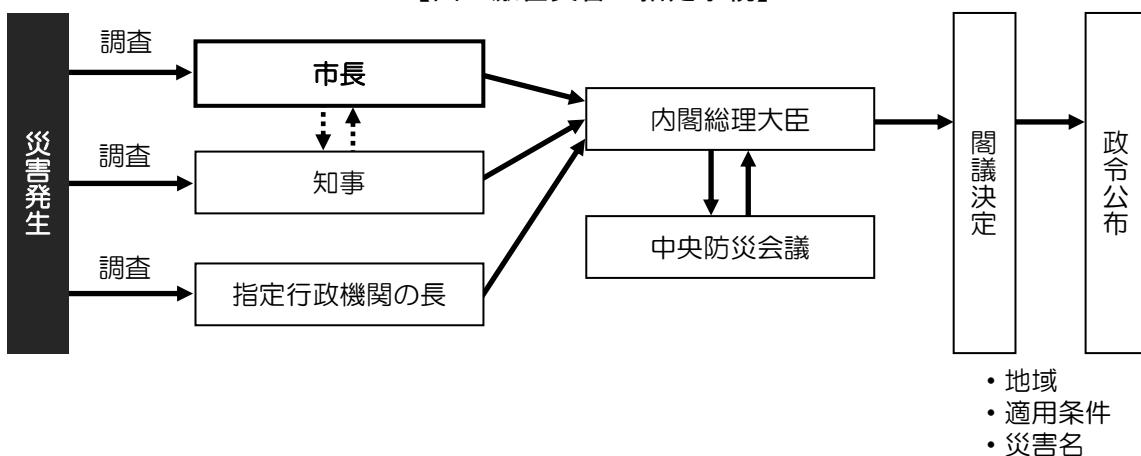
計画内容	担当
<p>●災害応急対策を講じ、被害状況を把握した上で公共施設に関する災害復旧計画を速やかに作成する。災害の復旧計画に関しては、災害の再発防止及び速やかな復旧を目指す。災害復旧事業の種類は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設災害復旧事業計画</li> <li>② 農林水産業施設災害復旧事業計画</li> <li>③ 都市災害復旧事業計画</li> <li>④ 上下水道災害復旧事業計画</li> <li>⑤ 住宅災害復旧事業計画</li> <li>⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画</li> <li>⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画</li> <li>⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画</li> <li>⑨ 復旧上必要な金融その他資金計画</li> <li>⑩ その他の計画</li> </ul>	各班

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

### 【行政】

計画内容	担当
<p>● 災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されることとされている。また、国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を補助するものであるが、主な根拠法令等は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</li> <li>② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法</li> <li>③ 公営住宅法</li> <li>④ 土地区画整理法</li> <li>⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</li> <li>⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>⑦ 予防接種法</li> <li>⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</li> <li>⑨ 水道法</li> </ul> <p>● 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。</p> <p>● 災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市の災害状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p> <p>● 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。</p>	各班

【図 激甚災害の指定手続】



### 第3節 災害復旧事業の実施

#### 【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。</li> <li>● 復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。</li> <li>● 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。</li> <li>● 復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。</li> <li>● 災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。</li> </ul>	各班

#### ◇資料

##### 【資料\*\*\* 財政援助措置の対象一覧】

## 第3章 計画的な災害復興

被災地域の抱える課題を解決し、都市構造等をより良いものとするとともに、自然と共に生し、より災害の少ない都市に改変する復興計画を作成する。

男女共同参画の観点や多様性の尊重を念頭に置き、立場の違いを問わず、あらゆる市民が住みやすい共生社会を目指し、復興を検討していくものとする。

### 第1節 災害復興対策本部の設置

#### 【行政】

計画内容	担当
●被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。	統括班

### 第2節 災害復興計画の策定

#### 【行政】

計画内容	担当
<p>1 災害復興方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定し、速やかに市民にその内容を公表する。</li> </ul> <p>2 災害復興計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成する。</li> <li>●同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</li> </ul>	統括班 企画財政班

## 第3節 災害復興事業の実施

### 【行政】

計画内容	担当
<b>1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施</b> ●被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。	統括班 企画財政班 土木班 被害調査班 市民生活班 福祉班
<b>2 災害復興事業の実施</b> ●災害復興計画に基づき、災害復興に関する担当部署を設置し、市民、企業・事業所及び行政が協力して災害復興事業を推進する。	

### 【市民】

計画内容
●自らの生活再建を実現する災害復興計画づくりに協力する。

### 【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所の再建を実現する災害復興計画づくりに協力する。

## 第4章 民生安定のための緊急措置

被災した市民、企業・事業所等が通常の活動を取り戻すことができるよう、適切な援助を行う。

### 第1節 市民の生活確保

#### 【行政】

計画内容	担当
●被災した市民は、応急対策を講じた後も不自由かつ不安定な生活を送る可能性が大きいため、市民が安定した生活を早急に取り戻せるよう、物価の安定及び物資の安定供給を図るよう関係団体などに働きかける。	市民生活班 福祉班
●市民の不安感の払拭や生活の支援制度の普及を図るため、市民相談室の機能を強化する。	

### 第2節 被災者台帳の整備

#### 【行政】

計画内容	担当
●罹災証明書の発行に当たっては、事務処理上多くの問題が発生することが多いため、担当部署は、必要となる項目を整理し、府内合同で調査を行うなど、迅速かつ効率的、体系的に被害の実態把握を行う。	統括班 家屋調査班 市民生活班 福祉班
●被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成することができる。	

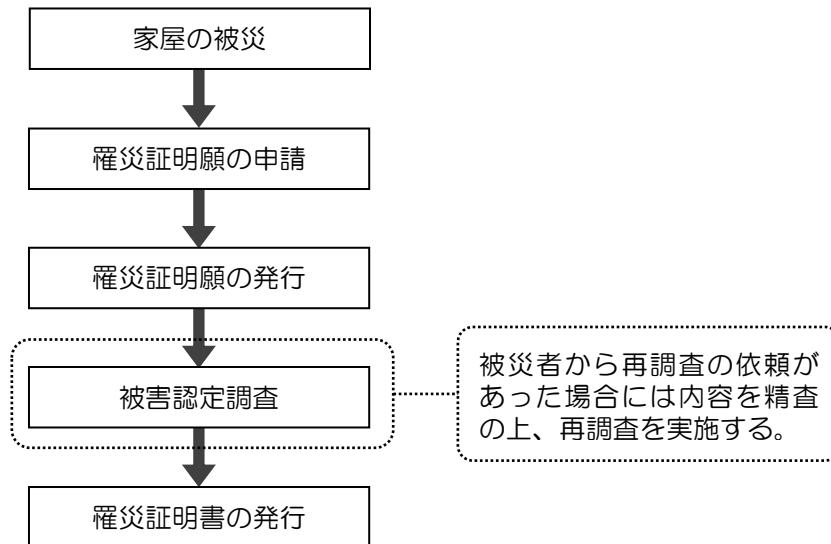
## 第3節 罷災証明書の発行

### 【行政】

計画内容	担当
<p>罷災証明書は、災害による被害の程度を証明し、その被害の程度により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金等の救済措置が適用となるため、市民に対して速やかに発行する。</p> <p><b>1 交付体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 罷災証明書の交付は、市内の被災状況に応じて、市役所庁舎及びその他の公共施設でも取り扱う。</li> <li>● 他市町村からの応援職員による発行も想定し、迅速な対応が可能となるよう罷災証明書は内閣府提示の統一様式を使用する。</li> </ul> <p><b>2 交付申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者本人及び委任を受けた者は、「罷災証明願」を申請窓口に提出する。</li> <li>● また、申請書の記入に当たっては、罷災証明書に関する相談所を設け、記入上の不備がないよう確認するなど、負担の軽減を図る。</li> </ul> <p><b>3 証明事項の確認及び発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者から申請された証明事項の確認は、判断基準にばらつきがないよう、全体の意思統一を図る。また、被害状況の調査基準は、「災害の被害認定基準について」（府政防670号令和3年6月24日内閣府政策統括官（防災担当））に基づく。</li> <li>● 被害状況を把握し、被災者台帳を作成した上で、申請のあった建物について、台帳に基づき罷災証明書を交付する。証明を希望する内容が被災者台帳と異なる場合は、再調査を実施した後発行する。</li> </ul> <p><b>4 再調査及び再判定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災した状況が申請された内容と異なる場合は、再調査を行う。これに当たっては、申請者の立会いを求めて行い、その時点で確認がとれない場合は、写真及び複数の地域住民の認め書きをもって確認する。</li> <li>● 罷災証明書の判定結果に対し、被災者は再調査を依頼することが可能であり、その場合は再度被害認定調査を実施し、罷災証明書を改めて発行するものとする。</li> </ul> <p><b>5 被災事実が確認できない場合の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請に基づく被災事実が証明できない場合は、「罷災証明願」を発行する。</li> </ul>	家屋調査班 市民生活班 福祉班
	統括班

### 【市民】

計画内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物が被災した場合、被災箇所の写真を撮影するなどして、被害状況の記録を行う。</li> </ul>



【図 罹災証明願及び罹災証明書の発行の流れ（再掲）】

◇資料

【資料\*\*\* 被害報告判定基準】

【資料\*\*\* 災害の被害認定基準について】

◇様式

【様式\*\*\* 罹災証明書】

【様式\*\*\* 罹災届出証明書願】

## 第4節 義援金・義援物資の受入配分

【行政】

計画内容	担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 義援金・義援物資を市民自身が生活自立を行うことに生かせるよう迅速に受け入れ、適正に配分する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 義援金・義援物資の受入れ               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 義援金・義援物資の受入れのため、受入窓口を開設する。</li> <li>● 義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。</li> </ul> </li> <li>2 義援金・義援物資の配分               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 義援金の配分は、市民が生活自立のための資金援助となるよう、適宜市で配分委員会を設置のうえ、慎重に検討し、速やかに配分する。</li> <li>● 県又は日赤から送付された義援物資を、被災者に配分する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	企画財政班 市民生活班 福祉班

## 第5節 経済的援護

### 【行政】

計画内容	担当
<p>●市と関係機関は、市民生活の早期安定を目指し、被災した市民が自ら生活の再建ができるよう、次のような経済援護を実施する。</p> <p><b>1 税の徴収猶予及び減免</b></p> <p>●被災者の納付すべき市税について、法令及び省令の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長並びに税の徴収猶予及び減免の措置を実施する。</p> <p><b>2 郵便物の特別取扱い</b></p> <p>●災害が発生した場合、次のような被害状況及び市民の被災状況に応じて郵便事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付</li> <li>② 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>③ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除</li> </ul> <p>※重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p> <p><b>3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</b></p> <p>●市条例に基づき、次の支給及び貸付を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</li> <li>② 災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。</li> <li>③ 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。</li> </ul> <p>◇資料 【資料*** 坂戸市災害弔慰金の支給等に関する条例】</p>	企画財政班 市民生活班 福祉班

#### 4 災害復興住宅資金

- 住宅金融支援機構は、地震、暴風雨等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

◇資料

- 【資料\*\*\* 災害復興住宅融資（建設・購入）に基づく資金貸付】
- 【資料\*\*\* 災害復興住宅融資（補修）に基づく資金貸付】

#### 5 低所得者に対する生活福祉資金の貸付

- 県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を相談支援とともにを行う。

◇資料

- 【資料\*\*\* 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（住宅の補修等に必要な経費）】
- 【資料\*\*\* 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）】

企画財政班  
市民生活班  
福祉班  
物資班

#### 6 被災中小企業への融資

- 県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。
  - ① 県制度融資の貸付（経済安定資金）
  - ② 埼玉県信用保証協会に対し、被災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。
  - ③ 被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。
  - ④ 中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。
  - ⑤ 市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

◇資料

- 【資料\*\*\* 経営安定資金（災害復旧関連）】

**7 被災農林業関係従事者への融資**

- 県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資及び農業協同組合による災害補償が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 天災融資法に基づく資金融資】
- 【資料\*\*\* 農林漁業施設資金（災害復旧）】
- 【資料\*\*\* 農林漁業セーフティネット資金】
- 【資料\*\*\* 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】
- 【資料\*\*\* 農業災害資金】

**8 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用**

- 県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度による支援を行う。

## ◇資料

- 【資料\*\*\* 埼玉県・市町村生活再建支援金】
- 【資料\*\*\* 埼玉県・市町村半壊特別給付金】
- 【資料\*\*\* 埼玉県・市町村家賃給付金】
- 【資料\*\*\* 埼玉県・市町村人の相互応援】

企画財政班  
市民生活班  
福祉班